

# 砺波散村地域研究所 研究紀要 第28号

## 目 次

### 講 演

越中の一尙一揆 金龍 教英 1

### 論 文

重要文化的景観としての散村景観をめぐる一考察  
—生活者のまなざしと景観保全— 鈴木晃志郎 8

「新用水」成立の謎に挑む 佐伯 安一 (1)

屋敷林の樹木構成パターンとその保全の実態  
—関東平野の構成を砺波平野の事例に照らして— 不破 正仁 23

鷹栖村お藪史料にみる江戸時代後期の散村の屋敷林 新藤 正夫 38  
安カ川恵子

先人展「真宗の説教者たち」を開催して 安カ川恵子 47

近世が紡ぎ出す中世  
—城端善徳寺の由緒整備— 松山 充宏 (11)

### 調査報告

千光寺土蔵の文献調査 佐伯 安一 (22)

南砺市飛驒屋集落の屋敷林調査 米倉 春子 56

### 研究ノート

砺波郷土資料館收藏の唐箕  
—主として「松原唐箕」について— 般林 雅子 65

### 報 告

庄川上流地域見学会実施報告 事 務 局 74

砺波散村地域学習講座 // 76

平成22年度活動記録 // 79

# 砺波地方の一向一揆

金 龍 教 英

はじめに  
永正3年一揆  
永正末

永禄末～元亀  
本願寺と上杉の和睦後

## はじめに

藤木久志（立教大学名誉教授）が「気象」というものの上める歴史的な意味合いについて語っておられます。例えば、『日本中世気象災害史年表稿』においては、多くの資料をもとにしながら、当時の気象と関連づけながら、何年にはこういう飢饉があった、こういう病気が流行ったというようなことを整理しておられます。政治とか宗教とかいうベクトルだけでなく、気候というものの上める歴史的な大きなベクトルというものも結構あるのではないかということです。

16世紀の一向一揆というふうに言うのですが、当時は一揆とか土一揆とかいう言葉でしか出てきません。「一向一揆」というように「一向」というように言われるのは江戸時代に入ってからです。当時の人たちは「一向一揆」とは解釈しないで、「土一揆」ないしは「一揆」と思っていたんですね。

いわゆる「一向一揆」の当時のスローガンは、仏法の敵であるものに対して守るための戦いを挑むということでした。それは、16世紀の初めの本願寺の実如・本泉寺蓮悟の檄文に出てくることから分かります。それが、16世紀半ば以降の一向一揆では、仏敵というよりもだんだんと政治的なベクトルに移行していきます。そういうことを念頭に置いて話を聞いていただければいいと思います。

ルイス・フロイスは、約30年ほど日本にいて、織田信長や豊臣秀吉とも会ったことのあるキリスト教の宣教師です。彼は本国に向けて、ヨーロッパでは土地や都市や村落及びその富を奪うために戦いが行われるのに対し、日本の戦いというのは、ほとんどいつも小麦や米や大麦を奪うためのものであるというようなレポートを出しています。

それともう一点、地球全体では、小氷河期と言われるような時代が3つあったそうです。すなわち1350年前後の南北朝時代、それから、1500年を挟む前後50年。これが我々にとって今一番問題になっている時代です。それから、1650年以後の70年ほどというのです。これは、桜井邦朋（神奈川大学名誉教授）という方が『夏が来なかった時代』という書物の中で言っておられることです。興味深いのは、二番目の1500年を挟む100年ほどの時期が非常に気候的には寒くて作物もとれず飢饉が起きた、あるいは、病が起きたということです。

領国民を路頭に迷わすような領主ではレッドカードです。永禄2年（1559）小田原の北条氏康は、その前後の大飢饉によって相模の国の領民を食料的に支えることができなくなりました。そこで、彼は、その責任を取って隠居してしまうということが起こります。領主の座を自分の息子の氏政に譲ったのです。いずれにせよ、裏で実権を

握っていたに違いはないのですが、表向きは退任してしまいました。気候からくる飢饉という問題は、戦国大名たちにとっては非常に大きな問題であったということです。

### 永正3年一揆

ところで、砺波地方の一向一揆という側面から考えると、たぶん次の4つの時代区分があるだろうと思います。それは、永正3年(1506)、永正末から大永、永禄12年(1569)から元亀末、天正4年(1576)以降の4区分です。永正3年(1506)3月、本泉寺蓮悟が護法のための一揆を門徒に呼びかけ、その後9月に長尾能景が般若野で討ち死にするということが起きます。砺波地方の守護代遊佐氏も追放するということが起きるわけですね。本泉寺蓮悟は、檄文を3月16日に出しました。当時、加賀の本願寺のリーダーが蓮悟という人で、蓮如の子どもです。この方が、当時の加賀一門のリーダーであり、かつ、越中の国にも影響を及ぼしたわけですね。砺波の衆も皆蓮悟の指示を仰いでいます。それが永正3年の本願寺内の加賀・越中の時代背景です。

政治的に言うと、細川政元と足利義隆の二人の争いです。それに対して本願寺はどちらに組するかということで、細川政元側についています。なぜかというと、加賀一揆を起こした門徒衆を破門せよという將軍の命令に蓮如が困っていたときに、その間を取り持ってくれたのが政元だったのです。本願寺にとっては、反將軍派と言われた細川政元の下知に従うということが、その当時の生きる術でもあったのです。だから、細川政元は、河内の国において畠山氏を攻めあげていたときに本願寺門徒衆の助力を得ようとしたのです。そのとき、摂津、河内の門徒衆は拒否したので、しかたなく加賀門徒1000人ほどを上洛させて、畠山征伐に動員しています。このように、細川政元と足利義隆との戦いの中で、しだいに本願寺が全国的な争いの中に組み込まれていったというのが、

永正3年の一揆なのです。

長尾能景が般若野で戦死するというのもそのような動きの中で起きてくるわけです。具体的には、越前、加賀の一揆たちが、永正3年7月頃に越前の守護朝倉氏を攻めに行くわけですね。もちろん、朝倉氏が足利義隆側についていたからです。ところが、この戦いは、九頭竜川の一帯で一揆の方が大敗北してしまいます。この結果、越前、加賀の一揆衆が、越前、九頭竜川の川境の方に追いやられ、その勢力が全部越中の方に戻ってくるようになりました。その力が長尾能景を砺波の般若野で討ち死させるということにつながったと考えられます。その戦いでは、一揆として動員された砺波郡の人たちもいろいろな手柄を立てたかもしれませんが、そういうことが永正3年の一揆なのです。一向一揆は、その後、越前、加賀、越中、三河、尾張、美濃など全国的に広がりを見せることになります。その本願寺の門徒衆が広範な形で動員された一番初めの一揆がこの永正3年の一揆です。砺波郡の門徒衆たちも本泉寺蓮悟の檄文によって動員され、この戦いに参加したのです。

実如は、永正3年11月15日、越中坊主衆などに当てて、越中における戦いによって勝利を得たことの感謝状みたいなものを申し渡しているわけですね。その文言に「先々若松江申遣候」とか、「國之儀者、先若松殿様江任被申候」と書いてあることでも分かるように、その頃は、越中の門徒衆たちは独立した形ではなく、加賀の本泉寺蓮悟の下知に従うという形で一揆に動員されていたのです(松雲公採集遺編類纂132)。

一方、次の年(永正4年)細川政元が暗殺されてしまいます。また、中央では、足利義隆が京都へ入って將軍になるという動きも出てきます。そのような時代の流れの中、加賀の方では、本願寺の思いに従わない人たちがいろいろ出てくるようになりました。永正10年7月25日付、11年5月13日付の実如消息から加賀の状況が見て取れます。「法儀のこころさしなきゆへとあさましくおほ

え」あるいは、「一念帰命の安心を決定候てこそ、まことに命もおしからぬ事にて候へ、一人ものこらず、信心治定せられ候ハ、眞實々可為本懐候、返々佛法世間一味の段」というふうにして、どうも本願寺の思いとはかけ離れたところで加賀の門徒衆たちが動くようになったようです（六日講四講并所々御書）。そのような状況に苦慮している当時の実如の姿がよく表れています。

多分、砺波郡でもそんな状況が出ていたのではないかと思います。というのは、永正3年以降、守護代の遊佐氏は砺波郡での歴史的な痕跡を少しずつ薄め、永正17年には完全に消えてしまいます。婦負郡、射水郡では神保氏、新川郡では椎名氏という守護代の存在がその後も見えるのですが、砺波郡では守護代の痕跡は完全に見えなくなってしまいます。すなわち、永正3年の一揆の後、本願寺の下知に従うような形でしか存在し得ないような状況が少しずつ出てきていたのではないかと思います。しかし、このようにしてどんどん本願寺の思いと違う形で在地の人たちが動くようになると、どのようにすればまとまりを示せるかということで、業を煮やした実如が、何とか本願寺のきちんとした教え（法儀）を守って世間と仏法と一味してほしいと願うようになったのです。永正11年段階では、仏法と世間とが結合する（一味する）ことが大事だと言っていました。しかし、その後、少しずつ本願寺を取り巻く状況が違ってきているので、当時の門主もいろいろと考えざるを得なかったようです。

そして、「攻戦防戦具足懸之事」「鼻負偏頗之事」「年貢所當無沙汰之事」すなわち、「具足がけを止める」「鼻負偏頗もしない」それから、「年貢所當」を沙汰する事という三箇条を北国（越中）の門徒たちに示したわけです。その中で、その翌永正16年、三箇条について北国（越中）の門徒たちは、本願寺の下知を相守って従いましようというように申し合わせることになるのです。

## 永正末

ところが、そううまくはならないような状況が出てきました。永正16年（1519年）10月、勝興寺が炎上して高木場より安養寺へ移住するという事件が起こります。炎上することになったのは、越後の長尾為景が、神保討伐に入ってきたことが原因です。父能景が般若野で亡くなったのは神保氏のせいだということで、その敵討ちというわけです。先ほどのような三箇条からいうと、本願寺からのお達しにより加賀の蓮如の子どもたちの三つの寺（本泉寺、松岡寺、光教寺）は、この争いに無介入のはずでした。ところが偶発的なのが、永正16年10月に、高木場にあった勝興寺が戦いに巻き込まれて炎上してしまったのです。本願寺の門徒衆、あるいは、加賀の蓮悟、あるいは、砺波の門徒衆はどのように思ったでしょうか。無介入であろうと思いつつも、争いに巻き込まれていってしまう状況があったのです。これが、永正末から大永にかけての砺波地方の人たちが動員された二つ目の一揆ということになるだろうと思います。

本願寺は、これについてどのように思っていたのでしょうか。大永2年（1522）5月16日、実如が石河、河北両郡に出した消息には、「去年越中におゐて、忠節・高名共無比類事、ありがたく候」そして、「法儀の偽なる心中のあらはれと、あさ間敷候、右京兆（細川高國）被申候二付て、和與のすちめ申下候事にて候、若松（本泉寺蓮悟）にも談合なく、ころころにひき候程に、めんぼくをしなひ候」「佛法・王法きわを立候」など言っています（六日講四講并所々御書）。かなり困惑していた様子がうかがえます。文中の越中とは主に砺波郡を中心とするところです。

大永3月8日付の実如消息には、「其國みたれかわ敷よし聞及候間、去年以若松を申下候つる、取分三个條之儀、申くたし候」「世間・佛法たしなみ一心決定候者、前住（本願寺蓮如）の廿五年報謝不可過之候」「一味同心候」というふうに、実如が

加賀の郡中に申し渡しています（興善寺文書）。一味同心を要請するも、佛法と王法との際を立てることを実如は求めています。

一揆というのは「一味同心」しなければいけない。「一味同心」というのは、仏教用語なのです。意味は、目的のために心を一つにして、一味というのはすべて同一・平等ということです。一味同心を確認し合う方法が、「一味神水（いちみしんすい・いちみじんすい）」という作法なのです。それは、誓詞血判をして名前を書いた掟文を神前において燃やします。その灰になったものを水に入れて順番に飲み干します。これが、「一味神水」の作法です。これは、神前における作法です。

では、一向宗の場合はどのようなものだったのでしょうか。仏教ですから多分神前で行う作法ではないでしょう。しかし、一味同心は必要です。では、誰に一味同心するか。これは、阿弥陀様に対して行います。弥陀に一味同心するということです。あるいは、弥陀の法に一味同心するということです。これまで見てもらったものにはすべて「法儀」という言葉が出てきます。これが、一味同心ということです。それは、「佛恩報謝」という言葉であったり、「信心決定」であったり、このような用語がちりばめられて、越中の門徒衆は、本願寺実如・本泉寺蓮悟の下知に従ったのです。法儀を守ることは一味同心ということです。それから、「佛恩報謝」「信心決定」ということは「一味神水」というようなベクトルと非常に似通った作法的行為として16世紀の人たちが守ってきたのではないかというのが私の思いです。それが、永正末から大永に変わる頃であります。

ところが、中央の政治状況はどうしても越中の動きにリンクします。

福野町の高参寺という寺に残っている実如書状によれば、永正末頃、本願寺が越中坊主衆から50貫文を受け取ったと書いてあります。実如の花押は、若いときも年を取ってもあまり変わりません。ただ、署名がちょっと変わってきます。その

高参寺にある実如の受け取りの署名を見ると、実如の晩年のものです。晩年に越中の坊主衆たちが、50貫文を本願寺に納めているのです。しかし、大永4年（1524）に、実如が蓮悟に当てた志受取状によれば、「坊主衆より、為志百五拾五貫到来候」と書いてあります（加州御教誡御書）。そうすると、だいたいよく似た時期に、越中坊主衆は、たった50貫文しか上納できなかったのに、本泉寺蓮悟は、加賀の国全体と考えた方がいいのか河北郡と考えた方がいいのかはつきりしませんが、値としては、155貫文目、約3倍を上納していたということになります。ということは、当時の越中の国の門徒衆から本願寺へのサポートが、加賀の国あるいは河北郡よりずいぶん低かったということになります。高参寺の資料は、越中坊主衆に当ててのもので、明らかに越中国全体に対するものと考えられます。

ただ、当時のことを考えると、新川とか婦負郡は本願寺教化があまり進んでいないだろうと考えられるので、越中と言っても砺波、射水の2郡と解釈してもいいのだらうと思います。しかし、天文11年（1542）の証如の日記を見ても分かるように、番役を担うことによって、天文期には、いよいよ越中の国は本願寺との関係の中である程度の位置を占めるようになってきます。

#### 永禄末～元龜

中世の本願寺と地方の末寺あるいは坊主、門徒衆との関係は、以下の3つの形でまとめられます。

一つは、本末関係です。いわゆる「本願寺」と「末寺」「門徒」の関係がそれです。

もう一つは、直参です。これは、本願寺との直接的な関係です。これには、二つがあります。直参には、番役といって、大坂の石山本願寺へ上って行って、親鸞の命日28日から一ヶ月間いろんな仏事奉仕をすることが認められています。これは、直参身分にしか認められていませんでした。

これは、天文11年から越中に発動されています。それまで、越中衆は本泉寺蓮悟の下知に従わなければならなかったのですが、加賀一門が没落してきたこともあってどんどん本山の中で占める割合が大きくなってきます。直参には頭役もありません。越中では、五箇山と河上衆が担っています。

頭役ができるということは直参です。五箇山と河上の人は、本山との関係の中では直参身分を与えられていたということです。

例えば、蓮如の25回忌には、河上衆と五箇山衆が連帯で「お斎」ではなく「非時（軽い食事）のお世話をする、負担をするということが書かれています。当時、これは大変名誉なことでした。直参衆しかできなかったからです。門主や前門主、前々門主の年忌法要などがあったときに、五箇山・河上衆が非時の世話を担っています。これは経済的に大変だったでしょうが、そういう仏事をずっと守るという意味でも大変だったと思います。越中の直参が本願寺とどのような関係をもっていたかは、番役、頭役にみることができます。

それと与力です。与力というのは、本末関係ではなくて地域的に割り振るものです。河上、五箇山は瑞泉寺を助ける。それ以外は、勝興寺を助けるというようにです。そういうふうなものが与力です。永禄末から元龜にかけての一向一揆はどんなものだったかについては、永禄8年（1565）3月27日に11代目の顕如上人が武田信玄と、「越中のことは信玄と申し合わせて下知を為すべき事」というふうに盟約を結んだことが画期となります（顕如上人文案）。

何故こうなってくるかというと、三条公頼という公家の娘が3人おられて、一人が細川晴元のところに行き、一人は武田信玄のところへ行き、一人は11代目の顕如さんのところに嫁いでいます。ですから、顕如と武田信玄とは三条公頼からいうと姪という関係でした。そういうふうな血筋的な問題も含めていよいよ本願寺は、政治の世界に組み込まれてきたのです。ですから、先ほど言っ

たような「法敵」というスローガンは、本願寺が長尾らから我が身を守るために「法敵」という言葉を使って結束を図ったということから、本願寺が自ら政治の世界に身を投じていることを考えれば、また、違う意味として考えなければならないと思います。

永禄12年（1569）10月、神保衆が西条方面へ軍事行動したので、勝興寺顕栄は、五位庄の門徒衆の合力を求めました（長光寺文書）いわゆる与力です。このように軍事催促をする力は本来門主にしかないとはいえませんが、時の勝興寺の顕栄は、長光寺宛に「西条の方へ増山の神保たちが攻めてくるようなので其の荘、いわゆる五位の荘の門徒たちが力を合わせて西条の方に合力してくれ」という催促状を出しているのです。ところが、「兩人以談合」と書いてあるのに、宛先は長光寺一人だけで、一人抜けているのです。「兩人」と書いてあるからには、ここに二つのお寺の名前が出てこなければならないはずですが、こういうことは、古文書には結構あるのです。というのは、消してしまえば、自分のところだけにもらったのだと言えるからです。宛先は削っても、本文の中身は削ることはできないのでちょっと怪しいことではありますが、それにしても、これが地方の有力寺院が与力という力で軍事催促した富山県では初めての資料なのです。本末関係でいうと、長光寺は興正寺という寺の末寺なので、興正寺のことを聞くのが当たり前なのですが、勝興寺の下知に従わなければならないという状況が「与力」ということなのです。ですから、中世の本願寺内は、先にみたように3つのからみで成り立っていたのです。

永禄末から元龜にかけても砺波地方に一揆が起こっています。それが、どんどん射水、婦負郡の方にも少しずつ広がっていきました。この一揆は、上杉謙信に対して行われている動きだから、砺波郡だけでとどまっているわけに行かなかったのです。東へ東へと攻めていくこととなります。

元龜3年(1572)5月、加州(石川河北郡)の一揆が助太刀として越中へ来たと上杉方の越中衆が新庄へ報告しています(上杉家文書)。河上・五位の荘に着陣しています。越中衆の上杉との戦いに対する加賀門徒のサポートです。

9月には、上杉謙信が安養寺という砺波郡の奥深くまで攻めてきたということが分かります。ところが、天正4年(1576)5月、一揆と上杉とが手を結んでいます。なぜなのでしょう。元龜4年(1573年)4月には、本願寺と結んでいた武田信玄が死にます。8月には、浅井氏、越前の朝倉氏が滅亡します。織田信長の力がだんだんと圧倒的になってくる中、このように本願寺を取り巻く状況がだんだん厳しさを増してきた結果、本願寺は、とうとう上杉と手を結ぶことになったのです。もちろん、上杉も本願寺と結ぶことによって上洛することが可能になるだろうと見たわけです。このように、両者の利害が一致し、天正4年5月に上杉と本願寺が講和したことによって、上杉は、加賀から越前に向けて攻めて行けるようになったわけです。

### 本願寺と上杉の和睦後

ところが、謙信は天正6年(1578)3月に死去してしまい、越中はまた戦乱状況に陥ってしまいます。天正7年9月、勝興寺の住職が、謙信が亡くなってからというもの、木舟(小矢部の木舟)の辺りでやりたい放題の行いをする者がいて、勝興寺の近辺まで押領がまかり通っているのでは何かしてほしいと上杉景勝に通報しているのです。時代は、砺波地方で一揆が力を発揮できていた時代から、戦国大名、すなわち侍たちが圧倒的な力を持つ時代へと変わっていくのです。

天正8年の3月、信長と本願寺が今までの争いをやめて和睦し、顕如は本願寺を出てしまうということが起きます。そして、本願寺自体も場所を移動します。秀吉から今の西本願寺の辺りに土地をもらって京都に入ることになるのは天正19年

(1591)のことです。それまでは、浪々の身として鷲森、貝塚、天満の3つの場所を動いていました。

このような中で、織田信長の家臣たちが越前から加賀の国に入ってきたのです。柴田勝家、佐久間盛政ですね。越中境にもやってきました。金沢の尾山御坊も焼けてしまって加賀の国には本願寺の前線基地が全部消滅してしまうことになりました。天正8年には河上の方、井波も明けてしまうということになり、そこには一時誰もいなくなってしまうことが起きます。五箇山、白川までもおかしくなっているので何とか助けてくれということで上杉に援軍を求めています。

天正9年(1581)の2月に佐々成政が織田信長によって派遣されると、彼は、武力を持って砺波方面の一揆を壊滅させてしまいます。このため瑞泉寺の住職は、天正9年9月から越中におれなくなってしまう。勝興寺と瑞泉寺の住職たちはどこに行っていたかという、越中の国を抜け出し、本願寺と一緒に紀伊の鷲森、和泉の貝塚、天満と移動するのです。勝興寺の顕栄という人は、天正12年の12月1日、貝塚で亡くなっています。その勝興寺の顕栄の葬儀に瑞泉寺の顕秀がお参りしていたという記録が残っています。ということは、その当時、二人とも貝塚にいたということです。天正12年9月に前田利家が瑞泉寺の旧領を安堵します。11月には、佐々成政が勝興寺に守山遷住を許可するというようなことが出てきますが、当の住職たちは、越中にはいなかったことなのです。

このように見てくると、わずか永正3年(1506年)から天正9年(1581年)までの約75年間が一向一揆が活躍した時代なのです。そして、天正9年から10年にかけて、加賀の国においても本願寺の灯火が全部消えてしまいます。山内といって白山麓に鳥越というところがありますが、そこで最後の戦いがありました。門徒衆たちが何百人も礫になって、その後鳥越村を歩く人が誰もいなく

なつたと史料に残っています。これが、16世紀の砺波、加賀、北国の本願寺門徒衆の歩いてきた道です。

さて、先ほど一向一揆でも土一揆でも「一味同心」ということがなければならぬと言いましたが、この「一味同心」というのは仏教用語です。一揆を行うためには、「一味同心」すなわち、目的のために心をつにすることを確認しなければなりません。ですから、土一揆の場合には「一味神水」によって一致団結の確認をします。一方、一向一揆の作法は、弥陀の法儀をもつということが目的となります。どのような言葉で出てくるかという、「佛恩報謝」「信心治定」という言葉です。16世紀の人たちは、そのことを心の底からいただいたのです。だから、例え戦いに挑んで亡くなることがあったとしても、一揆から逃げたり参加を拒否したりすると後々末代まで後悔するであろうという言い方もされました。それが、一般の一揆と違うところですね。

一揆を含む戦乱に気象が関係しているということも言いました。作物が不作で食べることができなかつたらなんとか食べられるようにしなければならぬ。きれい事ではないのです。

永禄2年という年は、全国的に飢饉の年でした。先ほどお話ししたように、北条氏康は、自国民を安堵させることができない責任を取って引退し、子どもの氏政に領主の座を譲るわけですが、上杉謙信はどうだったでしょうか。越後の国も大飢饉だったのです。彼は、永禄2年に京都へ上って將軍に会って三管領の次の地位としてのいろいろな権限をいただいて帰国しています。そして、次の年、初めて越中の国に進攻するのです。それは、神保と椎名が争いをやっているのを隣国から諫めるためです。前から仲の良かった椎名氏を保護するためという名目です。結局、神保氏を富山から追い出すわけですが、富山に攻めてきたもう一つの理由があるのです。それは、食料です。越中の国へ越後の百姓たちを動員しながら攻めてき

て、食料を得るためとも言われているのです。また、「人取り」と言って、攻めて行った敵国の人間を人質として連れて帰ります。人身売買ですね。中世の頃の相場は、人間一人について2貫文か3貫文でした。お金のある人だったら10貫文でも20貫文でも出す場合もありました。軍の下っ端の者は、大将なんかの首を取って褒美がもらえるわけではありませんから、人間を自国へ連れ帰ってたたき売ったのです。人身売買した方がお金になります。当時はそういう時代だったのです。一向一揆の人たちがそのようなことをしたかどうかは分かりません。

砺波地域に即して、一揆を敷衍することは史料的な制約もあり、政治が戦乱（一揆）の大きなベクトルを占めることではありますが、ここに宗教がどのような比重を占めるかが「一向」一揆ということですが、しかし、人間の営みを一辺倒で律することも危険なことです。

（きんりゅうきょうえい 県公文書館調査員）

## 参考文献

勝俣鎮夫『一揆』

藤木久志『土一揆と城の戦国を行く』

藤木久志『雑兵たちの戦場』

# 重要文化的景観としての散村景観をめぐる一考察 - 生活者のまなざしと景観保全 -

鈴木 晃志郎

## はじめに

日本の景観保全に関する法制度の歩み  
景観法、文化財保護法と文化的景観  
文化的景観の概念化と世界遺産条約  
散村研究の歴史と散村景観保全に向けた  
動き

## 報告書の抱える課題

- 1 文化的景観における真正性の不明瞭さ
  - 2 担い手としての「市民」の不明瞭さ
- おわりに  
景観価値のグローバル化とデフ  
レ化のなかで

## はじめに

2004年、文化財保護法の一部が改正され、文化財の一領域として新たに「文化的景観」が加えられた（第2条第1項）。そして「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（同項第5号）」と定義された。

同法第134条第1項には、都道府県または市町村が定める景観法に規定された景観計画区域または景観地区内にある文化的景観のうち、保存計画の策定や条例による保護措置が施されたものの中から特に重要なものを、文部科学大臣が「重要文化的景観」に選定できるとしている。2006年1月26日には、滋賀県近江八幡市の「近江八幡の水郷」が、この重要文化的景観第1号に選定された。

表1は2011年2月時点の重要文化的景観の選定地一覧である。選定された景観をみれば明らかに、重要文化的景観は、従来は景観としての価値判断には含めにくかった田園や農村、牧草地などの風景にも景観としての価値を認め、保護や保全の対象にする枠組みである。その後も選定件

数は年に数件ペースで順調に増加を続け、2011年2月現在、合計24件が選定されている。

この制度の施行に先立ち、文化庁は2000年度から足かけ4年にわたって『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』を実施した（文化庁文化財部記念物課2005）。このとき、2千件以上の候補地の中から、詳細調査を行う対象となる8件の中に、本論文が対象とする砺波平野の散村景観<sup>(1)</sup>も含まれていた。

この動きに呼応したのは砺波市である。砺波市は、1993年に「花と緑のまちづくり条例」を、2002年には「散居景観を活かした地域づくり協定」を定めるなど、1990年代から独自に散村景観の保全のための枠組みを定めてきた。しかし、重要文化的景観への選定を明確に意識した取り組みを始めたのは、2005年の文化財保護法改正以降のことである。その中心となったのは、2006年8月に有識者や学識経験者によって組織された「砺波市散居景観保全検討会」であった。砺波市は同会を通じて、2006年から3年間を掛け、現況把握調査（2006年度）、住民意向調査と説明会（2007年度）、モデル地区詳細調査（2008年度）を実施した。その成果は2009年3月に『砺波市散村景観保

表1 重要文化的景観の選定地一覧（2011年2月時点）

No.	選定期	地方	件名（所在地）
1	2006年1月26日	近畿	近江八幡の水郷（滋賀県近江八幡市）
2	2006年7月28日	東北	一関本寺の農村景観（岩手県一関市）
3	2006年7月26日	北海道	アイヌの伝統と開拓による沙流川流域の文化的景観（北海道沙流郡平取町）
4	2006年7月26日	四国	遊子水荷浦の段畑（愛媛県宇和島市）
5	2008年3月28日	東北	遠野荒川高原牧場（岩手県遠野市）
6	2008年3月28日	近畿	高島市海津・西浜・知内の水辺景観（滋賀県高島市）
7	2008年3月28日	九州	小鹿田焼の里（大分県日田市）
8	2008年7月28日	九州	蕨野の棚田（佐賀県唐津市）
9	2008年7月28日	九州	通潤用水と白糸台地の棚田景観（熊本県上益城郡津野町）
10	2009年2月12日	近畿	宇治の文化的景観（京都府宇治市）
11	2009年2月12日	四国	四万十川流域の文化的景観 原流域の山村（高知県高岡郡津野町）
12	2009年2月12日	四国	四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田（高知県高岡郡檜原町）
13	2009年2月12日	四国	四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来（高知県高岡郡中土佐町）
14	2009年2月12日	四国	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来（高知県高岡郡四万十町）
15	2010年2月22日	四国	四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来（高知県四万十市）
16	2010年2月22日	中部	金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化（石川県金沢市）
17	2010年2月22日	中部	姨捨の棚田（長野県千曲市）
18	2010年2月22日	四国	椋原の棚田（徳島県勝浦郡上勝町）
19	2010年2月22日	九州	平戸島の文化的景観（長崎県平戸市）
20	2010年8月5日	近畿	高島市針江・霜降の水辺景観（滋賀県高島市）
21	2010年8月5日	九州	田梁荘小崎の農村景観（大分県豊後高田市）
22	2011年2月7日	四国	久礼の湊と漁師町の景観（高知県高岡郡中土佐町）
23	2011年2月7日	九州	小値賀諸島の文化的景観（長崎県北松浦郡小値賀町）
24	2011年2月7日	九州	天草市崎津の漁村景観（熊本県天草市）

（国指定文化財等データベース、官報等より筆者作成）

全・活用調査報告書（以下：報告書）』にまとめられている（砺波市2009）。

本論文では、これら一連の「重要文化的景観」選定に向けた砺波市の動きに焦点を当て、散村景観を保全することの今日的意味と課題を以下の2つの視角から検討する。

第一に、重要文化的景観に選ばれることは、誰にとってどのような意味があるのかを、批判的に考察することである。本論文では、重要文化的景観を、現代においてひとつの支配的イデオロギーと化しつつある“景観保全パラダイム”の一表徴と捉え、その概念の成立過程を遡って再検討する。

第二に、報告書の内容分析を通じて、砺波市の進める重要文化的景観選定に向けた施策や手続きを検討し、今後に向けた課題を明らかにすること

である。特に、報告書が捉える“文化的景観”の指示対象と、文化的景観の語義の間にある齟齬、ステークホルダーとしての地域住民に対する意識調査の手法に焦点を当てて考察する。

以上2つの考察を通じて、重要文化的景観選定を通じた砺波平野の散村景観保全のあり方に検討を加えること、砺波市の事例を通じて、文化的景観が内包するポリティカルな性格について批判的に検討することが本論文の目的である。

#### 日本の景観保全に関する法制度の歩み

文化的景観そのものの今日的意味や、砺波の散村景観の重要文化的景観選定に向けた動きについて言及する前に、まず日本での法制度による景観保全の歩みを簡単に概観しておこう。日本における法制度上の景観保全は、名所・旧跡の保護から

始まったとされる。国宝級の寺社仏閣やその宝物類の保存を目的として1897（明治30）年6月に制定された古社寺保存法は、その最も古い形といえる。この法律はその後、1929（昭和4）年7月に廃止され、私有・公有の別を問わず、重要文化財に指定されたものを保護する「国宝保存法」へと受け継がれた（小林2007）。

一方、国宝保存法が保護の対象とする歴史的建造物やその宝物以外の文化財は、1911（明治44）年には帝国議会で「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」、「名勝地維持保存ニ関スル建議案」、「国設大公園設置ニ関スル建議案」などが上程され、1919（大正8）年4月には「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定されることで保護の対象となった（枝川2002）。このうち、史蹟や天然記念物が、特定の地物や生物を対象とするのに対し、「名勝」は特定の指示対象を伴わない。ここに至って、日本で初めて法制度による景観保全が概念化されたとみなしうる。

1950年に議員立法で制定された文化財保護法は、それまでの国宝保存法によって保護されてきた歴史的建造物の保護と、この史蹟名勝天然記念物保存法による名勝や史蹟、天然記念物などの保護とを包含する法律という性格をもつ（荻谷2008）。文化財保護法はその後、数度にわたる改正が行われた。特に1975年に行われた改正では、伝統的建造物群保存地区制度や重要無形民俗文化財制度が設けられることにより、建造物のみならず建造物が建つ周辺地区も一体として保全するための法的な根拠が与えられることになり、これがその後、現在に至るまで世の中を席卷し続ける歴史的街並み保全やまちづくり思想の濫觴のひとつとなったと考えられる。しかしながらこの段階では、後述する文化的景観に直接該当するような法制度上の定義づけは断片的にしかなされていなかった。

## 景観法、文化財保護法と文化的景観

日本の法制度上で、本論文でとりあげる文化的景観が概念化されてくるのは、2000年代に入ってからのことである。

文化的景観は、2004年に前述の文化財保護法が一部改正され、翌2005年4月1日から施行された際、新たに盛り込まれた概念であり、同2条1項1号に「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」であると定義づけられている（文化庁伝統文化課2005）。具体的には、水田・畑地などの農耕に関する景観地、茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地、養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、道・広場などの流通・往来に関する景観地、垣根・屋敷林などの居住に関する景観地の8項目（上記が複合した景観地を含む）に該当する「国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの」を文化的景観の選定基準にしている（文化庁文化財部記念物課）。

先に述べたとおり、従前の景観保全のための日本の法制度が、どちらかというと建築物や美術品、名勝など、対象が実体を伴い、それゆえに所有権と関わりの深い概念なのに対し、文化的景観はある景観を価値あるものにならしめている地域の文化や習俗、信仰、社会体系なども価値判断の対象に含むところに独自性がある。

2004年6月には、文化財保護法と連携する形で、景観に関する日本で初めての法律「景観法」が生まれた。景観法は、国土交通省、環境省、農林水産省が共管し、省庁の所管の壁に阻まれていたさまざまな土地利用規制（都市計画法、農地法、森林法、自然公園法、自然環境保全法）を横

断的に扱うことができる点で画期的であった。池辺（2004）はこの法律の特徴を、対象空間を都市のみならず農山漁村まで拡大したこと、景観の概念を「自然、歴史、文化、生活、経済活動により形成されるもの」と定義したこと、当事者による合意や協定に基づき、景観を保全すべき地域だけでなく、創出すべき地域も「景観計画区域」として指定できること、景観法と条例を組み合わせることにより、勧告のみならず、デザインや色彩の変更や改善の命令が可能となり、土地利用規制において強い拘束力を持つこと、計画策定プロセスに、住民やNPOなどによる、景観管理主体としての主体的な参加を促していること、の5点にあるとしている。

景観法が生まれた背景には、小泉純一郎内閣の政策の一環として2003年に掲げられた『観光立国』宣言があった。出入国管理統計年報によると、訪日外国人数は5,727,240人で、日本人出国者数13,296,330人の半分にも満たない状況であった（法務省大臣官房司法法制部2004）。2004年1月、その基本的なあり方を検討するため「観光立国懇談会」を開催することが決められ、直後の第156回国会施政方針演説において小泉元首相は、日本を訪れる外国人旅行者を2010（平成22）年に倍増させる目標を掲げた（赤松2007）。

小泉は、「国際交流の増進、我が国経済の活性化の観点から、自然環境、歴史、文化等、観光資源を創造・再発見し、整備を行い、これを内外に発信することによって、我が国が観光立国を目指していくことが重要」とし、2003年7月『美しい国づくり政策大綱』を発表した<sup>(2)</sup>。この大綱では「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観などだれもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである」とし、「これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある」とされた。ま

た、「鎮守の森のように、その地域に住む人ならだれもが守りたいと思う景観もあり、このような地域景観への配慮も欠かせないものである」、「一方、単に、既に形成された優れたものを守るにとどまらず、後世に残すべきシンボルとなるものをつくることや自然を再生することなど世代を超えて、または世代を経て初めて認められる優れた景観をつくることも、公共・民間を問わず現世代の重要な責務である」との主張は、景観法の趣旨にそのまま反映されている。

小泉はこの他にも、観光行政の責任を有する組織として観光庁の設置を掲げ、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出したほか、2006年12月には「観光基本法」を全面改正する「観光立国推進基本法」を成立させ、同法は2007年1月1日より施行されている（国土交通省2004）。以上のように、日本における文化的景観の成立過程には、国家的な観光政策があったことがうかがえる。

### 文化的景観の概念化と世界遺産条約

人と自然との相互作用の上に成り立っている景観に価値を与え、保護・保全の対象とする。こうした文化的景観の考え方の直接的なルーツはどこにあるのであろうか。そのルーツを辿ると、日本が1992年に批准した「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」にまで遡ることができる。世界遺産条約の採択により、所有権と結びつきの強いそれまでの「文化財（Cultural property）概念に代わって、より包括的な「文化遺産（Cultural heritage）概念が提示され、人類の共有財産としての景観を政府間委員会の協議に基づいて価値づけし、次世代に伝えるというイデオロギーが掲げられた（高橋2009）。奇しくも日本が条約を批准したのと同じ1992年12月の第16回世界遺産委員会で、「世界遺産条約履行のための作業指針（Operational guidelines for the implementation of the world

heritage convention)を改訂する形で採択されたのが、文化的景観の概念だった(Rössler 2002, pp.10-11)。

文化的景観の概念は、世界遺産条約の採択(1972年)に先立つ1962年の第12回ユネスコ総会で採択された、「風光の美と特性の保護に関する勧告(Recommendation concerning the safeguarding of the beauty and character of landscape and sites)」に、早くもその源流を求めることができる。この勧告の第1条では、守るべき景観を「風光の美と特性の保護とは、文化的又は美的意義を有するか、あるいは典型的な自然的環境を構成する、天然あるいは人工的な、農村及び都市の景観の保存、及びもし可能ならばその復旧措置を意味する」と定義するとともに、一般原則の中では「風光の美と特性の保護のために採用される研究と措置は、一国の全領域に適用されるべきであり、特定の風光地に限定されてはならない」(第3条)とした(The 12<sup>th</sup> General Conference of UNESCO 1962)。

文化的景観は、大きく分けて 意匠を施された景観(Landscape designed and created intentionally by humans)有機的に進化した景観(Organically evolved landscape)連関した文化的景観(Associative cultural landscape)の3つのカテゴリによって定義され、有機的に進化した景観については、さらに「残存する景観(Relict/fossil landscape)と「継続している景観(Continuing landscape)の2つのサブカテゴリに分けられている(Rössler 2000; 2002)。

意匠を施された景観は、庭園や公園など、人が空間設計をすることで生まれた景観である。残存する景観は遺跡・遺構にあたるもので、アンコール・ワットなどが代表例である。一方、継続している景観とは、「現在の社会が、その伝統的生活様式の重要性を認めてその活性化に努め、景観の進化が現在も進行しているもの。同時にその時代を越えた進化を顕著にあらわす物理的形跡を示すも

の」と定義される景観であり、ルソン島(フィリピン)イフガオ州のコルディレラ高地にある棚田がその代表例とされる(Schippers 2010)世界遺産条約にもとづく文化的景観の中では、この有機的に進化した景観に当てはまる文化的景観が最も多く、全体の50%以上を占める(Fowler 2002)本論文が対象とする砺波平野の散村景観も、世界遺産条約上ではこの継続している景観に該当する。連関した文化的景観は、自然の要素が宗教的、芸術的、文化的な意味と結び付けられることにより創出される景観であり、近年ではゴミ問題によって世界自然遺産登録に失敗した富士山が、このカテゴリを根拠に世界文化遺産としての登録を目指している(渡辺ほか2008)。

日本で、文化的景観の価値への評価から世界遺産登録された例としては、2004年に世界文化遺産となった「紀伊山地の霊場と参詣道」と、2007年に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」を挙げることができる。

紀伊山地の霊場と参詣道を例に取ると、文化的景観の概念化により、社寺や古道などの遺構や史跡としての価値(文化遺産としての価値)あるいは紀伊山地の豊かな自然(自然遺産としての価値)単体の評価では見落とされがちな、山岳信仰の聖地がもつ特有の価値体系までもが、総合的に評価されるようになった(木下2011)。

文化的景観による景観概念の意味的拡張が行われたことは、国家や地域にとって、観光資源として商品化する空間に新たな可能性が加わったともみなすことができる。事実、様々な地域で文化的景観の概念を用いて地域の景観を再検討し、新たな価値付けを行おうとする動きが進んでいる。遊牧民と自然とが相互作用して形づくってきた文化的景観として、モンゴルのステップ景観を再評価する視点から、行政や観光関連産業の統計データや資料の分析を行ったBuckley et al. (2008)スウェーデン南部の世界遺産登録地で参加型アプローチにより維持されている牧草地景観の維持管



図1 砺波市と県内主要市町村

砺波平野は砺波市を中心に、南砺、射水、高岡、小矢部の各市にまたがっている。筆者作成。

理の成功例をとりあげ、ステークホルダー相互間の信頼を高めることで、制約やルールが受け入れられやすくなったと指摘するStenseke (2009)などはその好例である。ネバダ州のアメリカ先住民およびミシガン州のスカンジナビア系移民を対象に、参加型アプローチによる景観評価を地域資源保護の政策決定プロセスに反映させる試みを行ったToupal et al.(2001)のように、世界遺産登録とは関わりのない地域でも、同様の視点から実践を試みた事例は多い。関連主体を地域資源評価や保全に関する政策決定過程に参画させるアプローチ (Participatory approach/learning; Pretty 1995) は、近年の地域政策・地域計画領域においてひとつのトレンドをなしており、こうした動きは、当該地域に居住する人の生活様式や信仰、文化などと密接に関わって醸成されたものとしての文化的景観概念が一般化してきたことと無縁ではない。

こうした動きは一面において、あらゆる国や地域に地域の潜在的な資源が新たな文脈の下で再評価される可能性をもたらした。その結果、先進国の都市部では、近代建築・土木遺産に新たな光を当て、あるいは芸術や文化、あるいはその創り手を支援することによって脱工業化し、地域振興を

はかる動きが活発化した(西村2009; 鈴木2009)。一方農村部では、農村の生活様式や生活空間そのものを、都市からの来訪者のまなざしの中で価値あるものとして再定義し、観光振興へと活かそうとする試みが顕在化している(林2007、井口ほか2008)。

その場所が都市部であれ、農村部であれ、地域が外に向かって開かれた地域振興策を探るとき、景観保全に関する地域の意志決定にも、外部の格付け機関やマスメディア、有識者、文化人、観光客の提言が影響力をもつようになる。文化的景観は地域にとって、外部の力を活かした地域振興のツールとしての可能性を高める武器である。これが、重要文化的景観においても、選定をめざす大きな動機のひとつといえよう。

#### 散村研究の歴史と散村景観保全に向けた動き

本論文の研究対象である「砺波平野の散村」も、こうした背景の下、重要文化的景観への選定を目指している。議論に先立ち、ここではまず、砺波平野の散村がどのような景観資源であるのかについて概観しておくことにしよう。

富山県西部に広がる砺波平野は、県南の山岳地帯に源を発する庄川流域の南砺市、砺波市、小矢部市、高岡市一帯に広がった庄川扇状地の扇央部に位置する(図1)緩傾斜地である扇状地は、広範囲にわたって灌漑によって水を引くことが容易である。このような条件下では、農地と住居が近接している方が効率が良い。そのため扇状地では、一般に住居の周囲を耕地が取り囲む形で村落形成が進み、結果として集村ではなく、水田の間に島の如く住居が点在する散村が卓越した。日本では他に、島根県の斐川平野や静岡県の大井川扇状地、北海道の十勝平野、岩手県の胆沢川扇状地、富山県の黒部川扇状地などにも、散村形態がみられる。

砺波平野は三方を山で囲まれた地勢から、井波



写真1 砺波の典型的な散村景観

水田の中に周囲から孤立した家屋がある。並木は屋敷林。右の切妻造りの建築物がアズマダチ（中島久直氏提供）

風と呼ばれる強い山風や西からの卓越風が多い。周囲に遮るものがない散村では、その強風が直接屋敷に当たってしまう。また三方が山であることから夏場の気温上昇が顕著である。これらの対策のため、各々の屋敷は宅地の南西部にカイニョと呼ばれる屋敷林を植えるようになった（砺波市2009, p.51。）これが、アズマダチと称する武家屋敷起源の伝統家屋様式と相俟って、砺波の散村景観を特徴づけている（写真1）。

砺波の散村地域が、初めてその景観価値を評価されたのは、第二次世界大戦前と古い。たまたま、利賀谷（南砺市）の調査のため城端線で高岡から南下していた小川（1914）は、砺波周辺の散村景観が独語圏でEinzelhof（孤立荘宅）と呼ばれる村落形態と酷似していることに気が付き、地学雑誌に報文を寄稿した。これが、砺波の散村景観に研究者が注目する契機となった。

小川は多分に推測を交えながらも、散村景観の歴史的由来について論じ、その後の散村研究に先鞭をつけた。小川の報告を契機に、1960年代までの30年ほどの間に、農村地理学や歴史地理学を中心に、砺波平野の散村景観の起源に関する研究の蓄積がなされた。小川の報告のうち、散村景観の由来に関する記述（東大寺の荘園が含まれていることを根拠に、条里制の遺制であるとする仮説）は、山田新村の氏許と改作奉行との往復書簡を根

拠に加賀藩の農政を起源とする牧野（1915）や、開発適地の散在性、飲用・灌漑用水の取水の利便性、フェーン現象などの自然条件を挙げる村松（1931）らによる起源論争へと結びついた<sup>(3)</sup>。また、当該地域の住民の土地所有意識に関する記述（所有権の如何に関わらず自宅周辺の土地を耕し、他者に耕されるのを恥辱とまで感じることは、その後、加賀藩の田地割制を起源にもつ慣行小作権と耕地圍繞制による、土地所有権と耕作権の分離を根拠にした橋本（1969）の説明によって裏づけを得た。

一方、散村地域の居住者に対する意識調査は、東礪波郡出町（現在の砺波市出町地区）で集落調査を行った井森（1954）によって示された。井森の調査により、一般的な集村地域に比べて散村の良さを「耕地に近い」、「火災の延焼の恐れがない」、「近所からの干渉が少ない」ことに見出す個人主義的傾向が、散村地域の住民の特徴とされた。島根県の斐伊川流域に広がる簸川平野の散村で同様の調査を行った高木（1958）1966年に非公式の集落調査を行った橋本（2010）でも、これと類同的な結果が得られている。

このほか、散村の分布傾向に関する分析も幾つが行われた。出町以北の散村地域における荘宅分布傾向の空間解析を試みた村田（1930）により、中央部にあたる出町周辺の分布傾向が最も一様であり、端に近いほど集村化の傾向があることなども明らかになった。砺波の地形図に100メートル四方の方眼を掛ける方法で荘宅の分布傾向を分析した松井（1931）は、散村地域の荘宅分布はポアソン分布に近い傾向を示しているとしている。

これら地域調査の蓄積により、1970年代に入る頃には砺波の散村景観に対する基礎的な知見は出揃い、これ以降、地理学および周辺領域の全国誌で議論される頻度は大幅に減少していった。

いったん全国誌から姿を消した砺波の散村地域が、再び脚光を浴びるようになったのは、先に述べた重要文化的景観の選定に向けた活動によるも

のである。その間、先進国の多くは低成長時代を迎え、グローバル化に伴う農産物の輸入自由化や価格破壊により、農村のあり方にも大きな変化が起きつつあった。事実、農業生産の場としての重要性というよりは、散村がおりなす景観価値に焦点を当てられての再評価であった。

2003年10月、折しも創立20周年を迎えた砺波散村地域研究所が主催した『砺波散村の居住環境』と題する記念シンポジウムは、文化的景観の側面から散村地域の景観価値を再評価する全国の有識者たちの声で溢れた。

このシンポジウムが、前述した「砺波市散居景観保全検討会（2006年8月設置）へ結びついたのは疑いない。その会長には、同シンポジウムで基調講演を担当した金田章裕氏が迎えられた。この検討会を通じて、2006年から3年間を掛け、砺波市は現況把握調査（2006年度）住民以降調査と説明会（2007年度）モデル地区詳細調査（2008年度）を実施した。同調査の報告書にも記されているとおり、「伝統的な農村形態を残しながら日々の営みが現在も継続されている砺波平野の散村を文化的景観として評価し、保存活用のための方向性を見出し、次世代へ継承する（p.3）ことを目的にした調査であった。その最終的な成果は2009年3月の報告書にまとめられている（砺波市2009）。

### 報告書の抱える課題

1983（昭和58）年4月に開所された砺波散村地域研究所は、先に触れたとおり2004年、その創立20周年を記念して、『砺波散村の居住環境』と題するシンポジウムを開催した。

このシンポジウムでは、京都大学名誉教授で当時同研究所長だった浮田典良を始め、内藤浩市（建築家）平岡昭利（下関市立大）宮口侗迪（早稲田大）恵小百合（江戸川大）ら、在京の知識人が議論を交わし、「ヨーロッパに学ぶ自転車利用を（浮田）」「散村の風景を楽しめる散歩道を（浮

田）」「住民が美しい景観を維持しておこうという配慮が大切（平岡）」「エコ・プライド：自分の地域に誇りを持つ（恵）」「21世紀は地域の違いを価値に変える時代に（宮口）などの提言がなされた。

シンポジウムで基調講演を行った金田（2004）の主張は、そのまま欧米から輸入されてきた文化的景観の概念を端的に示すものになっている。曰く、「家の中は、自分の家の中ですから、自分で自由に便利のように作ればよろしい。しかしながら、外観、景観というのは、外から見えるものは、自分のものでありながら自分だけのものではない、公共のものである（p.9）」という主張である。

金田の主張は、彼が会長となった「砺波市散村景観保全検討会議」の下、砺波市が2006年から3カ年を掛けて行った調査でもほぼ踏襲されている。金田自身も認めるとおり、この思想が西欧の、端的にいえば国連の「文化的景観」保全思想の流れを汲むものであることは、本論文において検討してきたとおりである。

しかし、文化的景観が地域の人と自然との間の相互作用の上に初めて成立する動的なものである以上、何をもってオーセンティックな（真正な）文化的景観と見なすかの定義は非常に曖昧なものとならざるを得ない。管見の限り、この曖昧さに対して、報告書が示す解答はきわめて不明確である。本章では、大きく2つの点から、報告書の問題点を指摘し、今後の散村景観の保全に向けた提言を行いたい。

#### 1 文化的景観における真正性の不明瞭さ

報告書の抱える1つめの問題点は、報告書における文化的景観の位置づけが、不明確であることである。

散村の形態上の特徴とされるものに、母屋であるアズマダチがある。先に示した写真1の右手にある、束や梁が美しい格子状文様をなした切妻造

の母屋がアズマダチであり、散村景観を代表する建造物とされている。しかし、砺波市（2009，p.53）によると、現在主流となっている瓦葺き屋根のアズマダチは、元々は茅葺きの建造物であった。明治20年代（1887年～1897年頃）以降、砺波地域では家の増築が盛んになり、茅葺き屋根は接合部からの雨漏りが頻発するなど管理が大変であったことから、瓦屋根への改築が進んだという。報告書によれば、この移行期は高度成長期の昭和30年代（1955年～1965年頃）まで続いたとされ、その後は生活様式の変化から、現代様式の家屋への改築が増加している。

米価の価格下落が顕在化した1990年代以降、砺波の農家が大きく変容していることを指摘したのは大竹（2008）であった。大竹は、砺波の農村景観を構成している農家はすでに大規模経営化しない限り利益を上げにくい状況であり、すでに大半が第二種兼業農家に変容しているばかりでなく、農業の継続意志もないことを明らかにした。大竹はさらに、こうした農家から借地や作業委託の形で農地を集約して大規模水稲耕作経営をする受託経営が行われている実態を突き止め、それが「先祖伝来の土地を資産として保有し続けたい」（p.625）散村地域の農家特有の所有意識に配慮した経営戦略によって成立しえた点を指摘している。大竹の研究は、文化財としての景観に大きな変化がなくとも、その景観を構成する農業経営システムは大きく変容しつつあることを示唆している。外面的には変化がないように見える砺波の散村景観も、それを維持する農業従事者にとっての意味や必然性は、日々の生活利便性や藩政以降の慣習の必然的帰結だったかつての景観から変容しているということである。

白川郷の茅屋根葺き替えのシステムを検討した内海ほか（2008）は、1969年に集落の全戸が加入した合掌家屋保存組合の設立や地元の葺き替え業者の出現に加え、重伝建指定による補助費の交付や、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団が

らの補助金の支給、非合掌造り居住人口の増加などにより、茅葺き屋根の葺き替えを支えてきた地域の労働力上の相互扶助システム「結い」制度が形骸化していったプロセスを明らかにした。

同様の指摘は、五箇山の相倉集落で茅葺き屋根を葺き替えによって維持するための地域システムの変遷を調査した和田ほか（2007）からもなされている。和田らの調査ではさらに、伝統的な労働力の相互扶助システムを守るために負担を甘受するか、それとも新たなシステムに変えていくかを巡り、住民間の意見対立が起きていることも報告された。

地域にとって、文化的景観が維持されるのは、あくまでも維持することに地域住民にとっての生活上の意味や必然性があるからに他ならない。簾の主原料である葦の生産地だった近江八幡市のヨシ原の変遷を調べた南里ほか（2009）の知見は、このことを良く表すものである。近江八幡のヨシ原は、戦前までは葦産業としての需要やヨシ原を使った漁業の必要性から維持されてきた。葦産業の衰退や干拓事業の進展によって、それが水田への転用や放棄へと結びついた。植生分布だけを見ると、ヨシ原の面積には大きな変化がない。ところが、実際には良質とされる陸域の良質なヨシ原は減少しており、ヨシ原のもつ文化的景観としての意味は大きく損なわれていたというのである。

文化的景観は、人と自然の相互作用の帰結としてあらわれた景観に価値を見出す枠組みである。外面的なあらわれは、あくまでもそれが当該地域特有の文化や慣習、歴史などを物語る表徴であるから価値があるのであって、本来の内実を失った外面としての文化的景観は、張り子の虎に過ぎない。従って、文化的景観の保存は、景観を構成する内実をいかに保全するかという問いかけでもある。ここに文化的景観を保全することの難しさがある。

昭和37年から平成元年に掛けて進められた圃場整備（写真2）も、砺波の文化的景観のオーセン



写真2 圃場整備前後の変化

下は1961年(MCB612-C38-4)、上は1992年(CB922X-C11B-1)の空中写真から、出町周辺のほぼ同位置を切り出したもの。撮影はいずれも国土地理院。

ティシティを考える上では無視できない要素であろう。報告書では、交換分合と圃場整備により、規模の大きな整形された水田が出現し、農道や市道、それに沿って流れる用水路が直線化されたこと、中心地である出町地区の市街地が区画整理事業などの面的開発により拡大していること、水田から住宅団地、工場への転用が進んでいることを、空中写真判読から指摘している(p.45)。砺波平野の場合、先に述べた耕地囲繞制により、居宅の周囲に耕地が固まっていることから、圃場整備後も一筆毎に固有名詞が付けられるほど強い領域性が保たれている一面がある(p.63)。従って、アズマダチの場合とは逆に、外面的なあらわれとしての景観が大きく改変され毀損されていても、散村景観を特徴づける耕地囲繞制の本質は保たれているといえなくもない。

しかし、外面的なあらわれとしての景観変化は、結果的にそこに暮らす人々の意識やイメージをも変容させていくインパクトをもつ。石崎・大

西(2010)は圃場整備に伴う景観の変容に着目し、子供の遊び空間の拡がりに影を落としていることを指摘した。散村地域の子どもの遊び空間について、インタビューをもとに世代間比較を行った結果、耕地整理に伴う道路網の直線化や屋敷林の伐採、用水路のコンクリート化などが、子どもの遊び空間の矮小化に繋がっていることを、石崎・大西の研究は示している。

報告書では、「景観保全手法の検討」の項目において、「水田」、「屋敷林」、「伝統的家屋」の3つを、保全の要素として挙げている。しかしながら、本論文で記してきた文化的景観の本来の意味から考えると、これらは外面的なあらわれとしての景観に過ぎない。すでに当事者の多くが兼業化し、当事者にとって景観を構成する地物(屋敷林やアズマダチ)の意味が変容している現状を充分斟酌しないままの景観保全は“仏作って魂入れず”の状況をもたらす危険がある。文化的景観の観点から砺波の景観保全を考える際には、文化財として目を引く屋敷林やアズマダチなどの地物のみならず、その景観を維持せしめている社会システムや習俗なども含めて、その持続的発展を考えていく必要がある。

## 2 担い手としての「市民」の不明瞭さ

報告書がもつ2つめの問題点は、後段に出てくる「市民」概念の曖昧さである。文化的景観のステークホルダーを示した図(p.133)において報告書は、奇しくも当事者たちを「市民」と形容している。しかし、果たして市民とは誰のことなのだろうか。

市民の指示対象が曖昧であることは、2年目に実施されたアンケート調査の分析手法に関する、いささかテクニカルな疑問にも結びついてくる。報告書によれば、アンケート調査は砺波在住の世帯主2,000人を住民基本台帳により無作為抽出し、1,028通を回収する方法で行われている。しかし、回答者の87%は50歳以上で、60代以上に

限っても全体の65.2%に上った。これは、被験者を世帯主に限ったことに加え、年齢階層別の層化抽出を行わなかったためと考えられる。

無作為抽出は、砺波の景観保全に対する最大公約数的な現状認識を把握する場合には適切な方法である。しかし本調査のように、景観保全の持続可能性を考える際は、世代間の意見の相違が重要になるはずであり、これから散村景観の担い手となっていくであろう若年層と、現在すでに景観保全をしている側の中高齢者層とを層化せずサンプリングを行う抽出法は必ずしも適切とはいえない可能性がある。

さらにこの調査では、回答者を世帯主に限定している。家父長制的な性格がより強い農村社会において、世帯主に回答者を限定すれば、おのずと妻や子の意見は反映されにくくなり、最大公約数的な現状認識からすらも乖離を生じる可能性もある。事実、同報告書では、同調査結果は全て単純集計のみで公表され、クロス集計がなされた形跡はない。それが、被験者の地域別、社会階層別、居住経験別、年齢別の景観保全に対する意識の違いを著しく不明瞭なものにしている。こうした分析手続きは、文化的景観の持続性を考える上で、当事者であるはずの「市民」がいわば一義的にしか扱われていないことを示している。しかし、世代間の意識差や居住形態の違いが、当該地域の景観保全に対する態度にどう関係しているのかを把握した上でなければ、内実まで含めた文化的景観の持続性を維持することは困難であろう。

文化的景観の成立過程を検討した本論文で明らかになったことは、この概念が日本国内においては観光立国という政策的な動機と不可分であることであり、国際的なレベルにおいては、景観価値のグローバルゼーションや序列化に伴うデフレ化を反映していることである。重要文化的景観に選定されることは、一面においては周辺他地域から砺波平野の散村景観を差別化させ、地域をブランド化する一助となろう。しかし、一面において

は、世界的な景観価値の序列の中に身を置くことであり、地域の日常生活を切り売りして、展示することでもある（福田1997）。

合掌造りの家並みの美観から、1995年に『白川郷・五箇山の合掌造り集落』として世界遺産登録された白川郷（岐阜県白川町）で、登録後の景観や住民生活への影響を調査した才津（2006）は、観光客向けの土産物屋や飲食店の増加や、工学系の研究者たちの指導のもと進められる修景や電柱の埋設工事などにより、来訪者に向けてオーセンティックな原風景を偽装しながら生活することを強いられていく生活者の戸惑いと憤りを報告している。

また、世界自然遺産に登録された知床半島の斜里町と羅臼町で、登録後の生活活動や地域への愛着などに関して、住民125人へのアンケート調査を行った片山（2009）は、知床に暮らすことを誇りに思う一方、地元への評価に関しては、生活活動の拠点として評価する視点と、世間の注目対象として評価する視点に分かれ、その強弱に地域差があったとする。また、全体の2割が登録後に山歩きや山菜採りなどの生活活動の制限を経験していることを明らかにした。その結果、「観光客の受け入れに伴って自分の活動や場所の利用が制限されることに不安を感じ、世間の注目を拒否」（p.26）する態度がみられたという。

砺波の散村景観は20,000ha以上と対象面積が広大なうえ、いみじくも報告書が「砺波平野の景観は「鳥の目」になってみないとわからない」（p.52）と記述するように、展望台から遠目に見えない限り、来訪者がその価値を実感しにくい難点もある。さらには散村の形態そのものが、拠点施設の不在と表裏一体であるため、散村の保全を観光振興へと結びつけるには、相当な工夫が必要になってくる。重要文化的景観の選定に伴って生じる制約に見合うだけのインセンティブは、「観光資源としてのブランド化」であろう。地勢的にそれが難しい砺波において、シンポジウムや報告書が

示したような「配慮」や「誇り」のみの動機づけは現実的といえるだろうか。景観の持続可能性を考えるうえでは、より当事者のニーズに立った、きめ細やかな意識調査が必要だと思われる。

おわりに

### 景観価値のグローバル化とデフレ化のなかで

21世紀に入って10年が経過した今、景観保全は世界を包み込む、ひとつの強大なパラダイムをなしている。景観保全の理念がここまで市民権を得るに至ったのには、1960～1970年代以降、工業を主体とする経済成長モデルが先進国の多くで限界を迎え、軒並み低成長時代へと突入したことが背景にある。1972年に公表された『成長の限界』は世界に衝撃を与え、同年6月の国連人間環境会議では「かけがえのない地球(Only one earth)のスローガンが叫ばれた(Ward and Dubos 1972.)過度な工業化や行き過ぎた開発による景観・環境へのダメージが問題視され、国家や地域の抱える自然・歴史・文化遺産が、人類全体にとって価値ある資源として保護の対象となり、そのための条約や協定が批准されるようになったのも、この頃からである。

我々が人類全体にとっての“普遍的価値”について考える際、その最高決定機関に位置しているのが国際連合(端的にはユネスコ)であることは疑いようがない。事実ユネスコは、景観に当該地域の生活者や領有する国家などの思惑を超えた厳然たる価値の序列が存在し、それが人類全体にとって「顕著な普遍的価値(Outstanding universal value)を有している場合には、国際的な保護・保全勧告や価値づけの対象にしてきた(Jokilehto 2008.)その最も純粋な形が「世界遺産」である。世界遺産条約は既に批准から半世紀近くが経過し、登録件数も増加の一途を辿っている。この間に世界遺産と呼ぶに相応しい案件の多くはすでに登録済みとなり、近年は大なり小なり

“落ち穂拾い”的な傾向が出てきた。実際、1992年の第16回世界遺産委員会では、登録地の代表性が問題視されたことから、世界遺産の信頼性を担保するにはリスト中の世界遺産が代表性をもたなければならないとする『世界遺産戦略計画』も策定されている(七海2006)。

このように、世界遺産がいわば頭打ちの状況となりつつある中、ユネスコは地質分野の世界遺産とも称されるジオパークの認定プログラムの施行や、文化的景観概念の導入など、新たな取り組みを見せている。

世界遺産が厳格な保護・保全の対象となるのに対し、ジオパークは関連主体の積極的な参画による地域振興や環境教育のツールとしての活用を大幅に認めるものである(深見2010)実際、運用開始からまだ数年でありながら、すでに多くの活用事例が報告され始めている(Barclay et al. 2007; Burlando et al. 2011; Hg and Meier 2010)一方、本論文で扱う文化的景観も、もともとは世界遺産条約の一部改正により概念化されたが、これも名所旧跡や自然景観など実体を伴う地物や風景から地域の人と自然の相互作用で維持されている人為的な景観にまで、世界遺産による価値づけの範囲を拡張しようとする動きである。いずれの例も、保護・保全すべき景観の敷居を下げる“景観価値のデフレ化”により、より日常的で等身大の景観にまでも、いわば“景観価値のグローバル化”つまり国際的な認定機構による格付けや序列化と直面させる可能性をはらんでいる。事実、砺波の場合も、居住環境についてのシンポジウムや砺波市の報告書では、外観としての景観が論じられ、その公共性が繰り返し提示されている。砺波市が2003年以降に実施してきた散村景観の再評価は、表面的には砺波市と砺波市散居景観保全検討会の協働作業によってなされたが、この事業は文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金の採択を受け、国庫補助金(1/2)および県費補助金の交付(1/4)によって行われて

いる。つまりは地域住民主導というよりも、国・県などの上位政策決定機関や外部有識者のイニシアチブの下で進められている取り組みなのである。

“景観価値のデフレ化”は、当事者である地域住民にとっては何の変哲もない日常的な生活空間へ、突如新たな視角や価値体系に基づいて価値が付与され、地域の自然や歴史・文化景観に潜在的な観光資源としての可能性が示されることでもある。つまり“価値ある景観”の敷居が下がることにより、日常的な生活空間へも商品化の可能性が及びつつあるのが、今日の景観保護・保全の潮流といえる。本論文で見てきた砺波の場合も例外ではない。生活空間でもある散村に、突如文化的価値が与えられ、その景観を保護するためのゾーニングや規制が準備される。

景観価値のデフレ化はこのように、居住者にとっての生活空間へ、外部権力による暴力的な介入とレッテル張りを招く危険と表裏一体である。つまり、今日のように景観価値がデフレ化し、身近な環境にまで保護や保全のパラダイムが押し寄せている状況下では、観光客に代表される来訪者のまなざしに基づく景観保全の価値観と、地域住民の生活向上を目途とする開発・利用の価値観との不協和や対立が不可避的に問題となってくる。

日本では過去に、景観利益を求めた裁判のほとんどが敗訴に終わっているが、景観法制定後には3例の勝訴判決があり、中でも俗に国立マンション裁判と呼ばれる「国立大学通り景観訴訟行政訴訟地裁判決（市村判決）および同民事訴訟地裁判決（宮岡判決）は、地域住民による土地利用の自己規制の継続により景観が保持されたという実践の事実があれば、当該地権者らには形成された景観を維持する義務が生じるとともにその維持を相互に求める「景観利益」を有し、それが法的な保護の対象であることを示した点で画期的だとされている（白川2010）<sup>(4)</sup>。2009年10月には、筆者が近年研究を進めてきた福山市鞆町（鞆の浦）にお

ける埋め立て免許差し止め訴訟でも、景観利益が事実上認められる事態になった（鈴木ほか2008；鈴木2010）。

本論文でみてきたように、景観の概念が拡張され、法制度の整備が進み、古き良き景観に共有財産として公的性格が認められて「文化的景観」として法的保護の対象となれば、景観利益が地域住民の生活権を卓越する事態の増加は、今後避けられないであろう。

こうした状況下で、行政や有識者に求められるのは、支配的なパラダイムに対して冷静さを失わないバランス感覚ではないだろうか。砺波の場合でいえば、当事者である「市民」を一枚岩として客体化するのではなく、彼ら当事者の目線に降り立ち、生活者の目線から景観利益との間のトレードオフにも目を背けずに向き合う謙虚さが必要である。生活者の意識や実態を充分把握したうえで、文化的景観が何のために、誰のために守られるべきなのかを省察していく営為が求められる。そのうえで、多様な属性の当事者たちに、等しく説得力を有する、選定後の青写真を提示していく必要がある。

（すずき こうしろう 富山大学人文学部准教授）

## 注

砺波平野の散村については、「散村」と表記するものと、「散居村」と表記するものがある。恐らく各々は英文の散村（Dispersed village）および散居村（Dispersed settlement）に対応していると思われる。本論文では、分析対象でもある砺波市の報告書でも用いられた「散村」表現を採用した。

このときの内閣官房副長官だった安倍晋三はのち官房長官となり、2006年7月『美しい国へ』を文藝春秋から上梓。安倍内閣の成立後、彼がスローガンとして提唱した「美しい国づくり」のルーツはここにある。

佐伯（2006）は、史料を通じて村名分布や各村内の家数、新開地開拓過程の検討を行い、江戸時代初期には既に散村が形成され、村名の多くは近世以前（16世紀）には存在していたことを確かめた。この

研究により、自然環境の影響を重視する村松の説が、実質的に最も支持される結果となった。  
ただし、両地裁判決で示された景観利益のロジックは、上級審においては景観概念の主観性や多義性などを理由に、いずれも退けられている。

## 参考文献

赤松宏和「「観光立国」は実現するのか？」(『立法と調査』269号、2007)

池辺このみ「文化資産としての景観形成の時代へ」(『ニッセイ基礎研REPORT』2004年11月号、2004)

井口 梓・田林 明・トム・ワルデチュック「石垣イチゴ地域にみる農村空間の商品化 静岡市増集落を事例として」(『新地理』56巻2号、2008)

石崎恵理・大西宏治「砺波散居村における子どもの遊び空間の世代間変化」(『砺波散村地域研究所研究紀要』27号、2010)

井森陸平「富山県礪波地方散村村落の調査」(『社会学評論』5巻1号、1954)

内海美佳・羽生冬佳・黒田乃生「白川村荻町における茅屋根葺き替えの現状と保存に関する考察」(『ランドスケープ研究』71巻5号、2008)

梅干野晁・田中稲子・小高典子・増井洋介・山崎充史「砺波散村における夏季の屋敷林および水田が形成する微気候とその快適性評価」(『砺波散村地域研究所研究紀要19号、2002)

枝川明敬「我が国における文化財保護の史的展開：とくに戦前における考察」(『駿河台大学文化情報学部紀要』9巻1号、2002)

大竹伸郎「砺波平野における農業生産法人の展開と地域農業の再編」(『地理学評論』81巻8号、2010)

小川琢治「越中国西部の荘宅Homesteadsに就て」(『地学雑誌』26巻12号、1914)

片山めぐみ「知床における住民の自然とのかかわりと居住地に対する誇りの意識の地域差」(『ランドスケープ研究 オンライン論文集』2号、2009)

苅谷勇雅「文化財建造物 保存と活用の新展開」(『政策科学』15巻3号、2008)

木下万里「観光ガイドとしての活動を通じた移住者に対する心理的变化」(『首都大学東京観光科学域博士前期課程修士論文梗概集』2号、2011)

金田章裕「砺波の散村と中心集落」(『大明堂』中部地方(藤岡謙二郎監修)、1983)

金田章裕「居住の場としての砺波散村と分散型都市環境」(『砺波散村地域研究所研究紀要』21号、2004)

金田章裕「生きたシステムとしての文化的景観」(『砺波散村地域研究所研究紀要』27号、2010)

国土交通省『美しい国づくり政策大綱』(2003年)

国土交通省『国土交通白書 平成15年度版』(2004年)

小林 正「我が国の景観保全・形成法則」(『レファレンス』2007年1月号、2007)

才津裕美子「世界遺産の保全と住民生活 『白川郷』を事例として」(『環境社会学研究』12号、2006)

佐伯安一「砺波散村の成立と展開 十六世紀から十七世紀前半にかけて」(『砺波散村地域研究所研究紀要』23号、2006)

白川慧一「近年の景観訴訟事例にみる景観保護の論理」(『土地総合研究』2010年夏号、2010)

鈴木晃志郎「ポリティクスとしての世界遺産」(『観光科学研究』3号、2010)

鈴木晃志郎「書評：クリエイティブ資本論」(『観光科学研究』2号、2009)

鈴木晃志郎・鈴木玉緒・鈴木 広「景観保全か地域開発か」(『観光科学研究』創刊号、2008)

千秋謙治「砺波郡における近世在郷町と隣接村の構造」(『砺波散村地域研究所研究紀要』19号、2002)

高木幹雄「散村の成立と機能 簸川平野の場合」(『人文地理』10巻4号、1958)

高橋 暁「文化遺産危機管理とユネスコ国際条約の統合的運用に関する研究」(『日本建築学会計画系論文集』74巻642号、2009)

田畑 弾「砺波・富山平野の屋敷林の位置と強風の関係」(『砺波散村地域研究所研究紀要』24号、2007)

砺波市「砺波市散村景観保全・活用調査報告書」(砺波市、2009)

七海由美子「世界遺産の代表性」(『外務省調査月報』2006/No.1、2006)

南里美緒・横張 真・落合基継「近江八幡の水郷景観におけるヨシ原の変遷とその文化的景観としての保全策」(『ランドスケープ研究』72巻5号、2009)

橋本征治「散居村における社会構造の地理学的研究」(『人文地理』21巻6号、1969)

橋本征治「砺波散村が語りかけること “散村力”をめぐる」(『砺波散村地域研究所紀要』27号、2010)

林 琢也「青森県南部町名川地域における観光農業の発展要因 地域リーダーの役割に注目して」(『地理学評論』80巻11号、2007)

深見 聡「ジオパークとジオツーリズムの成立に関する一考察」(『地域総合研究』38巻1号、2010)

福田珠己「地域を展示する 地理学における地域博物館論の展開」(『人文地理』49巻5号、1997)

文化庁伝統文化課「文化財保護法の一部を改正する法律等」(『月刊文化財』500号、2005)

- 文化庁文化財部記念物課監修『日本の文化的景観 - 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』(同成社、2005)
- 文化庁文化財部記念物課『魅力ある風景を未来へ 文化的景観の保護制度』(文化庁)
- 法務省大臣官房司法法制部『出入国管理統計年報 平成16年版』(国立印刷局、2004)
- 牧野信之助「舊加賀藩の散居村落制について」(『地學雜誌』27巻8号、1915)
- 村田貞藏「散村の分散度を知る一方法」(『地理学評論』6巻12号、1930)
- 宗景 昭・森田義昭・柏樹直樹・松岡 樹・黒河修光・新藤正夫「パネルディスカッション これからの屋敷林をどう考えるか」(『砺波散村地域研究所研究紀要』22号、2005)
- 柳井雅也「工業立地と工業団地の機能変化 砺波市の工業化を事例として」(『砺波散村地域研究所研究紀要』19号、2002)
- 山口太郎「富山県高岡市における歴史的町並み保全への取り組み 伝統的建造物保存地区制度に着目して」(『地域学研究』23号、2010)
- 松井 勇「礪波平野の一部に於ける散村の分布状態に関する統計的一考察」(『地理学評論』7巻6号、1931)
- 和田尚子・鈴木雅和・横張 真「五箇山相倉集落における茅葺き屋根維持システムに関する研究」(『ランドスケープ研究』70巻5号、2006)
- 渡辺悌二・海津ゆりえ・可知直毅・寺崎竜雄・野口健・吉田正人「観光の視点からみた世界自然遺産」(『地球環境』13号、2008)
- Barclay, W., McKeever, P., Humpage, A., Goodenough, K.M. and Lawrence, D.A. walk in the park (『Earthwise』Vol.25, 2007)
- Buckley, R., Ollenburg, C. and Zhong, C. Cultural landscape in Mongolian tourism (『Annals of Tourism Research』Vol.35-1, 2008)
- Burlando, M., Firpo, M., Queirolo, C., Rovere, A. and Vacchi, M. From Geoheritage to Sustainable Development: Strategies and Perspectives in the Beigua Geopark (Italy) (『Geoheritage』Vol.3, 2011)
- Fowler, P. World heritage cultural landscapes, 1992-2002: A review and prospect (UNESCO World heritage papers 7 (World Heritage Centre ed.), 2002)
- Härtling, J.W. and Meier, F. Economic effects of geotourism in geopark TERRA.vita, Northern Germany」(『Geoparks』Vol.27-1, 2010)
- Jokilehto, J. (ed.) The World Heritage List; What is OUV? Defining the outstanding universal value of cultural world heritage properties (ICOMOS, 2008)
- Pretty, J.N. Participatory learning for sustainable agriculture (『World development』Vol.23-8, 1995)
- Rössler, M. World heritage cultural landscapes (『The George Wright Forum』Vol.17-1, 2000)
- Rössler, M. Linking nature and culture: World heritage cultural landscapes (UNESCO World heritage papers 7 World Heritage Centre ed., 2002)
- Schippers, T. Securing land rights through indigeneness: A case from the Philippine Cordillera highlands (『Asian Journal of Social Science』Vol.38-2, 2010)
- Stenseke, M. Local participation in cultural landscape maintenance: Lessons from Sweden (Land Use Policy』Vol.26, 2009)
- The 12 General Conference of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization Recommendation concerning the Safeguarding of Beauty and Character of Landscapes and Sites (UNESCO, 1962)
- Ward, B. and Dubos, B. Only One Earth: The Care and Maintenance of a Small Planet (W. Norton Company, 1972)

# 屋敷林の樹木構成パターンとその保全の実態 関東平野の構成を砺波平野の事例に照らして

不破 正 仁

はじめに

屋敷林への視座

関東地方の屋敷林

- (1) 明治期の関東地方
- (2) 北方系屋敷林の特徴
- (3) 南方系屋敷林の特徴

屋敷林構成の枠組み

- (1) 各事例に見る屋敷林の系統
  - (2) 砺波平野「カイニヨ」の事例調査
  - (3) 砺波地域の屋敷林保全の概況と展望
- おわりに

はじめに

近年、重要文化的景観の選定制度などにより農村景観の再評価が進みつつある。一方で、現在でも歴史的・文化的価値の検討や保全・復原策の検討が充分に行われなままそれらの景観が変容していることが問題視されてきた。なかでも屋敷林については、規模や所有の問題から保全の検討が困難で、如何なるものを如何なる方法で保全すべきかを見極める必要がある。

屋敷林への視座

屋敷林は、ほとんどが人為的に形成されてきたものであり、生活に即した工夫の蓄積によって樹木選択が行われ、定型的な配置がとられてきた<sup>注1)</sup>。担わされた機能にも、防風・防火・防潮・防雪など防護目的のものや用材・薪炭利用・果実採集・鑑賞などの敷地内需要に対応したのがあり、それぞれに適した樹木が存在していたと考えられる。

そのため屋敷林についての記述は、一般の森林とは異なり農林分野のみならずさまざまな視座に立ったものを見ることができ<sup>注2)</sup>。中でも最も議論が集積しているのは、防風機能を取り上げた研究である<sup>注3)</sup>。これは、屋敷林の主たる機能の

一つが季節風から屋敷を護るためのものであったことと関係している。次いで、都市化により屋敷林が減少するようになると、その有用性を再認識するための研究がみられるようになる<sup>注4)</sup>。近年の屋敷林や里山の新たな付加価値を論じたものの多くは、これに端を発しているといつてよい<sup>注5)</sup>。

このように屋敷林は、その存在意義を主張するため多角的に評価されてきている。これらの議論の積み重ねにより、日本各地で特徴ある屋敷林が発見され、地域固有の資源として位置づけられてきたともいえよう<sup>注6)</sup>。だが、そのほとんどは屋敷の防護を目的としたものに限られ、一部の樹木構成が抽出されているにすぎない。また、屋敷林は生活に密着した樹木資源であったため近代化により変化しやすく、現状調査に依拠した研究では、現在に残される屋敷林の樹木構成がいつごろから存在していたのかについての解明も十分に行えないという方法上の困難も認められる<sup>注7)</sup>。

このような認識のもと筆者は、関東地方を対象に屋敷林の構成について検討し<sup>注8)</sup>、とくに、屋敷林の原型を考察するため明治期の銅版画分析と現状調査を併用し復原的な考察を試みてきた<sup>注9)</sup>。

なお、屋敷林の構成をより詳細に検討するため

屋敷林を「屋敷及びその周辺において、特定の機能を担うべく植えられた樹木群を意味する」と広義に把え分析を進めてきた<sup>注10)</sup>。屋敷内には多くの樹木が植えられており、それらの樹木全てを屋敷林の要素と捉えることもできるが、これらのうち複数の屋敷で確認される定型的な配置・形態をもつものを樹木構成パターンとし、抽出を行った。

その結果、関東地方の屋敷林には北方系・南方系の2系統の屋敷林の存在が明らかとなった。その際、屋敷林について「樹木構成パターン」原型「系統」なる、新たな概念を用いた理解の枠組みを提示したが、本稿では、それらを他の事例により位置づけを行いつつ、その枠組みに基づいた保全・復原の手法を検討することを目的としている。

### 関東地方の屋敷林

まず、関東地方の屋敷林について銅版画分析を行った結果について簡単に触れておく。

関東地方は、植物の北限・南限が混在する地域であり、多様な植物群を見ることができる地域である<sup>注11)</sup>。それゆえに、集落に残される屋敷林に



図1 明治期の銅版画



図2 銅版画に描かれる屋敷林の樹木構成パターン

ついても、多種の植物が組み合わされて、様々な樹木構成が出現した可能性があると考えられよう。

一方で、明治以降、東京を中心とする都市化の影響を直接的に受け、集落の景観が変化を続けているのも事実である。そのため、どのような屋敷林がかつて存在していたかについては現状調査のみからでは分からなくなっている。何らかの史料を用いて復元的に考察することが必要である。

#### (1) 明治期の関東地方

そこで、史料として用いたのは、関東地方の農工商の邸宅が描かれた銅版画集である(図1)<sup>注12)</sup>。これは明治20年代(1890年代)に作成されており、『大日本博覧絵』『大日本博覧図』『日本博覧図』のタイトルを持つ、計9冊の刊行が確認される<sup>注13)</sup>。個人の邸宅と判断のできた831枚について一枚ごとに分析を行い、樹木構成の抽出を行った。

その結果、遅くとも明治前期の段階で定型的な

配置・形態を持つ「A. 屋敷背後林」「B. 大木と祠」「C. 生垣」「D. 面状樹木」「E. 鑑賞空間」「F. 屋敷畑」「G. 植栽棚」「H. 象徴としてのソテツ」の8つの「樹木構成パターン」がみられることが判明した(図2)。

これら各樹木の要素が定型的な状態となるには樹木の生育、維持管理の状況を考慮すると一定の時間経過を要していることが想像され、ここで把握された樹木構成パターンは、江戸時代(前近代)に遡るものもあるのではないかと推測される。したがって、関東地方の屋敷林には明治前期の段階で、江戸時代を通じて成熟を遂げたとみられる、8つの樹木構成パターンが存在していたといえるであろう。

さらに各パターンについて、地域(県域)ごとに出現頻度を求め、その上で各パターンの組合せを検討した結果、関東地方の屋敷林に「北方系」「南方系」とでもいうべき系統の存在が認められ、広範囲での解釈が可能であるとの見解に至っ



図3 大木と祠の現状(ケヤキと稲荷)



図4 面状樹木の現状(モチノキと蔵)

た<sup>注14)</sup>。ただし、これらは銅版画分析から共通性を見だし、屋敷林の系統なる特徴を措定したに過ぎず、現地での確認作業が必要となる。

そのため、系統別に北方系：栃木県都賀地域（関東平野北部）<sup>注15)</sup>、南方系：千葉県夷隅地域（房総半島南東部）<sup>注16)</sup>の現地にて、毎木調査を行い各パターンの同定作業を行った。これは同時に屋敷林の変容過程を解明する作業になる。以下に系統別の現地調査の結果をまとめておく。

## (2) 北方系屋敷林の特徴

北方系屋敷林とは、円錐形樹木（＝針葉樹）の単純林により構成されるA．屋敷背後林と主屋背後に位置する広葉樹と推察される樹木を構成樹種としたB．大木と祠（図3）が配され、蔵のそばに設けられる特徴的な形態のD．面状樹木（図4）もみられるようなもの（図7上）を指している（図7上）。これらは季節風の防護に主眼を置いた構成であると推測され、東北地方によくみられ

るもので、関東地方ではとくに北部で発達していたので北方系と把えることとした。ただし、前述の通りこれらはあくまで明治期の銅版画に描かれたものの共通点を考察したものであり、現地調査を行うことではじめて、北方系屋敷林の原型とは「スギを主要樹種とした屋敷背後林を有し、同時にケヤキの大木を稲荷の傍に配するもので、シラカシの面状樹木も設置されるもの」と樹種などを含めて記述し直すことが可能となる。なお、明治期の屋敷背後の様子を子細にみるとその状況からは、樹木の利用と植林が繰り返されていたことも推察され、その一連のプロセス自体もメカニズムに組み込まれていたと理解しておく必要があるだろう。

以上から屋敷林の樹木構成パターンの中には、屋敷背後の針葉樹の林立のように永続的なものではなく定期的に更新され続けているものがあること、一方で、大木と祠のように屋敷の象徴となることで一定の配置パターンが維持される場合や、



図5 マキベイの現状



図6 ソテツの現状

面状樹木のように形態を一定の状態に管理し続けたことで珍重されるパターンになる場合もあることが判明した。なお、面状樹木はシラカシの他にモチノキを用いる地域もある。

### (3) 南方系屋敷林の特徴

南方系屋敷林とは、敷地を囲う背の高いC・生垣(図5)を主体とし、H・ソテツ(図6)なども併せて植えられる屋敷林である(図7中)。温暖な地域に代表される要素であり、主に関東南部の地域にみられた。この地域では、敷地周囲に高木の生垣が見られる反面、付属屋周辺の面状樹木の出現は少なくなり、屋敷背後林も描かれるが北方系ほど発達したものではない。卓越風に対する防護よりも台風などの四方から吹く風に対する備えであると推察される。針葉樹も耐潮性のあるマツらしき樹木が描かれている場合があることもこの系統の特徴といえる。これら明治期の銅版画から判断された南方系屋敷林は、北方系同様に現地調査を行うことにより、南方系屋敷林の原型とは「敷地の3方以上を囲う背の高い生垣を設け(構成樹種はイヌマキ)、時に屋敷内の象徴としてソテツを有し、常緑広葉樹(シイノキ・ニッケイ)のような暖地に自生する樹木に加え、高木のマツも屋敷背後林として保有しているもの」と樹種などを含めて記述し直すことが可能である。ただしマツは現存しておらず、その痕跡から判断した。

当地域では生垣の変容過程を特筆すべきであろう。「マキベイ」と呼ばれるマキの単植生垣が長い間維持され、現在では珍重されるものとなっている(図5)。また、維持されるだけでなく更新・移植・新設を繰り返すことで現在でも特徴的かつ象徴的な景観を維持していることも判明した。

### (4) 関東地方の屋敷林の特質

屋敷林は、一般的に理解されるように近現代へと時代が下るにつれ減少傾向にあるばかりではなく、充実する方向に向かうパターンや、一見充実

しているようにみえながらもパターンの構成樹種が単一化することがあるなど、樹木構成パターンにより様々な実態を示していることが判明した。これは、屋敷林が自然物を用いて人為的に形成されてきたものであり、その配置目的自体も多様であることと対応している。

屋敷林の変化の傾向は、現状だけを見るとあたかも現存する様々な樹木により、その構成が複雑になっているかのようにも見えるが、たとえば屋敷背後ではスギが植林され、その後の二次植生による変化などによってその樹種構成が画一化して



図7 明治期の関東地方における系統別の屋敷林の典型例<sup>注17)</sup>

(上：北方系、中：南方系、下、混合したもの)

いるし、屋敷内に様々な目的を持って植えられた樹木が、数種類のパターンを構成していたのに対し、時代が下るにつれ放置されるなどしてパターンが淘汰され、パターンの画一化もおこっている。屋敷林の近代化の大きな変化の傾向には、この画一化の現象が挙げられよう。そして、淘汰されてゆく一連の変化の傾向は、屋敷林の緩やかな減少傾向であるとも考えられる。

もっとも、対象とした地域（都賀・夷隅）では、北方系、南方系とも主要パターンが基本的には現在でも健在であり、江戸時代を通じて成熟を遂げた屋敷林の原型が継承されている場合もある、との判断も可能なのではないだろうか。このように現存するものがある以上、それらが如何なるものであり、その樹木構成のうち何が、如何なる理由によって残されてきたのかを考察することに今後の対策への知見が含まれているものと考えている。

ただし、ここまで見てきたもののうち屋敷林の現状については、関東平野の北端部と房総半島の南端に位置するもので両系統の特徴をよく表す地域での分析であったことには注意が必要である。実際には、屋敷林の中には、これらの系統が入り組み複雑な形態をとっているものもあるはずである（図7下）。また、銅版画に描かれる屋敷は、地域内で特別に裕福な屋敷であると推察され、実際はかなり大規模なものが見られた。そのため、狭小な屋敷ではどのようなパターンがみられるのかについては検討できていない。これらの課題を認識した上で、以下では他の事例を参照しつつここまで示した屋敷林についての理解の枠組みについて考えてみたい。

### 屋敷林構成の枠組み

これまで関東地方を事例に取り上げ、屋敷林について「樹木構成パターン」「系統」「原型」なる、あらたな概念を用いた理解の枠組みを示したが、日本各地でみられる現象を把握するまでには

至らなかった。各地で行われてきた（行われている）調査をもとに研究を進めていくことが課題であろうし、筆者自身が未発見の構成を目にする機会もあるだろう。このことを十分に認識しておかなければならない。以下では、これらについて各地の事例と先行研究を参照することによって、関東地域の事例を位置づけることとしたい。

### （1）各事例に見る屋敷林の系統

北方系・南方系という概念は、関東地方における屋敷林の地域内特性を示す概念として設定したものであるが、これは広く列島全体にも適用できるのではないかと考えている。

北方系屋敷林の類似例 まず、関東地方で北方系としたものは、主要構成パターンとしてスギを主体とした屋敷背後林をもつものものを指すが、東北地方の太平洋側の平野部にも近いものが見られる。たとえば、岩手県胆沢扇状地に点在する散居の家々が持つ屋敷林が挙げられよう。胆沢の屋敷林は、主に奥羽山脈から吹き下ろされる北西の季節風に対する備えのために設けられたものであり、「イグネ」と呼ばれるスギの単純林を敷地の北西側に列状に配した屋敷背後林をもつ屋敷林である（図8： ）。防風以外にも防雪の役割を担い、増改築の際の材料ともなってきた。そのため、皆伐は行われず、適宜更新されるため高さは一様ではない。この胆沢の屋敷背後林は、どの屋敷でもほぼ一列に等間隔に並んだものである<sup>注18)</sup>。

一般に下枝が刈り取られており、夏の暑さを凌ぐための通風を意識したものであると推測される。

これに近いものは、同じ岩手県の金ヶ崎<sup>注19)</sup>や宮城県仙台平野<sup>注20)</sup>のものが報告されている。ただし、いずれの場合も子細に見ると屋敷林の構成には違いがある。例えば金ヶ崎では武家地であるため部外者の侵入を制御するためドウダンツツジの生垣が敷地内外に設けられているし、仙台平野ではスギが設けられ「イグネ」という呼び名も胆沢のものと同じだが、その構成は複層化し厚

みのある屋敷背後林となっている（図8： ）。

南方系屋敷林の類似例 次に、南方系屋敷林についてである。この系統を最も特徴づけるものは敷地を囲う高い生垣である。この南方系に近いものは、関東以西の太平洋沿岸部の地域によく見られる。そのため、生垣に用いられる樹種は必然的

に耐潮性の強いものとなる。中でも顕著な事例としては、台風の四方から吹く風に対応した沖縄の屋敷林といえるであろう（図8： ）注21）。平屋の建物の一階部分を完全に覆い屋根にも到達する程の高さのフクギが屋敷の周囲を巡っている。これらが連続することにより、集落内にフクギの緑道

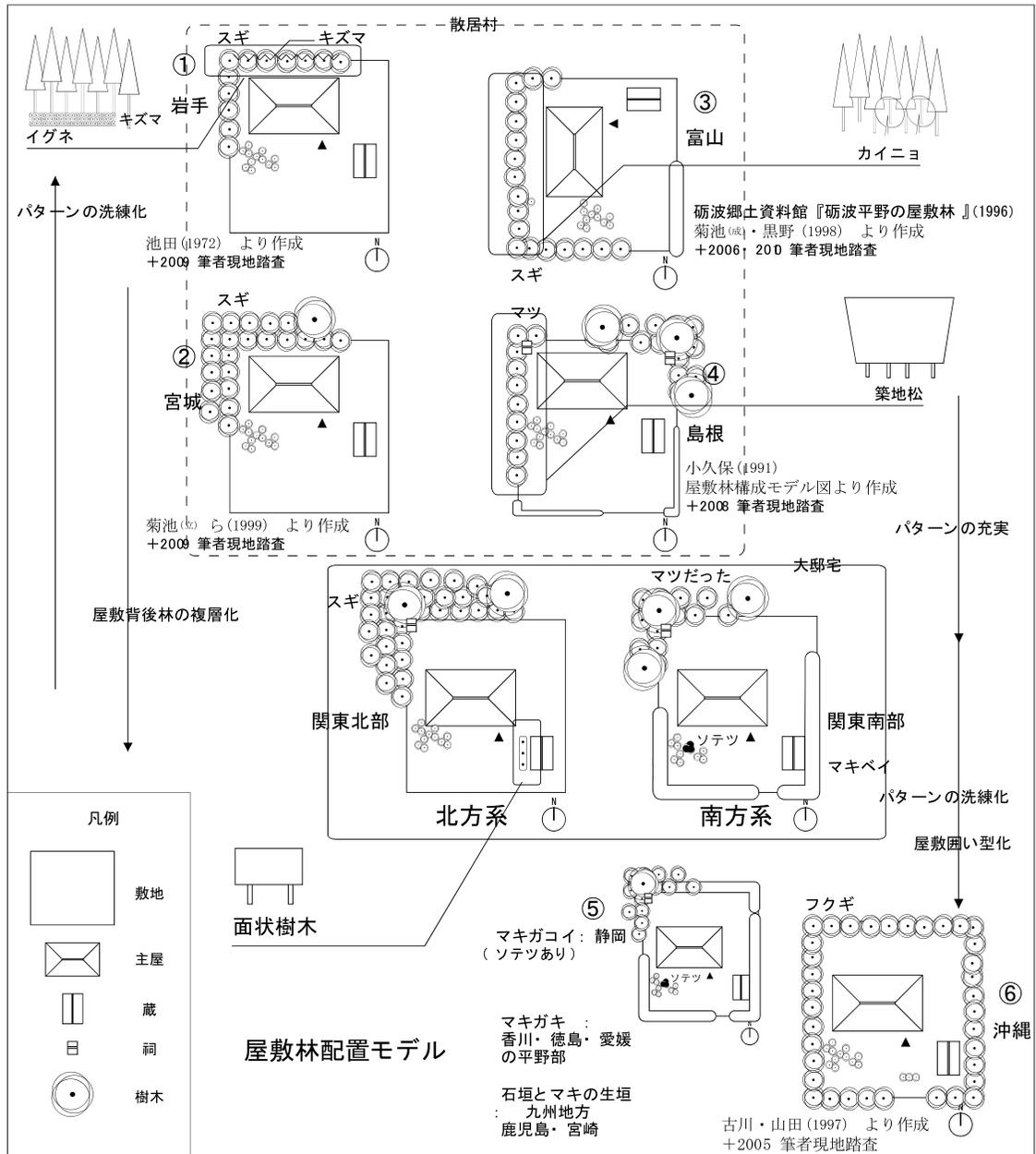


図8 屋敷林の概念的配置モデル注28)

を形成することになり、通りに面してフクギに覆われた希有な景観が形成される。これは敷地規模や集住密度が異なるが、関東地方の南方系屋敷林とも相通ずるところがある。また、ソテツについては関東以西の温暖な地域では、寺社境内、旧家の屋敷に大木が残されている<sup>注22</sup>。

さらに、関東地方の南方系屋敷林と酷似する屋敷林もある。それは、静岡県東部の太平洋沿岸にみられるもので、「マキガコイ」と呼ばれるマキの生垣の配置・形態、ソテツの配置、常緑樹の高木などその構成が類似している（図8： ）<sup>注23</sup>。

混合している事例 もう少し複雑なものを例に挙げてみよう。日本海側には、東北地方の太平洋側と同様に散村の屋敷林で有名な地域がある。ひとつは、富山県の砺波平野の「カイニョ」であり<sup>注24</sup>、<sup>注25</sup>、防風が主目的のこの樹木群はその形態から屋敷背後林ともとれる。一方で南東からの風に備えるため敷地の3方以上を樹木群が囲う形態をとっていることも注目すべきであろう（図8： ）。もう一つは島根県の簸川平野の屋敷林であり<sup>注26</sup>、当地域の屋敷は「築地松（ツイジマツ）」と呼ばれるマツを配した樹木群を有している。築地松の形態は、一見面状樹木が大規模化したように見えるが（図8：ツイジマツ）最下層部にはマキの生垣があり、一体となって敷地を防護する塀状の生垣であるとも考えられる（図8： ）。

小久保（1991）が作成した屋敷林構成モデルでも敷地の3方以上を囲う形態であり<sup>注27</sup>、関東地方でみてきた南方系の原型と共通する箇所が多いように見える。

一般に「カイニョ」と「築地松」の二つは、散村の屋敷林であることから北方系の事例に挙げた「イグネ」と同等の解釈をされることがある。しかし、先行研究などの配置図を基に子細に検討すると、樹木群が敷地の3方以上を囲う形態であり、南方系とも共通する箇所が多いことが判る。

屋敷背後林ともとれる決まった方角に配される樹林のみをみると北方系のものと共通するよう

にもみえるが、その構成を丁寧に読み解くことにより南方系の類似例である、との解釈も可能となる。

## （2）砺波平野「カイニョ」の事例調査

これまで各地の事例を概観してきたが、ここでは砺波を事例にいくつかの屋敷の具体例をあげながらみてみることにしよう。調査の際には、屋敷ごとに配置図を作成の上、現存する樹木の構成を抽出した。

H邸（堀内） 当屋敷は、アツマダチの主屋・多門が現存し、屋敷林も平成7年（1995）に保存樹林（保存屋敷林）に指定されたものが残されている。

当屋敷には、図9の写真にも示したように主屋正面側にケヤキの大木が2本現存しており、屋敷内外のシンボルになっている。また、ウラジロガシの大木も現存し、先のケヤキとあわせ保存樹木に指定されている。

それでは、屋敷林の構成をみてみることにする。当屋敷では現状の構成の前に過去に作成された配置図をみてみることにしよう（図10）。

これは『砺波平野の屋敷林』（1996）に掲載されているものであり<sup>注29</sup>、15年前の状況を確認のできる貴重な資料である。これをみると主屋正面側のケヤキ・ウラジロガシはもちろんのこと背後のスギが北・西・南の各方角に植えられていたことも判る。また、サザンカ・ツバキなどに加えタケ類が存在していたことも見て取れる。以上から多様な樹種が存在し、敷地の3方以上に樹木群が巡らされていたことが判明した（図12、模式図参照）。

現状をしてみるとケヤキ・ウラジロガシは変わらず現存している（図11、13）。また、南西側には池があり、その周囲にも数種類の樹木が現存している。さらに、スギも西側・南側に現存しケヤキなどとあわせ水田地帯の中に特徴的な景観を形成している。



図9 H邸の現状写真

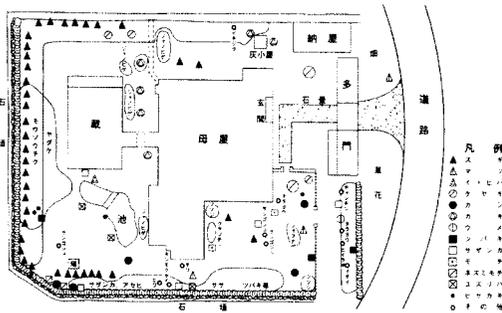


図10 H邸1996年時点の配置図<sup>注29)</sup>

一方で、北側にはかつてスギ・ケヤキ・カキ・イチジクがあったとされるが農機具格納庫の建設に伴い伐採されたとのことである。なお、その際灰小屋も消失している。

過去の図・現状の両方に共通している点は、どちらも3方以上に樹木が配され、構成樹種も単一ではないことである。ただし、H邸は比較的大規模でありかつ主屋正面側のケヤキが特徴的であると同時に特異なものである可能性も考えられる。

つづいて別の屋敷の場合をみてみよう。

T邸（秋元） 当屋敷は、アツマダチの主屋はないが屋敷配置、屋敷林とも比較的良く残されている事例である（図14）。ご当主作成の樹木一覧表を見ると樹木本数が572本であり、現存する樹木が多いことがわかる<sup>注31)</sup>。樹種も屋敷背後のスギ林のほかカシなどの常緑高木、サザンカなどの

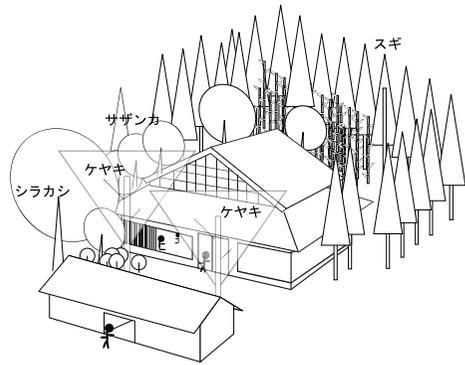


図12 1996年時点の模式図（H邸）<sup>注30)</sup>



図11 H邸現状配置図

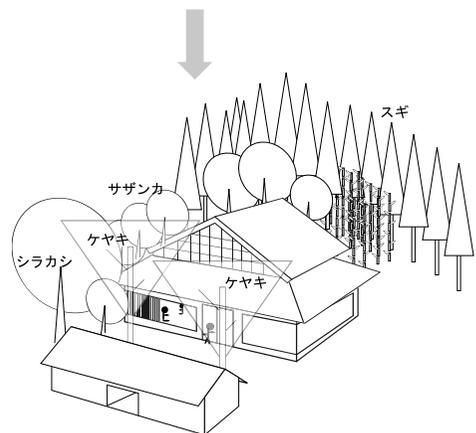


図13 現状模式図（H邸）

常緑樹、カキなどの果樹、観賞用のマツ・サツキ・ツゲなども植えられ、先のH邸同様豊かな屋敷林を形成している。なかでも、スギの高木が敷地の各方角に配されていることは特筆すべきことである。当屋敷でも高木が単方角にあるのではなく、他方角に配されていることが判明した（図16、17）。

当屋敷の特徴は、敷地周囲に巡らされるドウダンツツジの生垣であろう。北側のドウダンツツジの一角は、既存の生垣との連続性を意識し、近年、屋敷林保全団体（カイニョ倶楽部）により植林され生垣に仕立てようとしているものである（図15）。

ここまでみてきた2事例では、多種の樹木の存在が認められ、それらが組み合わされた多様な樹木構成が現存することが判明した。これらは、砺波地域の特徴であるとも考えられる。ただし、事例が少ないことに加え、敷地規模が比較的大きく

樹木数も多い屋敷で特異なものであったことを考慮しておく必要があるだろう。

以上の点を認識しつつ、最後に屋敷林を保有する家の中では一般的な規模の屋敷と推察されるものを事例に挙げておく<sup>注32</sup>）。

M邸（石丸） 当屋敷は、アズマダチが現存し北東の蔵・納屋の位置も建設当時と変化がないとのことである（図18）。一方で、主屋背後のハナレや正面入口付近の駐車場を新設し、それと同時に植えられていたスギ・クリなどの樹木を伐採したとのことも聞き取りにより判明した。

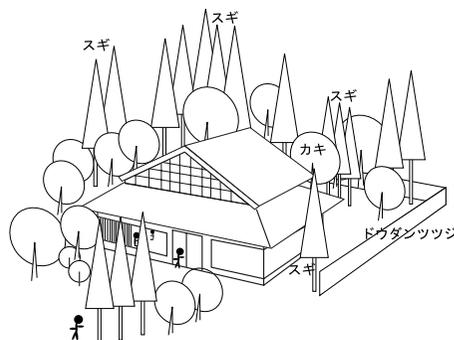


図16 現状模式図（T邸）



図14 T邸の屋敷背後林の現状写真



図15 ドウダンツツジを生け垣に仕立てる様子（T邸）

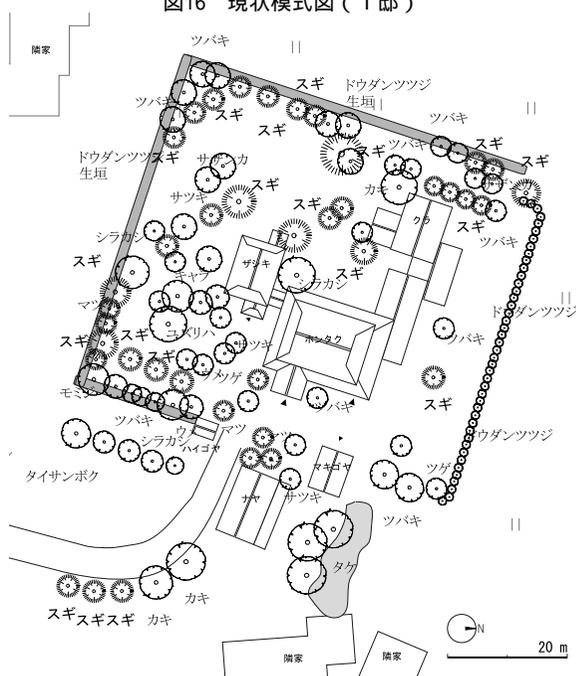


図17 T邸現状配置図

さて、現存する樹木の様子を見てみることにする(図19、20)。敷地内には、スギなどの針葉樹が植えられているが、数は多くないものの屋敷の各方角に配されている点が注目される。また、幹の細いスギもみられ最近植えられたものがあることもわかり、数は少ないもののスギを新たに植え更新しようとしているものと考えられる。

敷地周囲を見ると3方にサザンカの生垣が配されている。これらは、高さが1~1.5m程あり隣接する家との境界の他、遮蔽目的も兼ねていると思われる。また、主屋正面及び座敷付近には観賞用樹木が配され、鑑賞空間も整えられている。さらに主屋の玄関付近にはカキの老木が現存し、食用としていたことも聞き取りにより判明した。

### (3) 砺波地域の屋敷林保全の概況と展望

ここまでみてきたものは、比較的樹木が残されている屋敷のものである点には注意が必要であ

る。また、これらの家々でも台風被害などによって本来失われる必要のない樹木が失われてきたことも考えられよう<sup>注33)</sup>。このように屋敷林が、年々減少傾向にあることは危惧される<sup>注34)</sup>。

一方で当地域では、広大な平野部に屋敷が点在し、その家々が保有する屋敷林が現存していることも事実である。これら屋敷林が比較的良く残されていることに加え、「砺波散村地域研究所」などの研究機関、「カイニョ倶楽部」などの屋敷林保全団体、「屋敷林フォーラム」などのシンポジウム開催のように各種取り組みが先進的に行われており、「保存樹林(屋敷林)制度」「散居景観事業の助成」などの施策も展開されている。このように砺波地域では、屋敷林を保全してゆこうとする取り組みや施策が整いつつあり、所有者及び住民の意識の高さも窺える<sup>注35)</sup>。

今後も砺波地域の保全の取り組みや研究動向は注目すべきであり、屋敷林保全の先進地域として



図18 M邸現状写真(撮影:松岡氏)

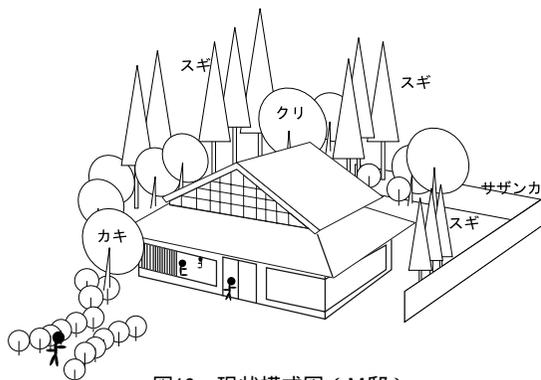


図19 現状模式図(M邸)

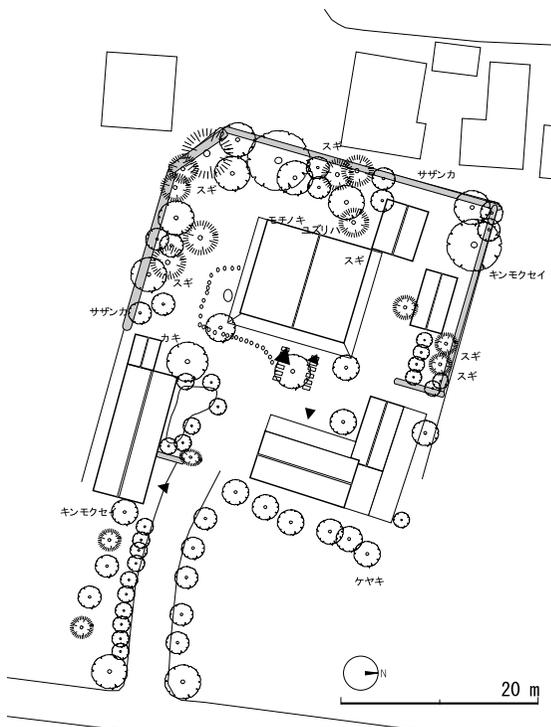


図20 M邸現状配置図

の役割を十分に担ってゆくことのできる地域であるといえよう。

#### おわりに

これまでみてきたように、屋敷林は一体的に変化しているのではなく樹木構成パターンごとにその変容プロセスが異なっていることがわかった。これらを踏まえ、屋敷林の保全施策について考えてみると「屋敷林」とひとまとめにして一体的な保全施策を講じるのではなく、樹木構成パターンごとに分けて丁寧に理解してゆく必要があるのではないかと思われる（次頁、表参照）。

たとえば、保全するもの、保存樹木にするもの、更新するべきもの、更新・移植・新設等を繰り返し管理してゆくもの、というように保全施策もパターンごとにわけて理解してゆく必要がある。

ただし、ここで気をつけておかなければならないことは、屋敷林は、ひとつの樹木構成パターンで成り立っている訳ではないということである。いくつかの樹木構成パターンが組み合わされて屋敷林が構成されているのであり、地域固有の組合せからなるものがその地域特有の屋敷林の姿なのだとして理解しておく必要があるのではないだろうか。

#### 謝辞

末筆ではあるが、屋敷林調査にご協力いただいた屋敷の方々には、家にあげて頂くなど丁寧にご対応いただけただけでなく、励ましのお言葉をかけて頂くなど大変お世話になった。また、砺波地域での調査は筑波大学大学院システム情報工学研究科の松岡宏和氏の協力を得ている。記して感謝の意を表する。

（ふわまさひと

筑波大学大学院博士特別研究員）

表 屋敷林の樹木パターンにみる保全・復原（関東地方を事例として）

	A. 屋敷背後林	B. 大木と祠	C. 塚状の生垣	D. 面状の樹木	E. 鑑賞空間	F. 屋敷畑	G. 植栽棚	H. 象徴としてのソテツ
明治期銅版画								
現在の写真								
模式図								
樹形	15・30m	15・30m	地面から 1.5・3m	地上1mから葉が2・3m	1・2m	1・2m	1・3m	1・5m
樹広	屋敷背後に群生	目通の幹周1.5・2.5m	0.5・1.5m	15・20m・厚0.6・1.8m	樹冠0.6・2.5m	樹冠0.6・2.5m	1・10m	1・10m
北	スギ・ケヤキ・シラカシ	ケヤキ・シラカシ	厚0.5・1m	シラカシ・モチノキ	マツ・ウメ・モミジ・ツグ等	マツ・ウメ・モミジ・ツグ等	フジ・リンゴ・キウイ	—
南	マツ・シイノキ・シラカシ	シイノキ・ニッケイ	イヌマキ	モチノキ・イヌマキ	マツ・ツバキ・ウメ・サツキ等	マツ・ツバキ・ウメ・サツキ等	フジ・キウイ・ナシ	ソテツ
形態	屋敷背後の 大木の林立・	祠の傍の大木（独立木）	常緑樹を用い 塚状に剪定	常緑広葉樹（1〜3本立） を面状に剪定配置	玉造りのマツ・マキ等、花 井・実のつく樹木を配置	果樹などを層状に配置 複数の作物の混合あり	鑑賞棚・果樹の配置 棚を設置し枝を巻付ける	楕円形の畝の先に羽状 の葉を叢生させたもの
配置	屋敷地背後・ 屋敷地境・集落境	屋敷地奥にある 祠の傍	敷地を囲う 屋敷表側	敷地を囲う 敷地境	座敷前の庭・主屋裏空間 建物からの眺めを配慮	座敷前の庭・主屋裏空間 作物（果実など）採集用	座敷前の庭・主屋裏空間 鑑賞用・果実採集用	座敷前の庭・主屋裏空間 鑑賞用・象徴として配置
樹木構成								
保全 復原 対策	利用と植林を繰り返して 更新を行う	神木として屋敷・地域 の象徴となり残りやすい 幼木を植え、大木となる まで、維持管理を継続 する	更新・移植・新設を繰り返して ついで、管理を行う	定期的なメンテナンス を行い形状を維持する	現状の座敷庭の管理 鑑賞空間増加もあつても 史料（銅版画）を元に配 植などを検討し復原する	ニュートラナルな空間として 利用・鑑賞樹の増加も可 未利用空間の活用・史料 を元に配置場所の検討	棚の管理・鑑賞樹及び 果樹を設ける	現存するソテツの保存・ 巨木化＝天然記念物化 未利用空間の活用・史料 を元に配置場所の検討

## 注

- 1) 不破正仁・藤川昌樹「明治期の関東地方における屋敷林の樹木構成パターンとその分布 銅版画分析をもとにして」(『日本建築学会計画系論文集』74(638)pp.855-862、2009.4)
- 2) 関東地方の屋敷林を取り上げた研究では、例えば緑川祿「郷土造園としての屋敷林」(『造園學雑誌』2(19)pp.684-687、1926)や山本勝巳ら「自然への配慮」(『関東地方の民家』、明玄書房、pp.439-456、1971)があり、民家の付属物としてその重要性を論じた民俗学的視座によるものとして、今和次郎『日本の民家』(相模書房、1954)川島忠治『滅びゆく民家-屋敷まわり・形式-』(ミネルヴァ書房、1976)などが挙げられる。
- 3) 古くは矢沢大二「東京近郊に於ける防風林の分布に関する研究」(『地理学評論』12(1)pp.47-66、1936)があり、最近でも青山高義『日本の気候景観』(古今書院、pp.85-150、2000)や古川修文らの沖縄における一連の研究「沖縄民家の屋敷林の形態と防風効果-屋敷林の居住環境に関する科学的評価法の研究その1-」(『日本建築学会計画系論文集』494、pp.105-112 1997.4)がある。また、三浦修ら「農村景観における屋敷林研究の意義」(『植生情報』第6号、pp.15-21、2002)は、日本各地の防風林を類型化している。
- 4) 林業分野での実用的視点からの指摘としては、中島道郎『日本の屋敷林』(森林殖産研究所、1963)がある。造園分野では、評価・保全に関する研究蓄積がある。たとえば、勝野武彦・葉山嘉一「都市近郊農業地域の屋敷林構造とその保全に関する研究」(『造園雑誌』50(5)pp.191-196、1987)があり、最近では、岡田穰「平地農村景観における樹林の構成と評価に関する研究-屋敷林を中心として-」(『北海道大学大学院農学研究科邦文紀要』25(2)pp.203-282、2003)など。建築分野では、黒野弘靖・菊池成朋が、砺波平野の集落における一連の研究「列状村集落空間とその水系・ミチへの連関-礪波散居村における居住特性の分析その3-」(『日本建築学会計画系論文集』520、pp.213-217、1999.6)のなかで、集落内の重要な構成要素の一つとして屋敷林を取り上げている。
- 5) なお、以上の屋敷林に関する過去の研究全般については、前掲拙稿1)の「はじめに」でその成果をまとめたものの一部を抜粋したものである。
- 6) 岩手県胆沢地域の「イグネ」、富山県砺波地域の「カイニヨ」、鳥根県斐川地域の「築地松」などがよく知られている。
- 7) 屋敷林を対象としたものではないが、この点で飛田範夫『日本庭園の植栽史』(京都大学学術出版会、2002)小椋純一『人と景観の歴史』(雄山閣出版、1992)の研究は、いずれも往時の状況を復元しながら把握しようとする視点や方法に注目すべき所がある。
- 8) 前掲拙稿1)。
- 9) 不破正仁・藤川昌樹「千葉県夷隅地域における南方系屋敷林の原型とその変容実態 明治期銅版画と現状との比較分析に基づいて」(『日本建築学会計画系論文集』75(650)pp.821-828、2010.4)。
- 10) そのため、よく取り上げられる屋敷の防護を目的とした樹林(防風林・遮蔽のための生垣など)のほか、鑑賞目的のものや果実採集目的のものも包含するものとする。なお、屋敷林の明確な定義を示した論文は少なく、先述の通り防風林を指す場合がほとんどである。一方、例えば『世界大百科事典』(平凡社、1998)は、「屋敷林は、屋敷内につくられた樹林、果樹などを含める」とある。
- 11) 沼田真・岩瀬徹『図説日本の植生』(朝倉書店、1975)宮脇昭『日本の植生』(学習研究所、1977)など。
- 12) 前掲拙稿1)の中で銅版画的史料の信憑性について、当時の編者による解説や先行研究を挙げ、検討している。
- 13) 現在確認できている銅版画(9冊)のうち関東地方を対象としたもの7冊(1,114枚、以下)について分析を行った。なお、第12編(内64枚)は未入手であり、分析が出来ていない。また、12編の存在が確認されるので、この他にも数編の図集が発行された可能性がある。
  - ・石原徳太郎編『大日本博覧絵』(精行社、横浜開港記念館所蔵、154図、1889)
  - ・青山豊太郎編『大日本博覧図 栃木縣之部』(精行社、一橋大学図書土屋文庫所蔵、200図、1890)
  - ・同上『大日本博覧図 第7編』(精行社、常総市教育委員会所蔵、212図、1892)
  - ・同上『日本博覧図 千葉縣之部初編』(精行社、千葉県立中央博物館所蔵、234図、1894)
  - ・同上『日本博覧図 第10編』(精行社、神奈川県立公文書館所蔵、204図、1894)
  - ・同上『日本博覧図 千葉縣之部初編』(精行社、千葉県立中央博物館所蔵、192図、1896)
  - ・同上『日本博覧図』第12編(精行社、234図、1897)
- 14) 前掲拙稿1)。
- 15) 不破正仁「屋敷林の原型とその変容過程 関東地方の農村を対象に」(筑波大学学位請求論文、2010)

- 3) の第3章「北方系屋敷林の原型とその変容過程」に栃木県都賀地域の現地調査の結果をまとめている。
- 16) 前掲拙稿9)。
- 17) 明治期の銅版画分析を基に典型例を示したものであり、前掲拙稿1) から抜粋した図である。
- 18) 福岡公平ら「岩手県胆沢扇状地の散居型農村生態系を構成する孤立林の植生」(『宮城教育大学環境教育研究紀要 第5巻, pp.29-38, 2002) 菊地真梨ら「GISを用いた岩手県胆沢扇状地における屋敷林の形態解析」(『地理情報システム学会講演論文集11』pp.361-364, 2002)。
- 19) 清水芳昭「屋敷林の変遷」(『旧仙台藩要害金ヶ崎城内・諏訪小路地区 伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書、金ヶ崎教育委員会編、1997)。
- 20) 菊池立ら「仙台平野中部におけるイグネの分布(1) 名取市の一農家におけるイグネの樹木構成」(『東北学院大学東北文化研究紀要(31)』1999) など。
- 21) 前掲古川修文ら「沖縄民家の屋敷林の形態と防風効果 屋敷林の居住環境に関する科学的評価法の研究 その1」、安藤徹哉ら「沖縄本部町備瀬集落における福木屋敷林の実態」(『日本建築学会計画系論文集』73(630) pp. 1729-1733, 2008.8) など。
- 22) 例えば、静岡の能萬寺の大蘇鉄、柳川の立花家の大蘇鉄、長崎グラバー邸の大蘇鉄など。
- 23) 不破正仁・藤川昌樹「静岡県太平洋沿岸地域における屋敷林の特徴とその実態 現状調査と銅版画分析より」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2, pp.577-578, 2010)。
- 24) カイニョについては、富山県散村屋敷林研究会による「散村における屋敷林の衰退状況とその要因について」(『砺波散村地域研究所研究紀要』第10号、pp. 1-75, 1992.10) などの一連の研究があるほか、黒野弘靖・菊池成朋「列状村集落空間とその水系・ミチへの連関」(『日本建築学会計画系論文集』520, pp.213-217, 1999.6) 山崎充史ら「航空機MSSデータによる砺波平野・散村の土地被覆と表面温度分布の解析」(『日本建築学会大会学術講演梗概集D-1』pp579-582, 2002) などもある。
- 25) 『砺波市散村景観保全・活用調査報告書』(砺波市、2009) など。
- 26) 築地松については、奥山祐左ら「簸川平野の築地松について」(『日本建築學會研究報告(35-1)』pp579-584, 1956) 島根県斐川町教育委員会「斐川町直江地区調査報告書」(『築地松と斐川の農村』報光社、1977) 伊藤庸一「風土がつくる美しい住環境デザイン: ついじまつとかいによを読み解く」(『日本建築学会学術講演梗概集E-2』pp619-620, 2004) など。
- 27) 『斐川町の築地松と散居集落』観光資源調査報告書(観光資源保護財団、1991) など。
- 28) 各地の調査資料・先行研究などを参照しつつ、筆者の現地踏査の結果を含め作図したものである。
- 29) 『砺波平野の屋敷林』散居に暮らした人々の自然との共生の証(砺波郷土資料館編、砺波散村地域研究所、1996)。
- 30) 前掲28『砺波平野の屋敷林』に掲載されている図(本文、図10)より作成。
- 31) 当屋敷の調査の際に樹木一覧表をご提供いただいた。その際、配置図もご提供いただいたがそれとの比較検討はまだ行っていない。
- 32) もっとも、一般の家の敷地規模と比較すると大規模邸宅のものとなることには注意が必要である。
- 33) 砺波散村地域研究所「シンポジウム 台風23号による砺波平野の屋敷林被害とこれからの屋敷林について」(『砺波散村地域研究所研究紀要』第22号、pp. 40-77, 2005.3) など。
- 34) 前掲「散村における屋敷林の衰退状況とその要因について」(『砺波散村地域研究所研究紀要』第10号、pp. 1-75, 1992.10) など。
- 35) 富山県散村屋敷林研究会「富山平野の散村地域における屋敷林の現況と住民意識」(『砺波散村地域研究所研究紀要』第9号、pp. 10-85, 1992.2) など。

# 鷹栖村お藪史料にみる 江戸時代後期の散村の屋敷林

新藤正夫  
安カ川恵子

はじめに

加賀藩の林野制度と御林、御藪の指定  
鷹栖村のお藪について

(1) 鷹栖村の概要

(2) 加賀藩のお藪の指定

(3) 鷹栖村お藪の継続

(4) 天保7年鷹栖村お藪の樹木と竹

(5) 絵図にみるお藪の様子

おわりに

はじめに

砺波平野の散村景観の特色は、杉を中心とする緑豊かな屋敷林に囲まれた農家が水田地帯に不規則に点在することにあった。このような景観の形成時期については定かでないが、少なくとも近世初頭にまではさかのぼると推定される。<sup>(注1)</sup>

その関連史料として近世初期から砺波を支配した加賀藩の林野制度に関わる史料がある。その一つに藩が用材確保のため砺波郡鷹栖村（現砺波市）の百姓の唐竹が生えている屋敷林を対象に藩の「お藪」に指定して、百姓預かりとし、農民に管理させた史料がある。

鷹栖村のお藪については既に『鷹栖村史』に記載され、「お藪」をもとに砺波平野散村の成立事情について論じられた佐伯安一の研究などがあるが<sup>(注2)</sup>、ここでは、南砺市立福野図書館所蔵の史料をもとに鷹栖村の屋敷林と加賀藩「お藪」の制度との関係について検討し、さらに史料に記載の「お藪」ごとの樹木数や絵図などから鷹栖村の江戸時代後期の屋敷林の状況を明らかにする。

加賀藩の林野制度と御林、御藪の指定

加越能三ヶ国からなる加賀藩の成立は、慶長5年（1600）のことである。戦乱が治まり世の中が安定するにつれて、藩は城の新築や修復、城下町の整備、架橋や治水などに力を注ぐようになり、その用材として材木や竹の需要が急増した。慶長19年（1614）砺波郡の井波村の松林に伐採禁止の制札を立てたり<sup>(注3)</sup>、元和2年（1616）には能登の国中の杉・松・檜・梅・栗・漆・樺などの売買を目的とした伐採禁止、竹材の伐採禁止を行った。越中では慶長末期から寛永初年にかけて藩の直轄地としての「御林」の指定を行い、さらに延宝6年（1678）には「御林」百姓持山御林「居垣根」の七木共無断伐採禁止するなどして、藩有林の設定や特定木の無断伐採を禁止するなど「留木制度」を実施して用材確保に努めた<sup>(注4)</sup>。

寛文元年（1661）6月篠嶋豊前が算用場に提出した報告書によれば、当時砺波郡の御林は芹谷野・増山城・徳万村・井波などの御林11か所、山田野・浅地村・鷹栖村・伊勢領村・上向田村・中保村御藪の御藪6か所、西明村・細野村・東西原村御林など11箇所の百姓持山御林が指定されていた。御林の対象樹木は、栗が最も多く18か所、松

が6か所、唐竹が6か所、杉が2か所、雑木が6か所に記載されている。(注5)

藩が用材確保のため領内の御林、民有林や屋敷林を問わず特定の樹木を指定して無断伐採を禁止したのが七木締（七木制度）である。指定対象の樹種や規制の内容は時代や地域（郡）によって異なり、享保5年（1720）の砺波郡と射水郡の七木は、松・杉・桐・樫・檜・栗であった。また、藩は郡奉行の下に山廻足輕、その下に百姓山廻役を置き、御林の管理や七木締に当たさせた。毎年春と秋の2回、管理区域の村々を巡視し、肝煎、組合頭を呼んで七木の取り締まりの徹底をはかった。(注6)

## 鷹栖村のお藪について

### (1) 鷹栖村の概要

鷹栖村（現砺波市鷹栖）は庄川扇状地の扇央部西側に位置し、村域は南東から北西に緩やかに傾斜し、西を流れた旧野尻川と東を流れた旧中村川の氾濫原として形成された扇状地面であり、村の中央を流れる宮川も庄川の旧流路の一つである。旧中村川、宮川の水を利用して中世末から近世初頭にかけて急速に開拓が進んだ村である。正保3年（1646）の「高物成田畠帳」には古田1,486石9斗、内 田方94町9反2畝24歩、畠方4町2反。新田843石7斗4升、内 田方51町9反、畠方4町3反4畝34歩で、計2,330石6斗4升とある。古田は慶長10年（1605）の総検地の高である。これが寛文10年（1670）の御印高では3,533石に増加している。その後の増加はわずかで享保12年の草高は3,654石9升2合である。

鷹栖村は元和5年（1619）の役家が36戸を数え、寛文11年（1671）の戸数が61戸、元禄14年（1701）には77戸、天保13年（1842）には302戸となり、加賀藩の中では一村草高でも最大の村であった。(注7)

### (2) 加賀藩のお藪の指定

鷹栖村のお藪は、先述の寛文元年の史料(注5)に見られるように加賀藩の林野制度の一環として藩の「御藪」に指定したものであるが、指定の時期はこれに先立ち慶安4年（1651）のようである。鷹栖村の肝煎を務めた津右衛門の「過去記」には「御藪と申義者、慶安四年九月十八日、私共在所御検地之上宜敷唐竹藪と申事ニテ、人々持藪之内ニテ、御竿御指除二相成申候」と記されている。(注8) 慶安4年から始まった改作法の実施に伴う検地の際に、立派な唐竹が生える農家の屋敷林に目をつけて藩用材

表1 鷹栖村のお藪預り人とその歩数

家番号 <sup>※1</sup>	人 名	お藪歩数 <sup>(※)</sup>
1	徳左衛門	100
2	与右衛門	48.2
3	作助	200
4	新左衛門	50
5	三郎兵衛	230
6	彦右衛門	140
7	六蔵	200
8	六兵衛	90
9	甚五	170
10	兵左衛門	100
11	作右衛門	170
12	次郎兵衛	150
13	六右衛門	150
14	弥右衛門	170
15	孫七	100
16	与五郎 <sup>※2</sup>	150
17	七兵衛	180
18	新右衛門	130
19	才右衛門	170
20	宗右衛門	50
21	助兵衛	30
22	与五郎	140
23	五右衛門	50
24	藤左衛門	140
25	岩松	50
26	与兵衛	170
27	伝四郎	80
28	平九郎 <sup>※3</sup>	250
29	三郎左衛門	170
30	長右衛門	50
31	四郎兵衛	30
鷹 栖 村 総 計		3908.2

天明2年（1782）「鷹栖村御藪預り人々覚」により作成

※1 天保7年山田文書による記載順の番号

※2 与五郎、実は与九郎

※3 平九郎、実は平三郎

として保存したものである。(注9)

指定されたお藪は31か所で、面積は大が250歩から小は30歩までの総計が3,908歩2厘であり、お藪預かりとなった土地は御竿除として年貢が免除されていた。お藪の歩数がどのようにして決められたかは不明であるが、指定されたお藪はいずれも唐竹が立派に育っている屋敷林を選んだと思われる。唐竹は雪に弱く、太い立派な竹を育てるには、雪折れを防ぐために竹の先を縄で付近の木に結ぶ(「竹を巻く」という)必要があり、唐竹が育つ屋敷林はスギやケヤキなどの高木が多く育つ屋敷林であつたらう。指定された当時の個々のお藪の史料は見当たらないが、天明2年(1782)5月の村方から御郡役所への書上の「鷹栖村御藪預り人々覚」<sup>注10</sup>には、個々のお藪の歩数、預かり人、竹藪の状況が記されている(表1)。

指定してから20年後の寛文11年(1671)の預かり人の持高とお藪の歩数との関係を見たのが図1である。村一番の持高220石の屋敷には最大の250歩のお藪があるが、持高5石以下の百姓の屋敷にも見られ、持高のみでなく竹藪の状況を見て指定したようである。

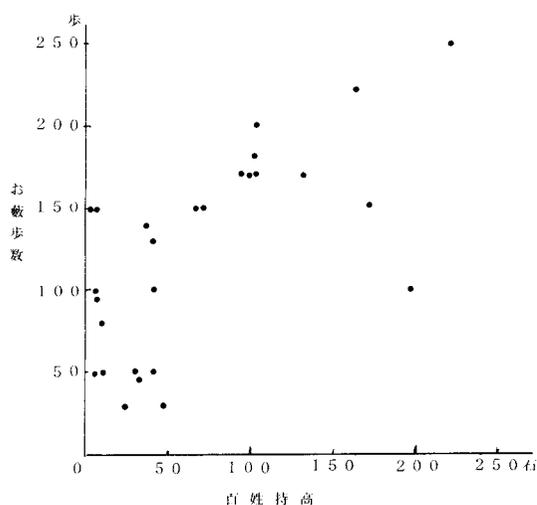


図1 お藪預かり人の持高とお藪歩数の関係  
百姓持高は「寛文11年8月記草高免付百姓数々御帳」による

### (3) 鷹栖村お藪の継続

鷹栖村全体でお藪31か所、計3908.2歩の広さであることは当初から最後まで変わらなかったが、それを維持管理する人(または家)はしばしば変更があったようである。残された資料からその事情が明らかなるものを紹介する。

(1) お藪預かり人が何らかの事情でいなくなったり、絶えたりした場合、管理する人が交代する村の役人である肝煎へ交代

・七兵衛から肝煎津右衛門へ(文化2年)<sup>注11</sup>  
(文書の概意)文化2年3月2日から私(津右衛門)に肝煎役を仰せつけられた。同22日に、今まで七兵衛が預かっていた180歩のお藪があつたが、七兵衛あとに4年前から住んでいた権右衛門が出奔してしまったので、私にお預けとなった。同年5月1日お藪改めの際、お役人様が名前を切替えて下さり「津右衛門預り申御藪」となった。

・平三郎から肝煎与兵衛・津右衛門へ<sup>注12</sup>  
近辺に居住している人への交代

・弥右衛門から磯兵衛へ<sup>注13</sup>

・伝四郎から豊蔵へ<sup>注13-14</sup>

(文書の概意)今まで弥右衛門へ申付けてあつたお藪は、弥右衛門が走り人(出奔)となつてしまったので代わりに磯兵衛へ預けたい。また、同じくお藪番方の伝四郎も難渋し、伝四郎の家は豊蔵へ売り渡されてしまったので、豊蔵に預けたいがいかがでしょうか。(鷹栖村役人から山廻役人への伺い書)預かり人が屋敷替えしたことにより、近辺の人へ預ける

・三郎左衛門から四郎兵衛へ<sup>注15</sup>

絶えた後、高を増やした者が買い取つて新たな家を建てたり、一族のものを分家させたりする

・文化十三年の図には家がなく、畠一枚と田二枚であつた新右衛門の屋敷跡に、天保七年の時点では五郎兵衛が居住し、おまけに土蔵

と二つの納屋もあり、東の入り口には門まで設置されている。この五郎兵衛は、天保十一年から鷹栖村の肝煎を務めている人物である（注16）。

(2) お藪の場所そのものが変わる

- ・次郎兵衛 覚助 孫市（注17）
- ・死絶えた新右衛門の藪地と五郎兵衛の藪地を替える（注18）

新右衛門と五郎兵衛の家は離れていた  
ので、管理することが難しく、自分の家の  
竹藪と屋敷林を「お藪」としたいと願ひ出  
て、それが聞届けられたものである。

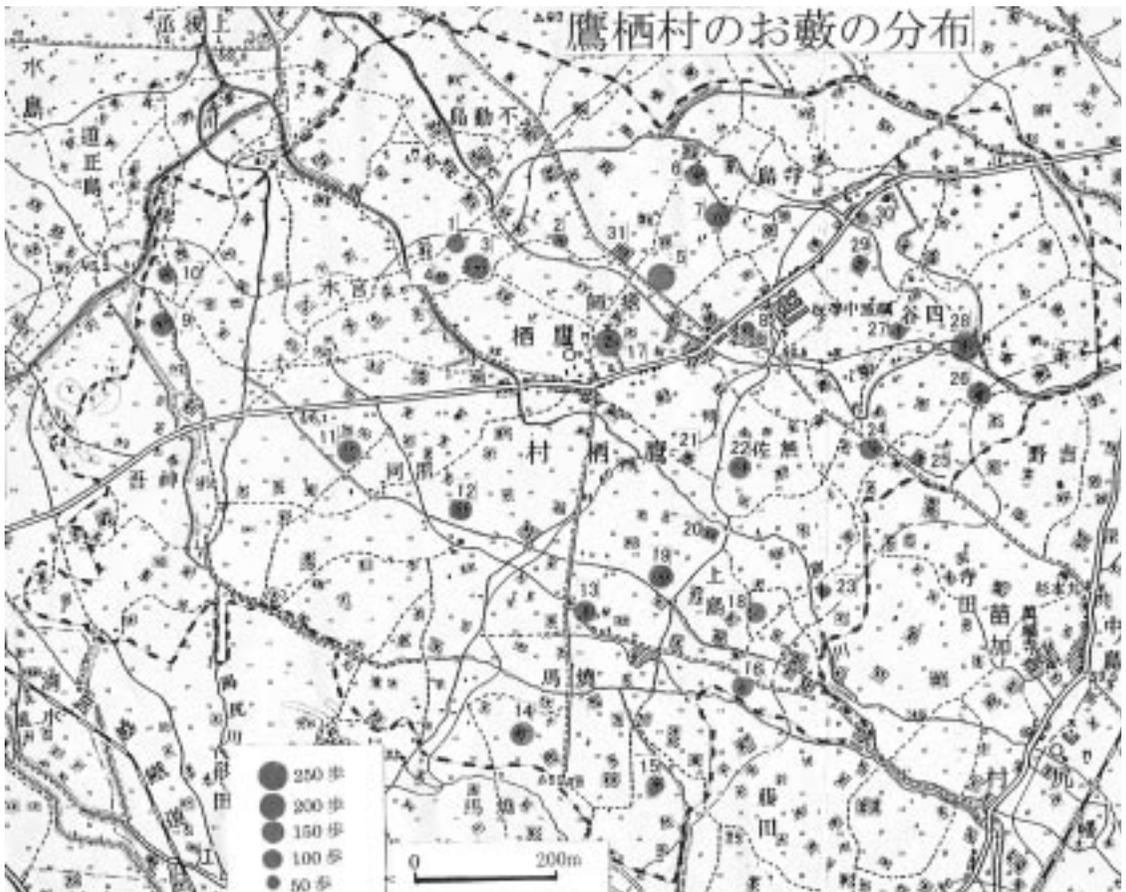
以上のことを考慮した上で、『鷹栖村史』の記述  
等を参考にしてお藪の家31戸を比定したのが図2

である。図中の番号は表1の家番号と対応する。

この図を見るとお藪の家々は宮川沿いに散在し  
ている。お藪の面積は28番が250歩、5番が230  
歩、3番と7番が200歩など、大きなお藪は旧中  
村川や宮川の水を利用して早くから開かれたと思  
われる宮川の東側に多くみられる。

(4) 天保7年鷹栖村お藪の樹木と竹

「御竹藪」は藩が屋敷林内に生えている唐竹を  
用材として確保するのが目的で指定したものであ  
るが、唐竹のみでなく、お藪内に生えている七木  
の外全ての樹木が対象とされた。春と暮れには山  
廻役の巡視があり、その管理にはお藪を預かった  
農家はもとより、村肝煎、組合頭にも責任が負わ



(原図は、昭和5年測図、昭和8年発行2.5万分の1「出町(図幅)」)

図2 鷹栖村のお藪の分布

されていた。お藪の樹木や竹の様子を詳細に調査した史料としては山田文書に天保7年(1836)5月と嘉永7年(1854)5月のものがある。(注19・20)

天保7年の史料にはお藪ごとに、お藪の面積、預かり人、竹の種類と本数、樹木の種類と本数・大きさ(目廻り)が記されている。これをまとめたのが表2および表3である。慶安4年(1651)のお藪指定から185年が経過しており、当初唐竹に重きをおいて指定されたと思われるお藪の樹木や竹の構成にはかなりの変化が見られる。お藪の樹木の構成はまちまちであるが、どのお藪も七木

のスギが中心であり、スギは全体で2401本、最も多いお藪では272本、平均で77本と多く、次に多いのがアテで507本(砺波郡では七木の檜はアテ)であった。ケヤキは107本と多いが、マツは8本で少なく、カシ・クリ・キリもわずかであった。用材として利用された七木以外のネズ・ヒバ・トガの樹木も記載されている。樹木はこれに雑木が3299本加わって6401本、さらに7447本の竹が加わり、お藪を預かる農家はスギを中心とした屋敷林に囲まれていたようである。

樹木の大きさ(目廻り)を表3のようにまとめ

表2 天保7年 鷹栖村のお藪歩数と樹木

人 名	お藪歩数	樹 木											樹木計	竹			
		スギ	アテ	ネズ	ヒバ	マツ	トガ	ケヤキ	カシ	クリ	キリ	雑木		唐竹	淡竹	唐・淡	大明
1 栄次郎	100	48	18	2			1	2				6	77			231	
2 与右衛門	48.2	54	7		3	1	1					18	84	51			
3 作助	200	119						17				17	153		643		
4 新左衛門	50	56						12				8	76		280		
5 六郎左衛門	230	11							2			141	154	299			
6 彦右衛門	140	79	11					5	2	1		23	121		8		
7 六蔵	200	7	2		1							19	29	記載無し			
8 六兵衛	90	104	3		1			6				55	169			215	
9 甚五	170	32	1		7			11				15	66			1185	
10 兵左衛門	100	6	0					2				9	17		14		
11 作右衛門	170	138	2					2				140	282	546			
12 孫市	150	133	0	3								249	385		261		
13 六右衛門	150	24	4		1	1	1		1	2		42	76		497		
14 弥右衛門	170	38	0							1		49	88	207			
15 孫七	100	89	29		3							259	380	560			
16 与九郎	150	138	6					1				69	214		99		
17 津右衛門北古屋敷跡	180	217	173		3							110	503	記載無し			
18 五郎兵衛	130	88	12	17		3						33	155			435	
19 才右衛門	170	115										116	231	135			
20 宗右衛門	50	108	24					5				6	143	270			
21 助兵衛	30	9	3									2	14	203			
22 与五郎東古屋敷	140	272	4	5	2	2		10				147	442				26
23 五右衛門北古屋敷	50	10						22				372	404	記載無し			
24 藤左衛門	140	50	5							1		174	230		292		
25 岩松	50	93	27					3				19	142	218			
26 与兵衛	170	130	120	2	4	1	1					59	317			450	
27 伝四郎西古屋敷	80	66										124	190			71	
28 平三郎古屋敷	250	14	1									527	542	43			
29 三郎左衛門古屋敷	170	67	5					7				291	370		160		
30 長太郎	50	76	2									194	272	5			
31 四郎兵衛	30	10	48	2	4			2		3		6	75		43		
鷹栖村総計	3908.2	2401	507	31	29	8	4	107	5	8	2	3299	6401	2537	2297	2587	26

「天保七年五月 砺波郡御林御竹藪百姓持山御林木教等書上申帳 砺波郡山廻」により作成

てみると、指定後185年経過したお藪の割には意外に3尺以上の大きな木は少なく、9寸以下の木が多い。ネズ・マツ・カシ・ケヤキは比較的大きな木が多いが、スギ・アテは若い木が多く、スギの64%、アテの70%が9寸以下である。お藪に指定されたころには、すでに立派な唐竹が育つような高木が見られる屋敷林であったはずである。指定後、藩が幾度か用材として伐採し、そのあとに苗木を植えさせたことによるものであろう。近隣の村々では、藩が用材の需要に応じて、時には水田の陰樹伐採として垣根の木（屋敷林）墓印の木、川畔林などの七木の伐採を進めた史料が残されているが<sup>(注21)</sup>、鷹栖村ではお藪の唐竹や七木の伐採史料は見当たらない。

鷹栖村のお藪の主体は唐竹であったが、唐竹は雪に弱く手入れが大変であり、一斉に花が咲いて枯れ死して衰退することもあり、元文年間（1736～1741）には鷹栖の竹藪をはじめ砺波郡の多くのお藪の竹が衰退したようである<sup>(注22)</sup>。その後、天明2年（1782）に村方から山廻役へ書上げた「御藪預かり人々の覚」<sup>(注23)</sup>によれば、竹藪は表3のようにやや復活したようである。

表3 天保7年 鷹栖村のお藪の樹木と竹

目廻り	スギ	アテ	ネズ	ヒバ	マツ	トガ	ケヤキ	カシ	クリ	キリ	雑木	計
3尺以上	21	1	3	0	3	1	8	4	0	0	6	47
1～2.9	850	151	28	16	1	3	72	1	7	2	607	1738
9寸以下	1530	355	0	13	4	0	27	0	1	0	2686	4616
計	2401	507	31	29	8	4	107	5	8	2	3299	6401

唐竹(11カ所)	淡竹(10カ所)	唐・淡竹(6カ所)	大名竹(1カ所)	計	しのひ小竹(3カ所)
2537本	2297本	2587本	26本	7447本	余程

「天保七年五月 砺波郡御林御竹藪百姓持山御林木数等書上申帳 砺波郡山廻」により作成

それが46年後の天保7年には表2のように竹の無いお藪が3箇所あるものの、唐竹のみのお藪が11か所で2537本、淡竹（ハチク）のみのお藪が10か所で2297本、唐竹・淡竹のお藪が6か所で2587本、大名竹のお藪1か所で26本の計7447本までに復活している。

お藪の歩数と木、竹の生育関係を見たのが図3である。お藪の広さと樹木・竹の数は必ずしも比例せず、200歩以上の大きなお藪の中には、スギが少なく雑木ばかりで竹がわずかに生えているものや、樹木が少なく竹が全く見られないお藪もあり、100歩以下でも樹木や竹が多いお藪もあり、指定当初とはかなり変化しているようである。概してスギの多いお藪には竹の数が多いうのである。その後、天保14年（1843）には目廻り5寸、6寸以上の竹の書上げ史料がある。<sup>(注24)</sup> 該当のお竹藪は14か所で、8寸が20本、7寸8分が5本、7寸が30本、5寸6分が553本の計608本が記載されている。

その後お藪の樹木数を調査した史料としては幕末の嘉永7年（1854）のものがある<sup>(注25)</sup>。記載のお藪は18か所のみで、樹木数はスギ・ケヤキ・マ

表4 天明2年 鷹栖村のお藪の竹の状況

唐竹生立居申候	19カ所
唐竹少々生立居申候	3
唐竹并大名竹生立居申候	1
小竹生立居申候	2
小竹少々生立居申候	5
雑木并小竹生立申候	1
計	31カ所

「鷹栖村御藪預り人々覚」により作成

ツ・キリ・雑木についてであり、竹の記載は無い。18か所のお藪の樹木の集計は表5のように、樹木数の変化はわずかで、天保7年に比べて木の大きさは1～2尺9寸、3尺以上の木の割合が増加しており、18年間の樹木の成長の様子が知れる。

### (5) 絵図にみるお藪の様子

鷹栖村のお藪に関する史料として、文化13年(1816)と天保7年(1836)に描かれた「鷹栖村

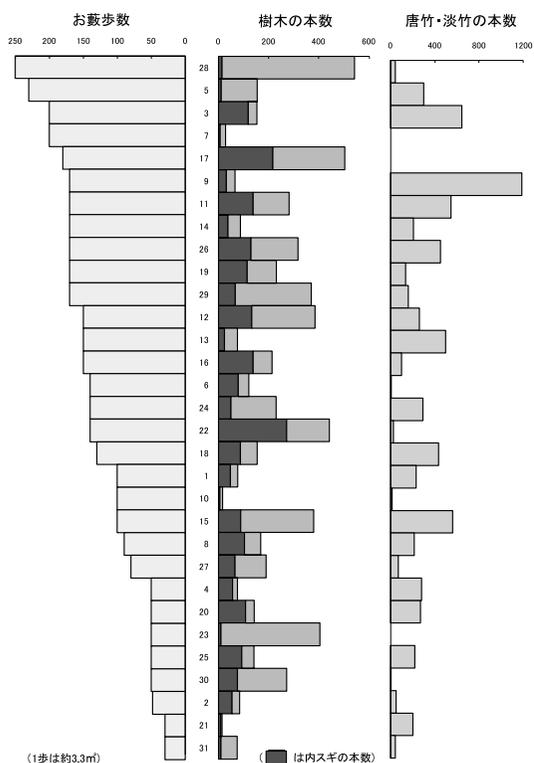


図3 天保7年 鷹栖村のお藪の歩数と木、竹の生育状況  
(「天保七年五月 砺波郡御林御竹藪百姓持山御林木数等書上申帳 砺波郡山廻」により作成)

表5 嘉永7年 鷹栖村のお藪18か所の樹木と竹

目廻り	スギ	ケヤキ	マツ	キリ	雑木	計
3尺以上	28	10	1		7	46
1～2.9	624	31	1	2	438	1096
9寸以下	827	24	1		1265	2117
計	1479	65	3	2	1710	3259

御藪絵図」が残されている(注26)。

この絵図は、農家の屋敷に指定したお藪の範囲を描いてある。図には屋敷の方位や入口、家や土蔵・納屋の位置、さらに飲料水として川水利用した当時の屋敷を取り巻く用水(江川)や堀、坪などが描かれ、散村の農家の屋敷取りや屋敷林の配置を知る貴重な史料である。(図中の [点線] はお藪の分である)

絵図1 作助預かり200歩のお藪である。東向き、家・堀・坪の部分、堀を除いて屋敷全体がお藪である。スギ119本、ケヤキ17本、雑木17本、淡竹643本が生え、スギと竹が家を取り巻く大きなお藪である。南と西側に用水が通る。坪の下手に田が開かれている。

絵図2 作右衛門預かり170歩のお藪である。南東向きで三方に川がある。東側の田の部分と家・二棟の納屋・堀・二つの坪を除いた部分がお藪である。スギ138本、唐竹546本、アテ2本、ケヤキ2本、雑木140本で、スギ・唐竹が目立つお藪である。文化13年の図にある9枚の水田は天保7年のどの田を指すか不明である。

絵図3 甚五預かり170歩のお藪である。東向きで四方が川で囲まれた大きな屋敷の北と西側がお藪である。スギ32本、アテ1本、ヒバ7本、ケヤキ11本と木数は少ないが大きな木が多く、北側を中心に淡竹・唐竹1185本が生える竹が一番多いお藪である。

絵図4 宗右衛門預かり50歩のお藪である。東向きで入口は南、お藪は西側にある。小さなお藪であるがスギ108本、アテ24本、ケヤキ5本、唐竹270本が生えている。お藪以外の屋敷は年貢の対象となるので「村地」と記してある。

絵図5 三郎兵衛預かり230歩のお藪である。以前は六郎左衛門。東向き、東側の村地を除き他

はお藪。南・西・北に屋敷を囲む土居がある。スギ11本、カシ2本、雑木141本、唐竹299本が生えている。家の南西部には目廻り9尺のカシの大木が御留木として印されている。

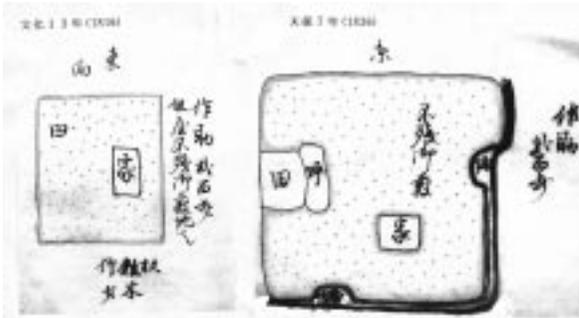
絵図6 五右衛門預かり50歩のお藪である。屋敷の周囲を囲む小さなお藪で、スギ10本、ケヤキ22本、雑木372本、竹は見られず、無住の衰退したお藪である。文化13年(1816)の図では家跡は高地と記され、天保7年(1836)の図では村地と

して田が2枚開かれている。

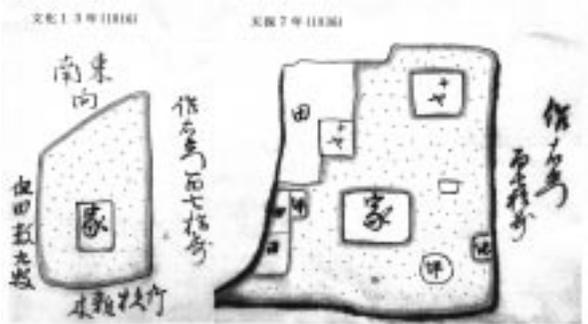
### おわりに

庄川扇状地の扇中部に位置する鷹栖村では、加賀藩が近世初頭の慶安4年(1651)に農家の屋敷林を「御竹藪」に指定し支配するが、このころ既に鷹栖村には唐竹が生育するほどの安定した屋敷林に囲まれた農家が散在する集落であった。

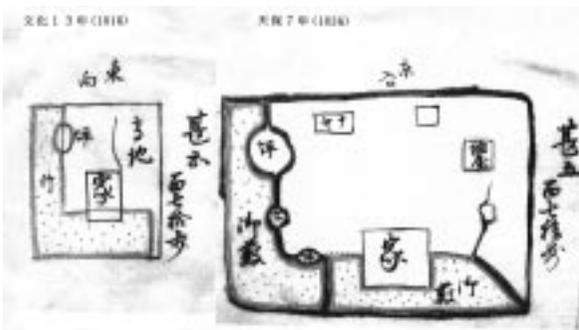
お藪に指定された屋敷林では、唐竹だけでなく、七木はもちろん雑木までが管理されていた。



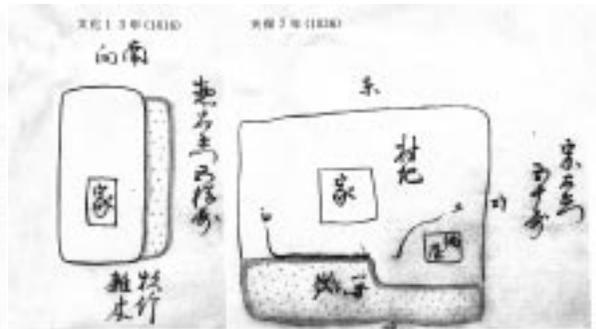
絵図1 作助のお藪



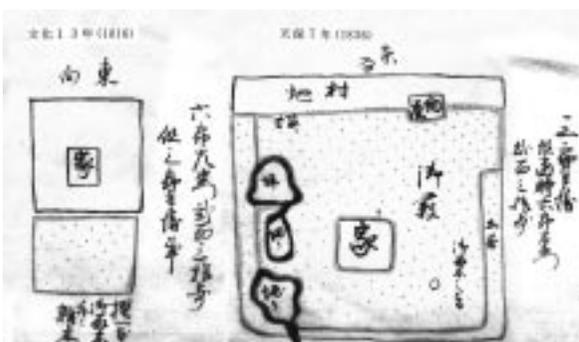
絵図2 作右衛門のお藪



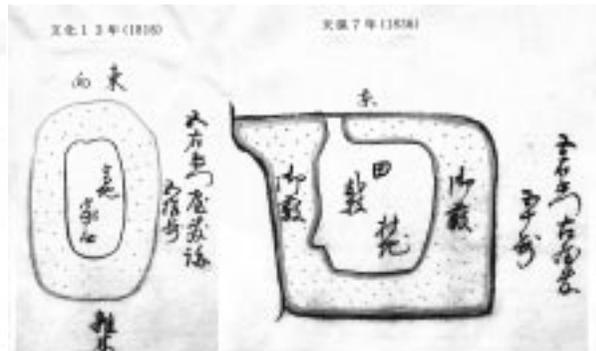
絵図3 甚五のお藪



絵図4 宗右衛門のお藪



絵図5 三郎兵衛のお藪  
(六郎左衛門)



絵図6 五右衛門のお藪

その史料の一つである天保7年(1836)の樹木数やお藪絵図の書上げをもとに、お藪の推移や江戸時代後期の屋敷林のおおよその様子を明らかにすることができた。

しかし、お藪を預かった農家への規制や管理の詳細や村との関わりなどについては未だ不明な点が多い。今後さらなる検討が必要である。

(しんどうまさお 砺波散村地域研究所所長)

(やすかがわけいこ

砺波郷土資料館主任学芸員)

## 注

- (注1) 佐伯安一・新藤正夫「砺波郡における近世新村の成立 時期と分布について」『越中史壇』26号 1963年
- (注2) 中明宗平編『鷹栖村史』1962年  
佐伯安一「砺波散村の成立に関する一考察 鷹栖村の「お藪」をめぐって」『越中史壇』29号 1964年
- (注3) 『日本林制史資料 金沢藩』農林省編 臨川書店 1971年
- (注4) 山口隆治『加賀藩林野制度の研究』法政大学出版会 2003年
- (注5) 「天明三年 山廻役御用方勤覚帳」前掲(注4)に収録
- (注6) 今村郁子「加賀藩領越中三郡における七木縮について」砺波散村地域研究所研究紀要第23号 2006年
- (注7) 『砺波市史資料編2近世』
- (注8) 「津右衛門過去記」『砺波市史資料編2近世』所収
- (注9) 前掲(注5)
- (注10) 前掲(注5)
- (注11) 「同(文化)二丑年三月二日より肝煎役被仰付候、年四拾貳、同廿二日二七兵衛と申者預り申候御藪百八拾歩御座候処、四ヶ年以前右七兵衛跡二有之権右衛門と申者出奔仕候二付、右御藪私二御預ケ被成候(中略)同五月朔日御藪改二小杉より御足軽荒井慶助様、山廻下川崎村恒右衛門様、山廻り射水郡下村源七郎様右三人御越、御改之時名前御切替被下、津右衛門預り申御藪と書上申候」(「津右衛門過去記」『砺波市史資料編2近世』所収)
- (注12) 「平三郎古屋敷 文政七年家退候二付、与兵衛・津右衛門へ御藪二相成候旨(注26の天保7年杉野文書)
- (注13) 「鷹栖村御立藪、同村弥右衛門居屋敷続二有之分、同人江番方申付置候処、走り人二相成候二付、右代り同村磯兵衛江番方願書付并同村伝四郎儀御藪番方申付置候処、難洪ニテ一類共内江致同居、同人家、同村豊蔵江売渡候二付、右番方豊蔵江為相勤度候等、願書付候二付、別紙両通相越候条、得其意、磯兵衛等儀御藪近辺ニ居住罷在番方申付候テも不指支ケ所候哉、得与遂見分、委曲小紙を以可申聞候、其節別紙書付可相返候、以上  
寅(天保十三年)  
七月十日 村 安右衛門  
福野町 六右衛門方」  
(山田文書 南砺市立福野図書館蔵)
- (注14) 「伝四郎 天保六年豊蔵預」(『鷹栖村史』186P)  
「伝四郎跡へ分家」(『鷹栖村史』264P)
- (注15) 「嘉永二年八月四日三郎左衛門屋敷替、四郎兵衛其藪預」(『鷹栖村史』186P)
- (注16) 『砺波市史資料編5集落』
- (注17) 「先年次郎兵衛、元覚助分、天保十四年より孫市へ取替」(『鷹栖村史』186P)
- (注18) 「先年新右衛門、先年死絶、五郎兵衛預け、五郎兵衛持藪と替地願、天保元年聞届」(『鷹栖村史』186P)
- (注19) 「天保7年5月 砺波郡御林御竹藪百姓持山御林木数等書上申帳 砺波郡山廻」山田文書 南砺市立福野図書館蔵
- (注20) 「嘉永7年5月 砺波郡鷹栖村御竹藪地二生立居候木数相調理書上申帳」山田文書 南砺市立福野図書館蔵
- (注21) 前掲(注6)
- (注22) 前掲(注5)
- (注23) 前掲(注5)
- (注24) 「御林御藪百姓持山御林調理一件」の内「天保14年閏9月10日 鷹栖村御藪調理につき書状」山田文書 南砺市立福野図書館蔵
- (注25) 前掲(注20)
- (注26) 「天保7年6月改 御林等調理方被仰渡候二付鷹栖村御藪見取絵図御達儿控」山田文書 南砺市立福野図書館蔵  
「(文化13年間8月17日改分写)天保7年6月13日写 鷹栖村御藪絵図 杉野十郎右工門」杉野文書 富山市郷土博物館蔵

# 先人展「真宗の説教者たち」を開催して

安カ川 恵 子

## はじめに

### 真宗王国「砺波」

- 1 砺波地方の浄土真宗
- 2 砺波地方の常説教場

### 真宗の説教者たち

- 1 矢木の伝四郎
- 2 「鹿島様」と呼ばれた土屋豊成

- 3 南砺の布教師實性實成

- 4 瑞泉寺太子様絵解きの吉澤孝譽

- 5 能登の節談説教師範浄文雄

- 6 同行衆

- 7 説教する人、それを聞く人

御示談問答

おわりに

## はじめに

平成22年10月15日から1ヵ月間、砺波郷土資料館では第34回郷土先人展として「真宗の説教者たち」展を開催した。これはその前年、砺波市美術館長小西竹文氏から、美術館・散居村ミュージアム・郷土資料館の三館共通で、「浄土真宗」というテーマの展示をできないか、との提案があったことに始まった。その後、ワーキンググループ（メンバー：尾田武雄砺波市文化財保護審議委員、小西美術館長、末永忠宏美術館学芸員と安カ川の4名）を作り、月一度のペースで各回ごとに担当者とテーマを決めて勉強会を行ってきた。美術館の展示での安カ川の分担は、「ムラからみた真宗」として、美術館のある高道集落の宿善会、若衆報恩講、尼お講などの「講」について、現在も続く報恩講の観察・調査から、その始まり、その後の変遷などについてとりまとめて展示することとなった。その準備をする内に、郷土資料館では「人」に焦点をあてたものをしたいと思うようになり、「説教者」にテーマを絞り込んだのである。

## 真宗王国「砺波」

- 1 砺波地方の浄土真宗

富山県は「真宗王国」といわれるほど浄土真宗系の寺院が多い。それにともなって、(本人が意識しているか、していないかは別として)真宗信者も多いと思われる。

図1は全国的な仏教寺院数に占める浄土真宗系寺院数の割合である。各県別で65%以上を占めるのは

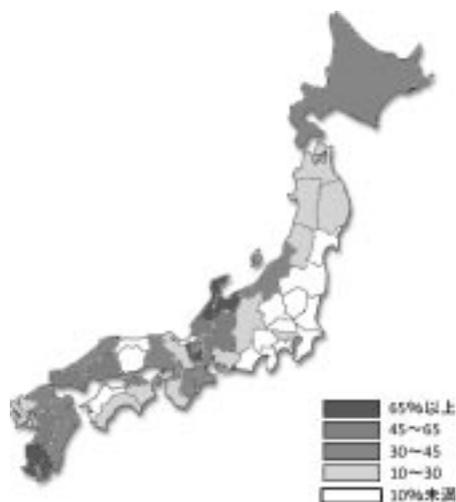


図1 全仏教寺院中の浄土真宗系寺院の割合（昭和43年）

『富山県史 現代統計編』428P

富山・石川・滋賀・鹿児島のみである(注1)。

次に全仏教寺院中の浄土真宗系寺院の割合を見ると、全国的には3割にも満たない(図2)。それが富山県になると実に7割を超え(注2)、さらに砺波地域(注3)に限ってみると8割を超える(図3)。図3で、さらに浄土真宗系寺院の内訳をみると、浄土真宗本願寺派(お西)と真宗大谷派(お東)の割合は、富山県では同じほどであるが、砺波地域ではお東の方が圧倒的に多い。これは、砺波地方の井波に瑞泉寺、城端に善徳寺というお東の大きな別院がある影響であろう。

## 2 砺波地方の常説教場

かつて、砺波地方の各町では毎日説教が行われていた(図4)。ほとんどの寺では今では行われていないが、城端の善徳寺だけは現在でも毎日説教が続いている。

かつての説教者は、ほぼ10日間の約束で一カ所の説教場に宿泊して、毎日お朝事・お日中・お違夜と三度の説教の場をもったという。熱心な信者は毎日三度の説教に欠かさず出席して僧侶の直前

に席をとり、説教者が同じ話をすると「それはもう聞いた」などと言ったという。1日3度、それを10日間繰り返すとすると、少なくとも30題の話を頭の中に入れていないといけなくなる。さらに熱心な信者は、今日の芸能人に対する「オッカケ」なみに、説教者が次の場へ移動するとその人を追いかけて次の説教場まで付いて行ったものだという。そうしたことから、すぐれた説教者は頭の中に何十ではならず、何百もの話のネタを常に準備していたという。



図4 砺波地方の常説教場



図2 全仏教寺院中の浄土真宗系寺院の割合(全国 昭和43年)

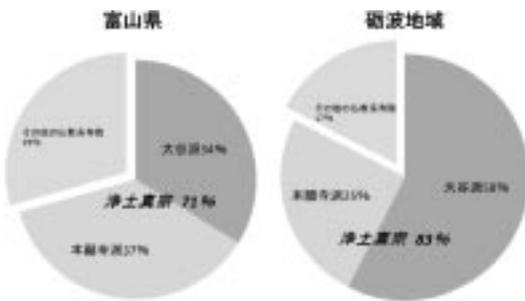


図3 全仏教寺院中の浄土真宗系寺院の割合(昭和54年)  
(富山県現代統計図表P428, P429)

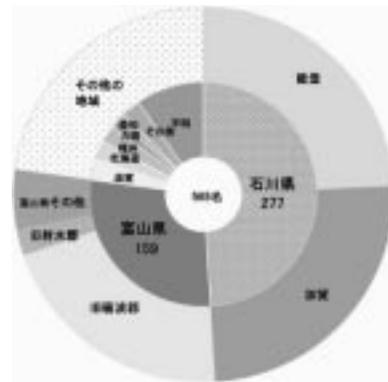


図5 全国から出町・真壽寺を訪れた説教者の延べ人数(昭和25年から40年)  
(砺波市永福町真壽寺蔵「約定帳」, 「御芳名」(記録帳)による)

出町の常説教場であった真寿寺に、昭和2年から現在に至るまで、どこのだれが、いつ真寿寺で説教したかを記録した史料が保管されている。中には重複する人もいるが、昭和2年から64年までの60余年間に、延べ人数にすると1,544人の説教者が訪れている。戦時中の昭和19年も20年も休まずに説教が行われていた。

これらの僧侶がどこの人であったかをみたのが図5である。昭和25年から40年までの15年間だけの統計であるが、驚いたことに、富山県内より隣県の石川県の僧侶が多いことがわかった。それも2倍である。また、その他の地域では滋賀・北海道を初めとして福井・大阪・愛知・奈良などからの人が多かった。

## 真宗の説教者たち

### 1 矢木の伝四郎

これからは個別に説教者を取り上げてみる。

まず、最初は江戸時代末から明治時代中期に活躍したと思われる矢木の伝四郎である。

この話は、今の飛地家のおじいさんである飛地弘氏（昭和6年生まれ）が、自分の子どもの頃、



幕末ごろに善光寺如来をかつて絵解きしてまわった  
矢木の伝四郎

伝四郎は文政年間に（19世紀初期）に、砺波郡矢木（現砺波市矢木）の飛地家で農家の長男として生まれた。当時農家の長男としては当然であった百姓仕事をきらい、どこからか善光寺三尊仏と善光寺縁起3幅の絵巻を手に入れ、絵解きしながら付近の村々をまわっていた。娯楽の少なかった当時の農村では、田舎役者として人気を博し、各村から拍手喝采で迎えられたという。

おじいさんである清次郎さんから、さらにそのおじいさんである伝四郎のことを聞いていたものである。結局、ここに取り上げる伝四郎は、今の弘氏からみれば4代前のおじいさんということになる。弘氏によると、伝四郎じいさまは、「道楽してしんしょう身上つぶしてしまった」困ったじいさまとして聞かされており、近所の人に恥ずかしくて、今まで誰にも言わなかったそうである。伝四郎が担いで各村をまわっていた仏様とその厨子、絵巻は、現在では飛地家の手継寺である砺波市太田の専念寺に預けられている。弘氏と一緒に展示を見に来られた娘さんが、「今までこの家にそんな人がいたなんて聞いたこともなかった」と言われたのが印象的であった。この展示をしなければ「伝四郎」という人の存在は、弘氏が亡くなれば永久に埋もれてしまったことであろう。

### 2 「かのしま鹿島様」と呼ばれたつち や ほうじょう土屋豊成

各地へ説教に歩いた僧侶は、その人の姓名でも寺院名でもなく、その寺院のある村の地名をとって「さまさま」と呼ばれた。



「鹿島様」と呼ばれて人々の崇敬を集めた名説教者  
土屋豊成

砺波郡鹿島村（現砺波市鹿島）祥雲寺の土屋豊成は、明治16年（1883）砺波郡名畑村（現小矢部市名畑）善住寺の次男として生まれ、小さいころ祥雲寺へ養子として入った人である。よほど小さいときから優れていたのか、当時田舎の寺としては珍しく真宗大学（当時東京にあった、現在の大谷大学の前身）で勉学に励み、明治43年（1910）に卒業した。後に地元鹿島へ帰り、祥雲寺の住職として当寺で法話の座を持つ以外にも、近郷近在へ説教に出かけた。難解な中にも仏の慈悲、あんじん安心を説くその説教ぶりは、確固たる信仰心に裏付けられた謹厳実直そのものであったという。人々から「鹿島様」と呼ばれて深い崇敬を集め、名説教者として名をはせた。

昭和37年（1962）3月6日逝去、享年80歳。

現在祥雲寺は、この豊成氏の息子の妻である百合子さん（昭和17年生まれ）が坊守しておられるが、百合子さんによると、豊成氏は、毎年正月、お盆、年末の3回、それぞれ10日間づつのお座（法話）をもたれたが、お座の日の朝は、早くから多くの人御堂の前に集まっていた。多くの参詣者は、百合子さんが戸を開けるとすぐに御堂の中へ駆け込み、先を争って高座前の席を取って、持ってきた座布団を置かれたそうである。特に熱心な人は泊り込みで説教を聞かれるために、布団が足りず、何枚か新たに縫ったそうである。それほど豊成氏の話は近郷近在の人々に待ち焦がれられたものであった。

また、年に何度かは京都本山の総会所へ、農繁期は町の説教場へ、農閑期は在を廻られた。鹿島以外の地域にも信者が多く、福光町竹内や高岡江尻方面へよく出かけられたという。出かける当日の朝には、荷物を持つために迎えの人が来られたともいう。交通の便が悪かった当時は、一度地方へ出かけると数日間自坊へは帰らず、その土地で宿の家を泊まり歩いて法話を持たれたものだという。

祥雲寺には、昭和30年代に採録された豊成氏の説教の録音テープが何本も保管されている。法話に行った先の方が録音機器を買って、豊成氏の話の採録されたものである。豊成氏に来てもらえない時や、豊成氏が死去された後も、このテープを聞くことによって法話の場が設けられていたものだという。

### 3 南砺の布教師實性實成

南砺市でいろいろな人に今度の展示でとりあげたいと思う説教者はだれかと聞いたところ、多くの人推薦してくれたのがこの實性實成であった。「お東では日本一の説教ゴボサマヤ」と言われた方もあった。



特派布教師として全国各地を布教に歩いた  
高宮の實性實成

實性實成は、明治21年（1888）砺波郡高宮（現南砺市高宮）善念寺で生まれた。15歳から三清（現南砺市三清）了泉寺の武種靈天に師事して説教を習い、池原雅寿から宗学を学んだという。幅の広い話題と、情熱のこもった流暢な話しぶりは常に人々を感動させ、さらに本山からの特派布教師となり、全国各地を巡教した。

また、實成は、漢詩や絵画を好み、玉田と号して多くの作品も残している。

昭和31年（1956）12月30日逝去、享年69歳。師の遺風を敬慕する人々によって、昭和33年に善念寺境内に石碑が建立された。

實成氏は、昭和25年に文化時報社が実施した「浄土真宗布教大家 信者投票」で4万2千票を集め、東本願寺の部で横綱になった（注4）。ちなみに、隣県石川県での最高得票者は暁烏敏氏であるが、彼でさえ大関である。東本願寺の大学者金子大栄氏も大関。西本願寺では、富山県でもっとも有名だと思われる、富山大学学長を務めた梅原真隆氏でさえ大関であった。実に全国区の説教者（布教師）であったことがわかる。

實成氏の息子の妻であるあやさん（大正13年生まれ）によると、實成氏は全国的に各地を歩かれた人であるが、特に北海道・東京・名古屋などに行かれたことが多かったという。冬場は福光近在に招かれることが多く、次から次へと宿の家を泊り歩き、それでも常に「日が足りんで弱った、弱った」と言っておられたという。また、よく通る大きい声で話されたそうで、實成氏の説教は寺のはるか外までひびきわたったという。天性の声の質もあろうが、それ以上に日々の訓練の賜物でもあろうと思われる。

實成氏の寺善念寺では、毎月1日と2日は「定例会」として法話の場をもたれていたのだが、こ

の2日間は多くの人を訪れ、御堂だけでなく庫裏にまで人があふれ、家族のいる場もなかったほどだという。實成氏の話は、ところどころに「節まわし」をいれた説教で人気があったのだという。

終戦直後の数年間は各地で法話がもたれることは少なかったのか、わりと家におられることがあり、そのときには仲間の方たちとよく俳句を作ったり、絵や書を書いたりしておられた。高岡方面の民芸の方たちと交流があったという。

#### 4 瑞泉寺太子様絵解きの吉澤孝譽<sup>よしざわこうよう</sup>

次に取り上げるのは、井波瑞泉寺で長い間聖徳太子絵伝の絵解きをしてきた吉澤孝譽氏である。

井波瑞泉寺は、明徳元年（1390）に本願寺5代綽如が開いたとされ、寺伝によると、綽如は中国からの難解な国書を解説した褒美として、時の後小松天皇から太子自彫二歳の尊像と8幅の聖徳太子絵伝をいただいたといわれている。江戸時代の中ごろ、瑞泉寺12代応現院真照（俳号桃花）が法宝物の虫干の折に聖徳太子絵伝の絵解きを始めたとされる<sup>(注5)</sup>。この行事は「太子伝会（たいしてん）」<sup>(注5)</sup>といわれ、現在でも井波の夏の風物詩として知られている。

この井波瑞泉寺で、聖徳太子絵伝の絵解き僧として名をはせたのが吉澤孝譽である。



聖徳太子とともに人生を歩んだ「太子様の絵解き僧」吉澤孝譽

孝譽は、明治37年（1904）8月24日、井波町真教寺の次男として生まれ、大正4年（1915）12歳で大谷支院2代吉澤探宗の養子となった。彼は、17歳で得度し、瑞泉寺で修業を重ね、20歳の時から、瑞泉寺太子伝会をはじめとし、砺波地方の近郷在々や加賀・能登から白山下、平・上平・飛騨方面まで、聖徳太子絵伝の絵解きをして歩いた。亡くなる直前までの60年間を太子様の絵解きの名僧侶として活躍した。

平成4年（1992）10月16日死去、享年89歳。

全国に多くの「太子絵伝」が存在するが、現在その絵解きを行っているのはこの瑞泉寺だけだという。

孝譽氏の絵解きの様子は、小沢昭一氏の採録による『日本の放浪芸』昭和46年、ビクター）に紹介されたのを機に全国的に知られるようになった。孝譽氏のもとには研究者も訪れ、当院に保管されていた絵解きの台本ともいべき筆写本は活字化され、『絵解き 資料と研究』（平成元年、三弥井書店）の中に採録された。

下の写真は昭和52年に砺波市荒高屋で行われた若衆報恩講（ワカイショボンコ）の様子である。



若衆報恩講

ワカイショボンコとは、村の若衆（かつては15歳から25歳（村によっては35歳）までの男の若者組）が主体となって催す、親鸞聖人の遺徳を偲ぶホンコサマ（報恩講）である。一軒の家を「宿」として、僧侶を呼んで説教をしてもらう仏事である。若者だけでなく、村中に呼びかけてお参りしてもらう年中行事であるが、砺波地方ではこの折に瑞泉寺の太子様に来てもらうことが多かった。宿となった家には聖徳太子像をはじめ厨子、太子絵伝（8幅のうちの2幅）が運ばれ、吉澤孝譽氏が太子絵伝の解説（絵解き）をするのである。

このような若衆報恩講は農閑期の冬場に行われるのが普通であり、どこの村でも新嫁の披露の場でもあった。前年に嫁入りした若妻は、晴れ着で着飾り、姑に連れられて参ることが要求された。

戦時中嫁入りした人の中には、嫁入りした時は普段着のままだったが、若衆報恩講の時には姑から振袖を着るように言われたという人もいた。

## 5 能登の節談説教師 範浄文雄

出町真寿寺の記録により、砺波地方には多く加賀・能登からの説教者がやってきていたことがわかった(図5)。また、その人たちの多くは説教に「節」<sup>ふし</sup>をかける「節談説教」であったと聞いたことから、能登へも調査に出かけた。

現在、能登の節談説教で有名なのは川岸不退氏と廣陵兼純氏であるが、今回の展示の「先人展」という性格上、すでに故人となっている範浄文雄氏を取り上げた。

文雄氏は今でもお年寄りの間では語り草となっているほど、多くの聴衆を魅了した人である。お寺からすると、範浄氏に説教を頼むには1年前ではすでにおそく、2年も、時には3年も前から予約をとらなければならなかったという話も聞いたほどである。

文雄氏の寺は能登の志賀原子力発電所のすぐ近く、赤住というところの善法寺であった。そこで文雄氏の長女とその智である真了氏(昭和12年生まれ)から話をうかがう事ができた。とくに真了氏は娘婿とはいうものの、文雄氏とは親戚筋にあたる人なので、文雄氏のことをよくご存知であった。



能登節談説教により、親鸞聖人の教えを広めることに一生をささげた範浄文雄

文雄氏は、大正2年(1913)能登の門前町西慶寺の次男に生まれ、のちに志賀町赤住の善法寺へ養子として迎えられ、善法寺29世を継いだ。

若いころ、叔父である稲垣徳秀に随行して節談説教を身につけ、能登・加賀・越中各地を休むまもなく巡教した。旅から旅への毎日、体をこわして入退院を繰り返しつつ、それでもなお求める人のあるところへは赴き、節談の名調子で親鸞聖人の教えを説いた。

範浄師が高座に上がると、その背後から後光がさしているように見え、おのずから「南無阿彌陀仏」と手を合わせずにはいられなかったと今も語る老婆もいる。

亡くなる直前の昭和40年3月27・28日には富山のヘルスセンターで、大阪・福井・石川・富山などから詰めかけた2千人の聴衆の前に「範浄節」を披露して感銘を与えた。高座に座るその姿勢や声の調子はいつもと変わらず、病をおしての出演とは誰も気づかなかったという。

高座を降りてそのまま入院し、その5日後の4月3日に逝去、享年53歳であった。

私が、文雄氏の説教を初めてテープで聞いたとき、「これは浪花節だ」と思った。その声は普通の人の声とはまるで違っていただ。マイクもない時代に、何百・何千もの人々を相手にするときは、まず「声を作る」ことから始めなければならないという。文雄氏の寺、善法寺のすぐ前には日本海の荒海が広がっている。この海に向かって血を吐くまで声を出し、一旦は声をつぶしてしまう。そのあと、裏山へ入って緑の中で声を出す。するとまた出るようになるのだという。海と山との間でこの訓練を繰り返すことによって作り上げた浪曲師のような声なのである。

説教の人々の間には「一声、<sup>いちごえ</sup>二節、<sup>にふし</sup>三男、<sup>さんおとこ</sup>」という言葉があるそうで(注6)、文雄氏はこの三拍子がそろった、当時は飛ぶ鳥も落とす勢いのある説教者だったという。砺波でも文雄氏の説教を待ち焦がれていたご婦人方が多く、下の写真を見ると、いかに多くの参拝者が集まったかがわかる。普通は御堂いっぱい聴衆を集めるだけでも大変なことなのに、文雄氏が来るということになれば、内陣にまで人々があふれ、御堂の床も抜けるほどになり、「御堂こわしの御坊さま」との異名さえあったという。乗用車も普及していなかった時代、文雄氏の説教を聞く人々は城端線を出町へ来て真寿寺まで歩いたが、朝は、駅から寺まで人の波が続いたものだという。



真寿寺での説教の様子

## 6 同行衆

各村には、寺と門徒のトリモチ（中立ち）をする「同行」と呼ばれる人々がいた。寺の集め物をしたり、「お座」や「報恩講」などを行うときの段取りなどの世話をする。彼らは僧侶と連絡を取りあって日取りを決め、村の中で宿をする家を頼むなどの一切の世話をする。しかも、「お座」が行われるのは農閑期の冬季が多いが、その間に2度も3度も設定しなければならないこともある。砺波地方では一般的に、城端善徳寺の「歡喜光院」や宝物巡回である「城端様」、井波瑞泉寺の「太子様の巡回」、それと「報恩講」「お講仏さま」、伏木勝興寺（お西）の「お花講」などのお座があるからである。

自分の家を「宿」として、お座の場を設けることは一種のステータスでもあった。嫁取りをした家や新築した家などが宿になることが多く、宿をしてようやく一人前と村人から認められるということもいわれる。また、村によっては宿をする家がだいたい決まっているというところもある。いわゆる「大きい家」で、かつ信心深い家である。

かつてはどの村にもこのような信心深い世話人がいたが、その人が高齢化したり、亡くなったりするとあとの引き受け手がなくなっているのが現状である。老人会で回り持ちという村々も出てきている。

ここではそのような人たちの中でもとりわけ信心深く、出町真寿寺の世話するのに命をかけたような源通みついを取り上げる。



源通みつい

明治32年（1899）10月10日、東砺波郡五鹿屋村五郎丸西村家で生まれ、20歳で出町の理髪店源通與作に嫁ぐ。若い内に夫と死に別れ、女手ひとつで店を切り盛りした。厳しい生活の中で心の支えとなったのは浄土真宗の教えであった。幸い近くの真寿寺は一年中説教が行われている常説教場であったので、忙しい合間にも時間を作っては真宗の教えを聞きに通った。

真寿寺の坊守であった乗杉孝とともに信者仲間の輪を広げた。特に昭和39年には（茨城県）稲田の西念寺（親鸞の東国教化の一大拠点となった寺）から僧侶を招待し、親鸞の妻である恵信尼の話聞いたことをきっかけに「恵信尼講」を始めた。この講員はほぼ砺波市全域の村々にまで広がり、各地区ごとに世話役をつくって、各地で「恵信尼（玉日様）講」を持つまでになった。

平成4年（1992）2月5日逝去、享年93歳。

## 7 説教する人、それを聞く人

どんな立派な説教者でも初めから人前でじゃうずに語れたわけではない。今では大ベテランの説教者である馬川頼徳氏は、若い頃あるお寺での説教の折、話の大事なところで「アイ！」とうなづいてくれる坊守さんがいたが、とても話しやすかったと語ってくださった。説教は一方通行ではない、聞き手があっての話し手である。聞き手は、時にはきびしい指摘を行うこともあるが、時には慈愛に満ちたやさしい指導者でもある。

説教者の話が徐々に高まり、いよいよ佳境に入ると、聞き手は両手を合わせて、口からは「なまんだぶ」「なまんだぶ」のお念仏が知らず知らずに流れ出る。語り手はそれを受けてさらに高揚し、語り手と聞き手が一体となり、「なまんだぶ」「なまんだぶ」の大合唱が御堂いっぱいにあふれかえる。こんな状況を語ってくれた老人もいた。

語り手と聞き手の相互作用によって説教者の話術も磨かれるのである。

### 御示談問答

御示談とは、報恩講や御座の場で、僧侶の法座が終わった後、<sup>ちようもん</sup>聴聞していた信者と僧侶、または<sup>どうぶよう</sup>同行衆の間で行われる信仰上の問答のことである。昭和戦前ごろまでは県内の多くの寺で見られたが、今では無い。近年まで高岡の勝興寺で行われていた御示談が有名であった。

南砺市吉江中の南源右衛門氏宅にこの御示談問答の記録が保管されていた。南家は代々砺波郡刀利村に居住しておられたが、刀利ダムが作られることになり、昭和37年に山を降りられた家である。文化11年(1814)明治7年(1874)昭和15年(1940)の3回にわたる御示談の記録が保管されており、ここでは「安心」ということがテーマとされている。「安心」とは、<sup>あんじん</sup>身も心もすべて阿弥陀様に任せてしまうという「他力」の教えを端的に表す言葉であり、文化年間という、江戸時代中期から一般民衆の中に真宗の教えが浸透していたことがわかる貴重な資料である。

また、当家にはこのほかに古い時代のチョンガレ台本も保管されている。

### おわりに

平成22年9月2日、滋賀県大津市浄宗寺で南砺市湯谷称念寺の住職長谷川慶順氏の聖徳太子絵伝絵解きを聞いた。全8幅のうち4幅の絵解きをされたが、これが私のはじめての絵解きの聴聞体験であった。普通の語りの部分と節をかけた節談の部分、和歌にのせた部分などがあり、とても興味深く聞かせていただいた。これは、浄宗寺の住職直林不退氏などが作っている節談説教研究会が長谷川氏を招待し、その絵解きの様子をDVDに撮ることを目的に催されたものであった。

しごく満足して帰ってきたその翌日、今度は能登の範浄文雄氏の寺を訪ねた。そこで文雄氏の長

女である恵子さんとそのご主人真了氏から楽しくお話を伺ったあと、「実はつい先日こんな人がたずねてきたのだ」と見せていただいたのが、昨日訪れた大津市浄宗寺の住職直林氏の名刺であった。

同じようなことを調べているのだから、同じような人を訪ねるのは当たり前なのだろうが、その時の私には「これはすごいご縁だ」としか思えなかった。

また全くの偶然であるが、範浄氏の寺善法寺では、今年平成23年5月には文雄氏の50回忌の法要を勤められるという。

さらに、私が範浄氏にたどりつけたのは、出町真寿寺さんから、親戚である能登の福専寺の住職松山宗恵氏を紹介していただいたおかげである。能登では同氏に大変お世話をいただいた。

また、矢木の伝四郎の善光寺如来にたどりつけたのは、資料館の職員である平木恭子さんが、月忌参りに平木家を訪れた専念寺住職に、何気なく「むかしこの近くに説教をして歩いたゴボサマがいなかったか」と聞いたところ、専念寺に預かっている仏様がそうであると言われたことによるもので、これもまた偶然であった。

ひとつの展示をするたびに多くの方々にお会いし、様々なご教示を頂いている。今回の展示も、様々な偶然が重なったおかげである。ほんとうにいいご縁がいただけたと思っている。

下記にお名前をあげさせていただき、心から感謝申し上げます。

願成寺(砺波市福山)・行徳寺(南砺市西赤尾)・祥雲寺(砺波市鹿島)・浄宗寺(大津市御幸町)・称念寺(南砺市湯谷)・真教寺(南砺市徳成)・真寿寺(砺波市永福町)・瑞泉寺(南砺市井波)・瑞泉寺大谷支院(南砺市井波)・専念寺(砺波市太田)・善念寺(南砺市高宮)・善法寺(羽咋郡志賀町赤住)・福専寺(羽咋郡富来町福浦港)・節談説教研究会 府越義博(東京都八王子市)・妙行寺(輪島市門前町)・妙蓮寺(南砺市藤橋)・嵐龍夫・伊藤曙覧・源通雪美・

佐伯安一・飛地弘・成川権士郎・入道忠靖・成川  
権士郎・南源右衛門（敬称略）

最後に、またいつものことだが、当館の展示は  
私一人がどれだけがんばってもできるものではない。  
常にささえてくださる外部の先生方、内部の  
職員の協力があるおかげである。佐伯安一前郷土  
資料館長には、史料の所在や人の紹介をはじめ古  
文書読解の校閲まで、逐一指導をいただいている。  
高原徹館長・杉森貢散村地域研究所事務局長  
にも常に指導・助言をいただいている。平木恭子  
さんには多くの参考文献の検索、紹介、手配など、  
学芸員渡辺礼子さんには、真寿寺記録の解  
読・入力、善光寺絵巻・聖徳太子絵巻・地獄絵巻  
などの解説、片田春美さんには範浄文雄師説教の  
テープおこしをはじめとするさまざまな資料の入  
力、重原佐代子さんには写真撮影の補助など、ま  
た、今回学芸員実習生として当館へ実習に来てい  
た金岡寛子さんには實性實成の石碑解説の手伝い  
をしていただいた。心からお礼申上げる。

なお、展示終了後に図録『真宗の説教者たち』  
を作成した。本稿と合わせて目を通していただ  
ければ幸いである。

（やすかがわけいこ

砺波郷土資料館主任学芸員）

## 注

（注1）『富山県史 現代統計編』428Pに掲載の「全仏  
教寺院中の浄土真宗系寺院の割合（昭和43年）」の図

（注2）『富山県史 現代統計編』429P「全国都道府県  
別仏教系寺院数および浄土真宗系寺院数（昭和43  
年）」

（注3）『富山県史 現代統計編』428・429P「昭和54  
年県下の市町村別、宗教・宗派別、宗教法人数」か  
ら砺波市・小矢部市・城端町・平村・上平村・利賀  
村・庄川町・井波町・井口村・福野町・福光町・福  
岡町の数を合計したもの

（注4）『よび声』文化時報社 昭和25年9月

（注5）『真宗大谷派井波別院瑞泉寺誌』平成21年

（注6）関山和夫『説教の歴史 仏教と話芸』1978年

# 南砺市飛騨屋集落の屋敷林調査

米倉春子

はじめに

平成14年度飛騨屋集落屋敷林調査

平成22年度における飛騨屋集落の屋敷林

1 6軒の屋敷林調査

2 調査のまとめ

おわりに

はじめに

旧井波町の屋敷林調査をするきっかけは、平成12年に旧井波町の巨木・名木調査をしたことである。巨木は、山間地や社寺の敷地内にあるものと思っていたが、屋敷林のある家々から次々と巨木があることを告げられた。調査に伺った家で元気に成長している巨木や名木を見て、先祖から大切に育てられている樹木に出会い、美しい森にいるような心地で調査した思い出がある。生活環境や時の流れで変っていく屋敷林を眺め、今の状態を記録しておきたいという気持ちが会員たちにあった。

その後、平成13年（2001）に富山県田園空間整備事業の一環として井波自然観察友の会に井波地域の屋敷林調査の協力依頼があり、さっそくその年に対象となる屋敷林の予備調査を行なった。（調査方法は、屋敷林の外観を4面に分け、1面に10m以上の高木が5本以上ある家の屋敷林を対象とする）994軒の家から調査対象の屋敷林を選び、平成14年6月から翌年4月までに395軒の屋敷林を会員（延べ人数198人）で調査し記録した。

この井波地域の屋敷林調査報告は平成15年11月に砺波散村地域研究所例会にて「屋敷林の方位と井波風」と題して発表した。

平成14年度の屋敷林調査では、飛騨屋集落で26軒調査している。

平成22年10月、砺波散村地域研究所と井波自然観察友の会の合同調査にて飛騨屋集落の屋敷林を再調査した。

平成23年2月、第57回砺波散村地域研究所例会では、「飛騨屋集落の屋敷林調査」の報告として、平成14年に調査した26軒と平成22年に再調査した6軒について比較し、主に屋敷林にある高木についてまとめ発表した。

平成14年度飛騨屋集落屋敷林調査

平成14年に井波地域にある395軒について屋敷林の調査をした。屋敷林にある樹種と高木の数を集計したものである。調査地区は、南山見、山

表1 平成14年屋敷林調査の高木数の内訳

(単位：本)

	南山見	山野	高瀬	神社	樹種計
スギ	2113	2659	1050	446	6268
ケヤキ	84	98	90	32	304
アテ	22	63	6	0	91
マツ類	12	14	4	10	40
カシ類	36	30	24	4	94
キリ	0	5	0	0	5
イチョウ	19	8	3	22	52
ヒノキ類	22	34	7	11	74
エノキ	20	16	6	3	45
その他	53	72	43	42	210
地区別本数	2381	2999	1233	570	7183
調査戸数	128	171	83	13	395
一戸の平均本数	18.6	17.5	14.9	43.8	18.2

引用文献：井波自然観察友の会 『井波町屋敷林調査報告書』  
2003年（平成15年）3月発行

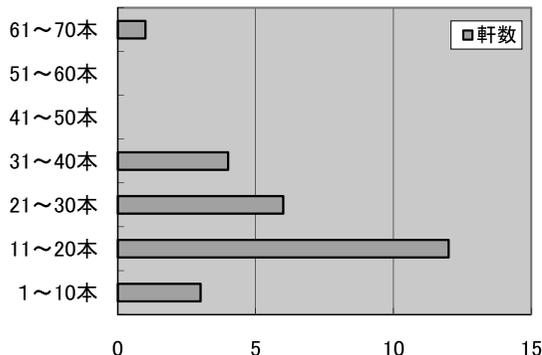
野、高瀬、神社の4つの地区に分けた。飛騨屋集落は、山野地区の中に含まれる（表1）。

平成14年に飛騨屋集落の屋敷林調査の対象となった26軒の高木の合計は552本であった。その内、スギの高木が489本で高木全体の88.6%、その他の高木は63本で11.4%であった。

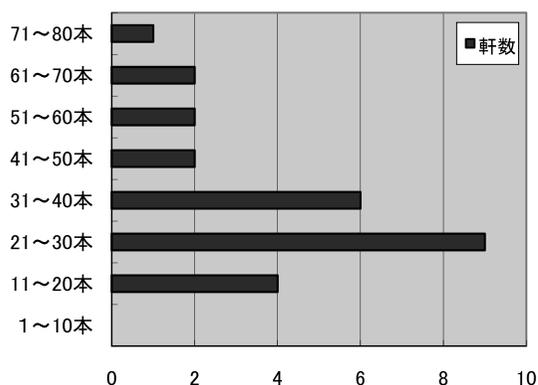
飛騨屋集落26軒の高木552本	
スギ489本 (88.6%)	その他63本 (11.4%)

26軒の1軒当たりの高木数を見てみると、11本～20本の高木がある家が12軒で一番多く、次に多いのは、21～30本の高木がある家で6軒となっている。飛騨屋集落では、11本から30本程度の高木のある屋敷林をもつ家が全体の約70%を占めているのである（グラフ1）。

グラフ1 飛騨屋集落14年1軒当たりの高木数



グラフ2 飛騨屋集落14年1軒当たりのスギの本数



屋敷林にあるスギの本数に限って言えば、高木489本と中低木が430本で合計919本ある。スギの高木と中低木の割合は53%対47%であった。

1軒当たりのスギの高木数では、21本～30本ある屋敷林が一番多く9軒。次に31本～40本が6軒であった。70本以上ある屋敷林もあるが、屋敷林全体の73%に11本～40本のスギがあることになる（グラフ2）。

その他の高木63本の内訳は、一番多いのがケヤキで16本。他にアテ8本、ヒノキ、マツ、サクラ、エノキ、カシ、シロダモなどあり、樹種の分からなかったものが5本あった（表2）。

平成14年の飛騨屋集落の屋敷林調査では、スギの高木が高木全体の約89%と圧倒的に多く、中低木も含めると飛騨屋集落の屋敷林は主にスギで構成されていることが分かった。

## 平成22年度における飛騨屋集落の屋敷林

### 1 6軒の屋敷林調査

平成14年の調査では、2面以上高木に囲まれている屋敷林について簡単な平面図を書き、それに調査内容を記録するという方法をとった。今回はそのうち特に代表的な屋敷林をもつ6軒について、主に高木がどの場所にあるかを平面図に記録した。22年の調査では、10m以上の高木でなくて

表2 飛騨屋集落26軒 平成14年その他の高木

樹種	本数
アテ	8
イチョウ	1
エノキ	4
カシ	5
ケヤキ	16
サクラ	6
シロダモ	5
ハクモクレン	1
ハゼ	1
ヒノキ	5
ヒマラヤスギ	1
マツ	4
モミ	1
樹種不明	5
合計数	63

も太くて大きい果樹も高木として数えた。以下は、6軒の調査結果である。

【A宅】図1)

玄関の位置は北東向きである。この面を面とし、東西南北にある樹木を記録するために母屋の四隅から4面に分ける。

この家では対角線が東西南北に当たる。

スギは。その他の樹木は。

高木は、の真ん中に・(点)がつく。主な中低木も記入する。

面の北東側の玄関前にモチノキ、アカマツ、ハナミズキなど中低木の庭木があるが高木はない。玉石5段積み石垣がある場所に、14年に調査した時あった樹木は、伐られてなくなった。(木が大きくなり石垣が崩れてきたので、全部伐られた。)わずかにモウソウチクが残る。

面の南東側にスギの高木が15本ある。玉石3段積み石垣の上にある生垣はスギとサザンカで構成されている。面の南西側に幹周り267cmのスギの高木と、幹周り80cmのカキの高木がある。

面の境目が南側になる(写真1)、外側から見ると母屋はスギの高木に囲まれ見えない。道路側の生垣はサザンカ、ヒマラヤスギ、カナメモチ、マサキ、ツバキ、サンゴジュ、ヒバ等で構成されている。



図1 A宅



写真1 A宅(南側)



写真2 A宅(西側)

表3 A宅

A宅 樹種名	アズマダチ		玄関方位				④北西		合 計		特記			
	①北東	②南東	①北東	②南東	③南西	④北西	14年	22年	14年	22年	果樹	14年	22年	
高木	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	カキ	3	高木 2	1
スギ	7		17	15	7	7			31	22	クリ	1		1
アテ	1								1		カリン			1
カキ						1		1		2	ウメ	1		1
サワラ	2						1		3		ビワ	1		1
ヒマラヤスギ	1								1		計	6	2	5
高木計	11		17	15	7	8	1		36	24	②スギ		220cm	
中木・低木計	27	19	25	18	24	18	5	10	81	65	③スギ		267cm	
果樹計			1	1	2	2	3	2	6	5	③カキ		80cm	
タケ類計	100	群							100	群	④カキ		95cm	
本数	平成14年総樹種数 40						総合計				223	94	タケ類(モウソウ)	

面の北西側には、車庫や作業場がありカキの高木の他に樹木はわずかしかない。面の境目の西側（写真2）からの写真で見ると、作業場、車庫があり、真ん中に母屋の屋根が見える。

2枚の写真を比較すると東側と南側にある高木が山から吹き下ろすフエーン現象の井波風と呼ばれる強風を防ぎ母屋を守っている様子が分かる。

（表3 A宅）

【B宅】図2）

玄関の位置は北東向きである。面の玄関の北側の空間にカキが4本あり、内2本が高木である。6軒の調査をした家で高木が一番多く、57本の内スギが51本ある。敷地の周りは、スギの生垣で囲まれその内側に沿ってスギが植えられている。

面の南東側から 面の南西側に、高木が集中している。面にケヤキとエノキの高木、面にシロダモの高木がある。南側（写真3）からは、スギに囲まれ中の母屋は見えない。



図2 B宅



写真3 B宅（南側）



写真4 B宅（屋敷林内部）

表4 B宅

B宅	マエナガレ		玄関方位				①北東		⑤北西		合計		特記	
	①北東	22年	②南東	22年	③④南西	14年	22年	14年	22年	14年	22年			
樹種名	①北東	22年	②南東	22年	③④南西	14年	22年	⑤北西	14年	22年	合計	14年	22年	
高木	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年
スギ	1	1	32	29	26	21			59	51	カキ	14年	22年	
エノキ			1	1					1	1	アケビ	4	高木 2	2
カキ		2								2	ウメ	1		
ケヤキ				1						1	スモモ			1
サクラ	1								1		計	5	2	4
シロダモ					2	2			2	2				
高木計	2	3	33	31	28	23			63	57				
中木・低木計	15	28	14	14	5	15	2	6	36	63				
果樹計	3	3			1		1	1	5	4				
タケ類計		群	30	群					30	群				
本数	平成14年総樹種数 26						総合計		134	124	タケ類(カラタケ)			

- 幹周り
- ①カキ 106cm
  - ①カキ 90cm
  - ②スギ 200cm
  - ②スギ 190cm
  - ②スギ 180cm
  - ②スギ 170cm
  - ④スギ 223cm
  - ④スギ 200cm
  - ⑤カキ 60cm

屋敷林の内側（写真4）はすっきりして空間があつて明るく、「夏はとても涼しいですよ」とこの家のおばあちゃんは話された。（表4 B宅）

【C宅】図3）

玄関の位置は、北向きである。

この家は4面全体にスギの高木がある。面にある幹周り269cmの大きなケヤキが家のシンボルになっている。14年の調査ではスギの高木は20本であったが、22年は44本であった。前回の調査に比べて2.2倍に増えたことになる。これは、8年の間にスギが生長したことも関係していると思われる。

（写真5）は、22年に屋敷の東側から写したものである。高木のスギと、道路側の中低木のスギは垣根の役目もして、敷地内の母屋は暑さや強風から守られている。

スギの成長は早く、植林地のスギは約30～50年位で伐り出され木材となるが、大きくなるスギをこれからどのように管理されるのだろうか…。

（表5 C宅）

【D宅】図4）

玄関の位置は、東向きである。

敷地の南側 面にスギの高木があり、対照的に北側 面のブロック塀の内側は空き地になつ

表5 C宅

C宅	マエナガレ		玄関方位				④西		合計		特記		
	①北	②東	③南	④西	①北	②東	③南	④西	合計				
樹種名	①北	②東	③南	④西	①北	②東	③南	④西	合計	特記	14年	22年	
高木	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年			
スギ	4	9	6	12	4	12	6	11	20	44	カキ	2	3
エノキ	1	1							1	1	ウメ		1
ケヤキ	1	1							1	1	イチジク	1	2
サワラ		1						1		2	計	3	6
シロダモ								1		1			
高木計	6	12	6	12	4	12	6	13	22	49			
中木・低木計	31	19	14	11	14	16	14	14	73	60			
果樹計				1	2	2	1	3	3	6			
タケ類計			1						1				
本数	平成14年総樹種数 24				総合計				99	115			

- 幹周り
- ①ケヤキ 269cm
  - ①スギ 147cm
  - ②スギ 210cm
  - ②スギ 202cm
  - ③スギ 228cm
  - ③スギ 205cm
  - ③スギ 190cm
  - ④シロダモ 93cm



図3 C宅



写真5 C宅（東側）

ている。西側からの写真(写真6)で北側と南側の比較ができる。この家の 面と 面にあるスギは8年間で成長し、高木は2倍に増えた。南側の中低木のスギは外側に多く、生垣の役目もしている。幹周り220cmのスギは、落雷で幹が剥がれたが今も元気である。(表6 D宅)



写真6 D宅(西側)

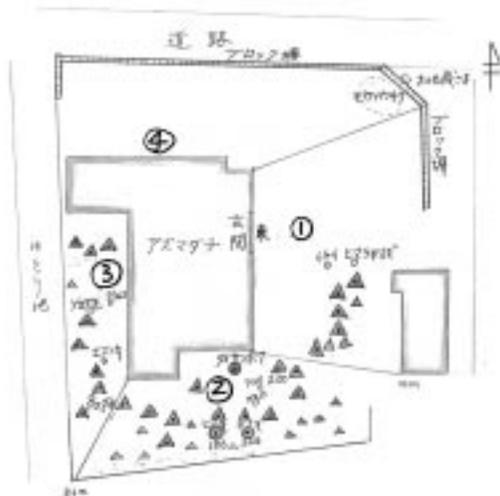


図4 D宅

表6 D宅

D宅 樹種名	アズマダチ		玄関方位 ①東				④北		合計		特記		
	①東	②南	②南	③西	③西	④北	14年	22年	14年	22年	果樹	14年	22年
高木	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	果樹	14年	22年
スギ	2	5	6	11	4	8			12	24	グミ	1	1
タイサンボク				1						1			
ヒノキ			1	2					1	2			
高木計	2	5	7	14	4	8			13	27			
中木・低木計	27	19	34	28	23	15		10	84	72			
果樹計	1	1							1	1			
タケ類計							6	群	6	群			
本数	平成14年総樹種数 27						総合計		104	100	タケ類(モウソウ)		

幹周り  
②スギ 220cm  
②ヒノキ 186cm  
②ヒノキ 204cm

### 【E宅】図5)

玄関の位置は、東向きである。

この屋敷林の特徴は、いろんな樹種の木が入り混じり密集していることである。47本の高木の内、スギが27本、カキが7本、他にサワラ、アカメガシワ、エノキ、モミ、アカマツ、ゴヨウマツ、シロダモ、クリ、タイサンボクなどがある。玄関前のカキ(写真7)が太く、サワラの高木も古くからあったと思われる。14年の調査では、カキなどの果樹、アカメガシワの中低木も数多く記録されているが、22年の調査では、中低木の記録はあいまいであり比較はできない。(表7 E宅)



図5 E宅



写真7 E宅(東側)



写真8 E宅(南側)

表7 E宅

E宅 樹種名	その他		玄関方位 ①東				④北		合 計		特記		
	①東 14年	22年	②南 14年	22年	③西 14年	22年	14年	22年	14年	22年	果樹	14年	22年
高木	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	果樹	14年	22年
スギ	6	7	2	5	12	12	1	3	21	27	カキ	19	高木 7 6
アカマツ				2						2	クリ	2	高木 1 1
アカメガシワ		2								2	カリン	1	
エノキ	1	1				1			1	2	キウイ	1	
カキ		4		1				2		7	グミ	1	
クリ								1		1	ザクロ	1	
ゴヨウマツ				1						1	ビワ	1	
サワラ		1								1	ブドウ	1	
シロダモ					1	2			1	2	モモ	1	
タイサンボク								1		1	計	28	8 7
モミ			1	1					1	1			
高木計	7	15	3	10	13	15	1	7	24	47			
中木・低木計	28	16	42	12	61	14	31	9	162	51			
果樹計	13	5	7	1	2		6	1	28	7			
タケ類計	20	群	30	群					50	群	タケ類(クロタケ)		
本数	平成14年総樹種数 49						総合計		264	105			

22年の再調査で中低木の数を全部数えていないために14年の数と差が出ている。

【F宅】 図6

玄関の位置は、東向きである。

東側の面と南側の面に高木があり、西側の面と北側の面に高木はない。調査表(表8)の平成14年と22年を比較対照してみると、東側の面にあったスギの中低木は、成長して高木になったと考えられる。14年に面にあったケヤキの高木と道路側にあった生垣(写真9)が伐られてなくなり、アルミの板塀(写真10)に替わってい

る。14年の高木数は24本であったのが、22年には22本に減った。減ったのは高木2本だけであるが、生垣がなくなったことにより屋敷林の雰囲気は随分と変わった。(表8 F宅)



図6 F宅



写真9 F宅(南側)



写真10 F宅(南側)

表8 F宅

F宅 樹種名	入母屋		玄関方位				④北	合計		特記			
	①東	②南	③西	①東	②南	③西		④北	合計	果樹	タケ類		
高木	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	14年	22年	
スギ	5	10	10	10	3				18	20	カキ	4	4
アテ	1								1		ウメ	2	1
ケヤキ			1		1				2		ナツメ		3
サワラ	2	2							2	2	ブドウ	1	
ヒノキ類			1						1		イチジク	1	1
											計	8	9
高木計	8	12	12	10	4				24	22			
中木・低木計	51	29	35	23	34	17	6		126	69			
果樹計	3	4	3	3		2	2		8	9			
タケ類計				群							群		
本数	平成14年総樹種数 44					総合計			158	100			

幹周り

①サワラ 156cm

①サワラ 167cm

タケ類 (マダケ)

## 2 調査のまとめ

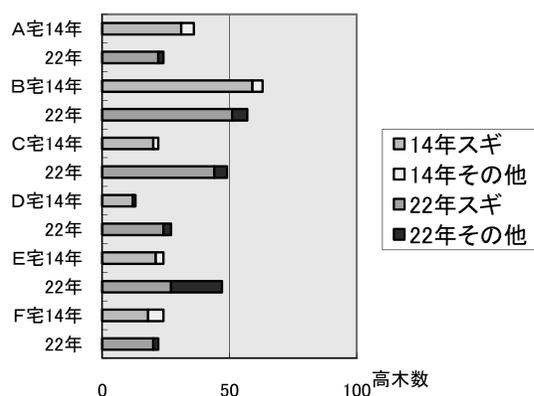
調査した6軒について14年と22年の高木数を比較すると、3軒はその数を減らしたが3軒は増えている。総計では、44本も増えていたのは意外な気がした。A宅では東側の石垣が崩れてきたとの理由から高木が伐られ、その数を大幅に減らしたが、C宅とD宅ではスギが2倍以上に増えているのである。

この原因は、スギの成長にある。14年調査の時

	H14年	H22年	差し引き
A宅	36	24	-12
B宅	63	57	-6
C宅	22	49	27
D宅	13	27	14
E宅	24	47	23
F宅	24	22	-2
高木計	182	226	44

点でまだ樹高が低く、中低木としてカウントされていたものが、22年調査では、その木々が生長して高木とカウントされるようになったのである。また、E宅において果樹の高木が増えているのは、22年調査では樹高が10mなくても大きい果樹を高木としたことによる。グラフ3で、各家の屋敷林のスギとその他の樹木について比較できる。

グラフ3 14年と22年の高木数



平成16年の台風23号の被害で砺波地方の屋敷林のスギがたくさん倒れた。その後各地で屋敷林のスギはずいぶん伐られている。飛騨屋敷集落の屋敷林にも被害はあったと思われ、調査に入る前には、飛騨屋敷集落においても高木の数が減ったであろうと予想していた。しかし、22年の調査の結果、その予想が見事に覆された。6軒だけのサンプル調査だとはいえ、飛騨屋敷集落の住民の屋敷林を大切にするという意識の高さが窺えたような気がする。

### おわりに

飛騨屋敷集落の屋敷林は、平成14年26軒の調査と平成22年6軒の再調査で、屋敷林は主にスギで構成され、特に東側から南西側に多くの高木があるのが分かった。6軒の再調査で、44本の高木が増えたことは、スギの成長による増加と果樹の高木が増えたことによる。

屋敷林は時の流れと共に変化していく。飛騨屋敷集落の屋敷林が現在も良好に保たれているのは、家の方のたゆまぬ努力と丹精をこめて手入れされている結果であろう。これからも屋敷林が暮らしの潤いの場となり美しい散村の風景が絶えぬよう地域の人々の努力に期待したい。

平成22年10月、飛騨屋敷集落の皆さんの全面的なご協力のもと、柏樹直樹先生と和田健先生にご指導を仰ぎながら、井波自然観察友の会の会員である大浦進、大島朋子、高木美奈子、竹本孝、野原道子、箭原健作、山田闊子氏と一緒に砺波散村地域研究所との合同調査を行った。新藤散村地域研究所所長をはじめ多くの方々のご指導とご協力に感謝申し上げます。

(よねくらはるこ 井波自然観察友の会)

# 砺波郷土資料館収蔵の唐箕 主として「松原唐箕」について

般 林 雅 子

## はじめに

従来の唐箕研究について

砺波郷土資料館収蔵唐箕の概要

- 1 紀年銘（年号）のある唐箕
- 2 唐箕の生産地について

唐箕生産地「松原唐箕」について

- 1 「松原唐箕」生産地の立地
- 2 松原に唐箕作りを持ち込んだ高田源七
- 3 「松原唐箕」の発展と工夫、高田源七家の場合
- 4 「松原唐箕」の販路について
- 5 「松原唐箕」のその後

おわりに

## はじめに

砺波郷土資料館では昭和43年という早い時期から民具の収集を行い、現在までに一万点余りを収蔵している。平成18年3月にそれまでに収集保存されている民具の写真図録を出版した。それをともに、砺波市は同年6月に5528点の民具を「砺波市有形民俗文化財」として、指定し保存している。<sup>(注1)</sup> 収集された民具は、周辺の市町村からのもも多少含まれるが、そのほとんどが砺波市内の持ち主からの寄贈品である。これまでに収集した民具は一点ごとに写真を撮り実測をしてカード化し、分類保存している。

砺波地方では農業が主な産業であったため、約半数が農業生産に関わる道具である。しかし、同種のものも多数となったので、それぞれの種類ごとによる詳細な特徴や共通点を把握し、それを目安として今後の収集を行わなければならない。

まず、米づくりに使われた当館収蔵の唐箕について、生産地が確認され、その点数の最も多かった「松原唐箕」について聞き取りを中心に報告する。

## 従来の唐箕研究について

### (1) 唐箕の利用

唐箕は風を利用して、穀物に混ざった塵やごみなどを吹き飛ばして、選り分ける選別調整用の農機具である。米作地帯の農家では主に米作りの選別に利用されているが、他にもこの風選の原理を利用した唐箕があり、お茶用・養蚕用・藍作用・お灸のもぐさ作り用などの唐箕の利用が報告されている。<sup>(注2)</sup>

砺波地方では主に米を生産するための選別に利用している。その作用は、

稲穂から脱粒した籾粒をミヨシ（未熟米）や千切れ穂、塵などとに分ける。

籾摺り（ネカといわれる籾殻を取る作業）をしたあと玄米と、砕け米や籾殻（ネカ）とに分ける。これを何度も繰り返しながら選別する。この作業を砺波地方では「トーミダテ」という。

### (2) 唐箕がなかった頃の選別方法

唐箕がまだ使われていなかった頃の米の選別方法は、籾あるいは玄米を箕ですくって持ち上げ、少しずつ落としながら、自然の風によって軽い塵

や千切れ穂などを吹き飛ばすという方法であった。風のないときは莖や、大団扇であおって風を起し、上記の作業をしていた。

またコメクリという長方形の一辺のない箱や餅の折りのようなものに入れて、上から縄で吊るし、それを揺り動かして分けるといふ、大変労力を使う能率の悪い方法であった。<sup>(注3)</sup>

当時、国外から伝えられた唐箕は画期的なものであったであろう。

唐箕が風を起こす力は基本的には手回しであった。後に螺旋水車や発動機などの動力を利用するために改造された唐箕も出現してくる。またその構造は自動脱穀機内に組み込まれていく。そして現在使われている大型機械のバインダーの中にも風による選別という原理が活用されている。

### (3) わが国への唐箕の伝来について

唐箕は国外からわが国へ伝わった調整用の農具である。わが国への伝来は定かではないが、ほぼ元禄時代前後(1688~1703)とされている。佐々木長生氏によれば、それをさらに遡って貞享時代(1688~87)に伝わっていたのではないかと推定している。

北陸の伝来については宝永4年(1707)に書かれた加賀藩の土屋又三郎の『耕稼春秋』や、天明8年(1788)に書かれた砺波郡上川崎村の宮永正運の『私家農業談』などの農書によって、凡そ宝永4年~天明8年(1707~88)の間に伝わったのであろうとされる。

砺波地方への伝来については、佐伯安一氏は正徳から享保年間(1711~35)に伝えられたのではないかとされている。<sup>(注4)</sup>

### (4) 唐箕の形態上から見た分類

小坂広志氏は国内の唐箕の形を大まかに分類すると、東日本型(関東型)と西日本型(関西型)と、それに類さない型に分けられるという。<sup>(注5)</sup>

その小坂氏の分類をもとにして当館所蔵の唐箕をみると、西日本を中心に分布している「京屋型(関西型)」という唐箕の形によく似ているが一部

に違いも見られる。誰の手によってどのような経緯で、この唐箕が砺波地方に伝えられたのかは今のところわかっていない。

## 砺波郷土資料館収蔵唐箕の概要

### 1 紀年銘(年号)のある唐箕

紀年銘のある唐箕とは、唐箕のどこかに製造した年月日や購入した日などの書かれているものをいう(表1)。

現在当館が保存している唐箕は、大型唐箕26台・小型唐箕18台で合計44台である。その中で最も古い年号のある唐箕は「明治十二(1879)卯年十月吉日・小松住人後藤源七」と墨書された唐箕である。その他にも明治時代の年号の書かれている唐箕が8台ある。しかし、江戸時代のもはまだ発見されていない。最も新しい年号の入った唐箕は「昭和三十七年十月新調」とマジックで書かれた愛知県産の小型唐箕である。この小型唐箕は戦後農業協同組合の斡旋や、農具商の手によって全国的に広く普及した形である。

わが国で現在までに発見された最も古い唐箕は、「明和四年(1767)亥年吉日」京都府立総合資料館所蔵の唐箕である。また中部地方では、「天保十四年(1843)岐阜県郡上郡明方村」の唐箕がある。<sup>(注6)</sup>

### 2 唐箕の生産地について

唐箕の漏斗部分や正面などに、大きく墨で商標や製造地および製作者名が書かれているものがある。他にも博覧会の入賞などを印刷した紙が貼り付けられていることもあり、それによって表1のような情報が得られる。

所蔵する大型唐箕の26台はすべて地元で生産されたものである。小型唐箕では18台のうち10台は、県外で製造されたものであり、戦後の交通発達により全国的に流通したものである。その10台を除いた34台が地元及びその周辺で作られ販売された唐箕である。

表1 砺波郷土資料館所蔵唐箕寸法表

(2010.12 現在)

No.	全体の大きさ	送風部(タイコ)			選別部	製作年月日	製作地 製作者
	前幅×奥行×高さ(cm)	直径×幅(cm)	羽根の 枚数	歯車	1の口の 下の網		
<大型>							
1	159.5×39.5×147.0	98.5×39.5	4	無	無	明治12年10月	小松:後藤 源七
2	179.3×43.0×156.5	94.0×36.0	4	有	無	明治25年10月	出町:後藤 源七
3	156.8×43.0×145.5	94.0×36.3	4	有	無	明治27年8月	松原:高田 源七
4	169.0×39.5×136.5	93.0×33.3	4	無	無	明治31年秋	福野:内山 松四郎
5	164.0×43.0×143.0	96.8×36.3	4	無	無	明治33年9月	松原:高田 栄太郎
6	179.5×43.0×132.5	100.0×36.0	4	無	無	明治39年度	東保:村井 藤要
7	168.5×50.0×144.0	99.5×43.5	4	有	無	明治42年11月	松原:高田 源左衛門
8	158.5×45.0×140.3	97.0×37.7	4	無	無	明治44年9月	松原:高田 喜三次
9	161.5×45.5×142.0	95.5×38.5	4	無	有	昭和5年10月	松原:高田 幸太郎
10	156.0×43.0×141.0	92.5×35.5	4	無	無		松原:高田 助左衛門
11	158.0×35.5×139.5	92.0×35.5	4	無	無		松原:高田 助五郎
12	162.0×44.5×138.0	89.0×38.5	4	無	無		松原:高田 源七
13	164.0×48.5×142.0	101.5×41.5	⑤	無	有		松原:高田 源七
14	164.0×48.3×143.5	101.0×41.3	⑤	無	有		松原:不明
15	163.5×48.6×140.3	98.0×41.5	⑤	有	有		松原:高田 源七
16	159.8×42.5×144.8	93.0×35.7	4	無	無		松原:高田 弥八郎
17	162.0×44.8×142.5	100.0×38.3	4	有	有		松原:不明
18	161.6×45.3×143.0	97.5×38.7	4	無	無		松原:高田 源七
19	163.0×43.0×148.6	101.0×35.8	4	無	無		松原支店:加藤 三郎衛門
20	180.0×40.0×142.0	98.0×41.5	⑤	無	無		松原:高田 幸太郎
21	164.0×49.0×150.5	97.0×40.8	4	無	有		東保:村井 藤要
22	158.5×42.5×140.0	93.0×36.3	4	有	無		東保村:石井 宅左衛門
23	158.0×42.5×137.5	78.5×44.0	4	無	無		東保村:川合 皆一
24	179.0×43.5×146.5	102.5×35.5	4	無	無		秋元村:松本 要吉
25	173.0×42.5×97.5※	96.5×36.0	4	無	有		高岡:宇於崎 権次郎
26	171.0×42.0×137.0	99.0×35.5	4	無	無		松原:高田 助一
<小型>							
27	97.0×51.0×130.5	44.7×53.5	4	有	無		松原:高田 源七
28	113.0×51.0×129.0	45.0×44.8	4	有	有		松原:高田 源七
29	110.0×52.0×128.5	40.5×40.5	4	有	有		松原:高田 源七
30	103.0×52.0×128.0	53.5×44.5	4	有	有		松原:高田 源七
31	110.0×66.0×130.5	54.5×44.6	4	有	有		松原:高田 源七
32	94.8×51.5×129.2	58.5×45.0	4	有	有		高岡:源 寅吉
33	108.0×50.3×115.4	53.0×42.5	4	有	無		砺波:高野製作所
34	106.0×46.5×116.0	54.0×42.5	4	有	無		砺波:高野製作所
35	103.0×42.5×120.0	56.0×36.3	4	有	無		石川:佳吉農機製作所
36	100.0×43.0×114.0	43.0×36.0	4	有	無		小松:古谷唐箕製作所
37	95.0×43.5×120.5	56.5×34.0	4	有	無		愛媛:安野農機(株)
38	96.0×45.5×115.5	44.0×36.5	4	有	無		愛媛:安野農機(株)
39	95.0×43.0×120.0	56.0×36.3	4	有	無		愛媛:安野農機(株)
40	98.0×43.0×119.5	56.5×34.0	4	有	無		愛媛:安野農機(株)
41	97.0×43.0×119.0	44.0×36.3	4	有	無		愛媛:安野農機(株)
42	97.0×37.5×119.5	45.0×36.0	4	有	無		愛媛:安野農機(株)
43	105.5×42.5×117.5	57.5×36.5	4	有	無		愛知:指波製作所
44	97.9×35.7×114.8	50.0×29.7	4	有	無		愛知:指波製作所

(注) は漏斗が欠落しているため、本体だけの高さ

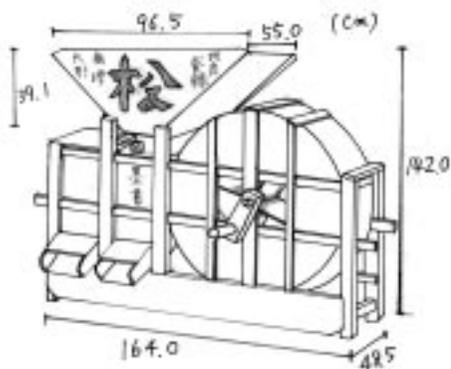
生産地については、この34台の唐箕のうち大型唐箕17台、小型唐箕5台に「松」の墨書があり、所蔵唐箕の約7割を占める。これはかつて射水郡櫛田村字串田の松原地区（現、射水市）で生産されたものであり、砺波地方ではこの唐箕を「松原唐箕」と呼んでいる（写真1）。

他に大型唐箕では東保村で生産されたものが4台、秋元・福野・高岡のものがそれぞれ1台ずつある。小型唐箕8台のうち「松原唐箕」を除いた2台が砺波、1台が高岡でつくられたものである。

この高岡の1台は、後にも触れるが一番口の下に網がついていることや松原唐箕の支店が高岡にあったことなどを考えると、松原産だと考えてもいいのではないかと思う。



写真1 松原唐箕大型  
(資料館登録No.3413・表No.13)

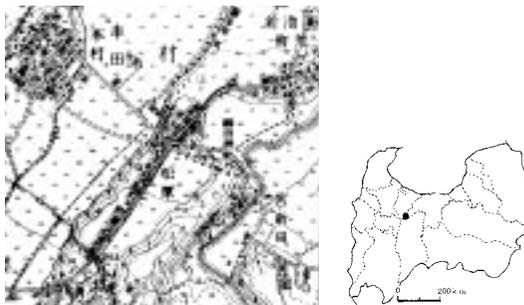


松原唐箕大型 寸法図  
(砺波郷土資料館蔵)

## 唐箕生産地「松原唐箕」について

### 1 松原唐箕生産地の立地

「松原唐箕」の生産地である松原は、中田から水戸田に通ずる県道239号線沿いに約500メートルに渡って家並みが続く、射水郡櫛田村字串田（現、射水市）にある集落で、芹谷野段丘北端の低位段丘面に位地する新田集落の一つである。松原の地名は、北陸道が通じていた近世初期に藩が植えた松が街道沿いに多く見られたことに由来するとされ、集落の南西端では砺波から射水に通じる巡検使道が合流していたなど、道路交通には恵まれた集落であった（地図1）。



地図1 串田村松原付近図  
(明治43年測図 2万5千分の1「小杉」)

この集落が唐箕生産地になったのは、

- 1) 街道に面しており交通の便がよく、運搬がたやすかったこと。
- 2) 近くに唐箕の材料となる増山杉や檜木・松などの良材が豊富で得やすかったこと。
- 3) 比較的田の耕作面積が少なかったことなどが要因であったと考えられる。

始めは農閑期の仕事であったが、生産が盛んになるにつれて年間を通じて作られるようになっていった。

### 2 松原に唐箕作りを持ち込んだ高田源七

この地で唐箕づくりを始めたのは高田源七であるとされている。源七は安政2年生まれで昭和13年3月に84歳で亡くなっている。源七が唐箕作り

を始めたきっかけや、いつ頃から始めて、どこからその技術を習得してきたかは定かではない。

源七の父親は建具職人だったが、器用な人であつたらしく、桶などを作って家の前に並べて置く往来する人が買っていったという。

この集落は現在33軒ある。その中でも高田姓が多い。唐箕を作っていたのは主に高田姓の人達であつた。かつて松原には高田姓の家は13軒あり、そのうち9軒が唐箕を作っていたという。

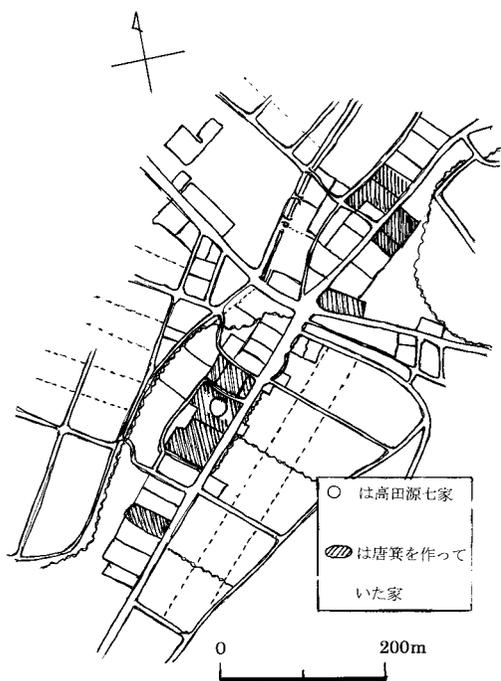


図1 唐箕作りの盛んな頃 唐箕を作っていた家  
(高田幸政氏談)

唐箕作りの盛んなころの源七家には、若い衆が3～4人泊り込んで唐箕の生産にあつてた。型取りや組み立てはパーツごとに分かれて作業をしていた。

当館所蔵唐箕の漏斗部に大きく「松」と墨書され、高田姓が書かれている唐箕は、「明治27年8月下旬 高田源七」「明治33年9月 高田栄太郎」「明治42年11月 高田源左衛門」「明治44年9月 高田喜三次」「昭和5年10月 高田幸太郎」の6台あ

り、ほかにも製造年月日の記入はないが、高田助左衛門・高田助五郎・高田弥八郎・高田助一の名前が見える。

このことから、明治の後半頃にはすでに、松原は唐箕の生産地として盛んに唐箕を生造販売していたことが伺われる。しかし、生産地としての組合など、組織的なものはなかったという。

### 3 松原唐箕の発展と工夫、高田源七家の場合 (1) 取得した商標権と実用新案登録

源七は早くに隠居して唐箕作りを息子の幸太郎に譲っている。幸太郎は「松」の商標権登録第55588号を取得している。取得の年月日は不明であるが、昭和6年「商標権存続期間更新登録通知」の葉書が当家に保存されている(写真2)。それによると「満二十ヶ年目より一ヶ年乃至三ヶ月前に為すべきのもで、一旦失効せば回復困難です」とあり、昭和7年4月13日付けで「商標権存続期間更新」の登録がされ、更新料は五十圓となっている。



写真2 商標権存続期間更新受理証 昭和7年4月13日  
(高田幸政氏蔵)

また、選別部の一番口の下に網を張り、朶などに混ざった泥や小石が落ちるように工夫した唐箕を作り、大正元年11月12日付けで第25825号の実用新案登録を特許局から取得している(写真3)。

砺波地方では、刈った稲を地干しという方法で乾燥する。(注7)そのため脱粒した朶に泥や小石が

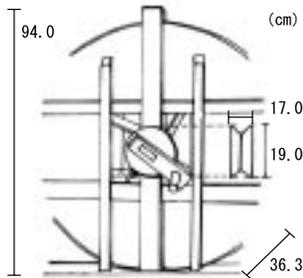


のことであったのではないだろうか。

この5枚羽根の付いた唐箕が当館では4台ある。その中の一台の唐箕に、羽根を付ける軸棒（心棒）が送風胴の外側へ長く突き出し、縄ベルトを掛けるための堅木で作った滑車（プリー）がはめ込んであった。明らかに動力利用の滑車（プリー）である（写真4）。



写真4 滑車の付いた大型唐箕  
(資料館登録No.2791 表No.3)



滑車の付いた大型唐箕 寸法図  
(資料館砺波郷土資料館蔵)

因みに、砺波郡秋元村で元井分造が螺旋水車を考案したのは大正13年である。しかし、4枚羽根の唐箕の中で、明治の年号の入った唐箕にもこの滑車がつけられているものがある。後に螺旋水車などの動力利用を考えた改造と思われる。

けれども唐箕を使ったことのある人の話では、穀物を漏斗から落下させる分量とそれにあてる風の強弱のバランスの手加減によって選別の良し悪しが決るといふ。動力は回転数が一定であり、強弱の調節が難しい。動力を使ってどのように選別をしていたのだろう。

### (3) 大型唐箕から小型唐箕への移行

当地方は降雪多雨地帯である。乾燥した稲を濡

らさないためには屋内に取り込まねばならない。この時期になると座敷まで稲や藁が積まれていたという。

幸太郎は大正末頃に、ハンドル部分に鉄製の歯車を入れた小型の唐箕を作った。回転数が高くなれば風を多く起こすことができる。したがって大きな送風胴の必要がなくなる。鉄製の歯車をつけることによって送風胴の小さい唐箕を作ることが可能になったのである。これを機に小型唐箕が作られるようになり、しだいに農家に普及していったのである。この鉄製歯車を作っていたのは高岡の般若鉄工所であった。農家にとっては作業場が少しでも広く使うことができ、唐箕の運搬も容易になった（写真5）。

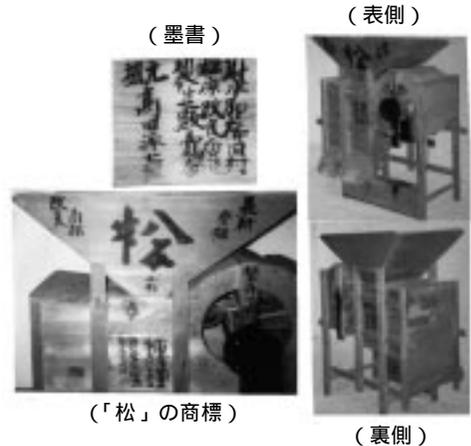
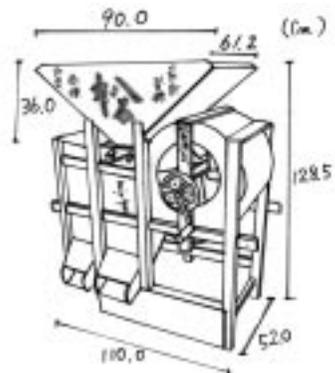


写真5 歯車付小型唐箕  
(資料館登録No.4513 表No.29)



歯車付小型唐箕 寸法図  
(砺波郷土資料館蔵)

当館所蔵の鉄製歯車のついた小型唐箕のハンドルを一回転させると、風を起こす羽根が3回転半した。大型唐箕のハンドルよりもかなり軽かった。

その他にも幸太郎は大正3年に宮内庁へ自作の唐箕を献上したり、各地で行われた博覧会などにも出品したりして松原唐箕の名声を高め販売に努めた(写真6)。

このように幸太郎は絶えず農家の人々の声に耳を傾け、使いやすいように創意工夫をしながら、唐箕の製造に勤めていたのである。

#### 4 松原唐箕の販路について

松原唐箕生産の最盛期は明治末から大正時代であったという。古い帳面などは家を新築した際に処分されており詳細はわからない。

生産高については、年によって違いはあるが豊作の年は多く売れ、二日に一台は作ったという。集落内での生産量は源七家が一番多いと思われるが、松原では9軒の家が唐箕を作っていることから、最盛期には松原全体では相当数の生産高であったであろう。当時の唐箕一台の価格は米一石が目安とされていた。

注文があれば作るという生産の方法であった。葉書で注文を請け、出来上がれば注文者が取りに来ていた。運搬は主に馬車とリヤカーでしていた。



写真6 「日満博覧会」出品陳列会場富山市(昭和11年)  
左から2人目が高田幸太郎氏(高田幸政氏蔵)

また、近くの水戸田に瓦の生産地があったので帰りの空馬車に乗せて運んだこともあったという。

販売先は主に砺波・富山・新川地方など県内一円であり、それを商う仲買人が、砺波・今石動・高岡・伏木にいた。伏木港からは船で北海道にも送られていた。伏木まで唐箕を運搬するのに専用のリヤカーがあり、人夫を頼んで引いて伏木まで持って行き船積みをしていた。城端線の汽車は使わなかった。

唐箕を寄贈してくださった方で、昭和20年代に元気だった頃の夫といっしょにリヤカーを引いて、音川線をから増山に出て松原に行き唐箕を買ってきたと、懐かしそうに話してくださった。

#### 5 松原唐箕のその後

その後、幸太郎の養子である政吉、孫の幸政(現当主で昭和8年生まれ)は家大工をしながら唐箕の生産を続けた。頼まれれば田植え杵を作ったり農具の修理などもしていた。

昭和30年代になると、農具の機械化が一般に普及し始め注文が減ってしまった。最後に唐箕を作ったのは昭和33年頃であったという。昭和20年代後半にはそれでも年間40~50台は売れたという。

#### おわりに

「松原唐箕」は、日本が近代化に向って歩き始めた明治初期の早い頃から、唐箕の生産が始まり生産地として栄えた。そして農業の機械化が普及し始め、唐箕が使われなくなる昭和30年代頃までの約一世紀にわたって、たくさんの唐箕を砺波地方の農家に供給してきた。まさしく砺波地方の農業の近代化を支え続けて来た唐箕であり、生産地であったのである。

唐箕が江戸時代中期に普及し始めたのは否定できないが、唐箕が農機具として一般農家で盛んに使用されたのは近代であったのではないだろう

か。

唐箕によらず、当館に収蔵保存されている農具のほとんどは近代に使われていたものである。そこには先人の絶え間ない創意工夫の跡がみられる。農具ばかりではなく一般の人々が生活で使っていた道具類は、砺波地方の近代を知ろうと考えた時に、第一級の資料であると思う。長く保存されることを切に願っている。

最後に、この報告の作成にあたり、松原唐箕を伝承されている高田幸政氏には大変お世話になりました。また、大勢の方々から沢山の唐箕を寄贈していただきました。誠に有難うございました。御礼申し上げます。また砺波散村地域研究所所長である新藤正夫先生にはアドバイスやご指導を頂きました。重ねて御礼申し上げます。

( はんりんまさこ

砺波散村地域研究所研究員 )

## 注

- ( 1 ) 砺波市立砺波郷土資料館編 『砺波の民具－砺波郷土資料館収蔵民具写真目録－』2006年
- ( 2 ) 三輪茂雄 『ものと人間の文化史「篩」』1989年
- ( 3 ) 大蔵永常 『農具便利論』1822年
- ( 4 ) 佐伯安一 『近世と波平野の開発と散村の展開』2007年
- ( 5 ) 小坂広志 「紀年銘を有する唐箕について - 東日本を中心に - 』『紀年銘民具・農具調査 - 東日本 - (日本常民文化研究所調査報告第6集)』1993年
- ( 6 ) 近藤雅樹 「紀年銘唐箕の形態分類』国立民族学博物館研究報告 16巻4号』1991
- ( 7 ) 刈り取って束ねた稲を、1把づつ穂先を下にして田の中に広げて立てて乾かす。一日では乾かないので、夕方になるとニヨ(にゅう)にして積み上げる。天気を見ながらニヨを崩して乾かす。これを何度も乾くまで繰り返す。穂先が直接地面に付くので泥や砂が靱に紛れ込みやすい。かつては刈り取りの頃になると、砺波平野の田んぼの中のあちこちに見渡す限りニヨの山が積まれ並んでいる風景が見られたが、近年の大型機械の導入によって見られなくなった。

# 庄川上流地域見学会実施報告

- 1 実施日 22年7月31日(土) 朝から薄曇り。連日の猛暑が少し和らぐ。ただ、湿度が高く、午後には次第に汗ばむような陽気となった。
- 2 参加者 48名
- 3 案内者 新藤正夫、佐伯安一、砂田龍次、堀越 勝、高原 徹、平木恭子、杉森 貢 7名
- 4 コース 郷土資料館(7時40分発) - 松川除 - 庄川合口ダム - 小牧発電所 - 羽馬家・流刑小屋 - 岩瀬家・行徳寺 - 荻町城山展望台 - 帰雲城跡 - 御母衣地下発電所 - 荘川桜 - 蕎麦正・心打亭 - 魚帰滝 - 山中山橋 - 旧遠山家民俗館 - 白川村荻町合掌集落 - 郷土資料館(17時45分着)

## 5 見学会の概要

### ・ 羽馬家・流刑小屋

バスの駐車の関係で、まず羽馬家に行く。羽馬家前で合掌造りのことや雪持ち林に関する説明をした後、流刑小屋に案内する。途中、村の人々と挨拶を交わしながら徒歩で2～3分。参加者は一様に興味深そうに小屋の周りを巡ったり中を覗き込んだりしていた。

### ・ 岩瀬家・行徳寺

トイレ休憩を兼ねて立ち寄った。興味関心のあるものが佐伯所員の回りに集まり、岩瀬家や行徳寺についての説明を受けた。短い時間ではあったが、参加者の中には実際にお寺の境内にまで足を運ぶ人もいた。

### ・ 荻町城山展望台

大型バスがすりかえできない程の狭い道を上り、城山展望台の駐車場へ。時間帯のせい、途中ほとんど対向車もなく、順調に上ることができた。滞在予定時間を余り長くとらなかったこともあり、展望台到着後すぐに集合写真を撮る。好天にも恵まれ、参加者の多くは展望台からの眺望に感激した様子だった。

### ・ 帰雲城跡

下流側から来たものにとっては、標示板が木の葉の陰に隠れやや見にくい状態になっていたが、見落とさず現地に降りていくことができた。参加者は、内ヶ島氏の居城や城下を一瞬にして埋没させた天正13年に起きた巨大地震があったことに驚き、説明に耳を傾けていた。

### ・ 御母衣地下発電所

御母衣電力館の駐車場に入ると、御母衣電力所の木下所長を始め、関係者数人が出迎えてくださった。電力所の車に先導され、1.2キロの斜坑を下り地下発電所に入る。2台のバスがUターンできるように、わざわざ突き当たりのシャッターを開けていただいた。参加者が3班に分かれ、順番に見て回りながら説明を聞いた。地上からはうかがい知れない巨大施設だけに、興味深い様子が見られ、質問をする人も多く見られた。

### ・ 荘川桜

時間があまりなかったので自由見学のようにしたが、一部の参加者は、御母衣ダム建設により光輪寺、照蓮寺の境内にあったアズマヒガンザクラを移植したという砂田散居村ミュージアム館長の話に耳を傾けていた。

- ・ 魚帰の滝

駐車場から約100メートル歩いて、滝の見える橋に行く。水量豊富な美しい水が滝を白く流れ落ちている。参加者は、「ダムのない頃、下流から遡上してきた魚がこの滝が上れずに引き返した」という説明を聞きながら、滝の美しい景観に感心していた。

- ・ 山中山橋

舗装はこの橋までである。橋のたもとでバスを降り、砂利道を歩きながら付近の植生について砂田館長が説明した。約200メートル程のところまで沢におり、庄川源流部の水に触れてもらった。参加者は、思い思いに澄んだ冷たい水に手を浸したり沢音に耳を傾けたりしながら、喧噪を離れたひとときを楽しんでいた。

- ・ 旧遠山家

受付の人の指示により、入館してすぐに広間に入ってビデオ視聴をした。10分程度のものであった。視聴後、2階に一度に上がれないことから、2階の民具展示会場見学と1階の施設見学とを半々に行った。参加者は思いの外興味深そうに見て回っていた。

- ・ 白川村荻町

せせらぎ駐車場にバスを止め、吊り橋状の橋を渡って荻町に入った。50分間の自由散策である。駐車場から町までの往復にかなりの時間がかかるので、50分と言ってもそんなにゆとりのある時間ではなかった。しかし、蒸し暑くて歩くのに疲れたのか、参加者の多くが予定時刻よりもかなり早くバスに戻ってきた。

## 6 成果と課題

今年は、北日本新聞と富山新聞に募集案内記事が掲載されたためか、募集開始とともに砺波市内外から多くの参加希望が寄せられた。最終的には、参加者49人、キャンセル待ち10人あまりを数えた。遠くは、上市町や富山市からという人も何人かいた。できるだけ多くの参加希望者を受け入れたいとの思いから、急遽砺波市体育協会のマイクロバスを借り上げて対応した。

参加者の多くに学ぼうとする姿勢があり、説明者の話を終始しっかり聞こうとしていた。また、参加者側からも、バスの内外での説明がとてもよかったと好評であった。

今回の見学会の目玉の一つであった「御母衣地下発電所」の見学では、休日にもかかわらず御母衣電力所所長以下3名が説明に対応してくださった。ダムサイトの1.2キロの斜坑を下ったの地下巨大発電施設には参加者が一様に感激し、質問も多く出ていた。

新聞記事に受付開始期日が抜けていた関係で、予定よりも早く受け付けを開始せざるを得なかった。砺波市広報など、新聞以外から情報を得た人に不公平感が出ないよう、予定より早い申し込みについては「仮申し込み」という形で受け付けた。広報に新聞を使ったことは悪いことではなかったが、掲載してほしい内容を整理して示したり各新聞社を回って口頭で説明したりするなど、よりきめ細かな対応が必要であった。

好天にも恵まれて、見学は、寸分違わずあらかじめ予定していた時間通りに運んだが、それぞれの場所での見学時間が短すぎて慌ただしさを感じるものとなった。参加者の平均年齢を考えても、もう少し見学場所を精選し時間にゆとりのある計画の方が望ましいと思われる。

# 砺波散村地域学習講座

1 小学生の部	テーマ	= 体験・発見・散村の家 =
期日	8月17日(火)	
参加者	小学生 8名(出町3、庄南2、砺波南部1、砺波北部1、井波1)	
保護者	1名	
学芸員実習生	1名	
講師及びスタッフ	金田章裕人間文化研究機構長ほか スタッフ 7名	
日程		

## <オリエンテーション・講義>

金田章裕機構長の講義。自分なりの記号を使い、ある場所や地域のことを他の人にも伝わるようにすることが地図の役割であることなど「絵地図」の作り方に関する説明を受けた。

## <全体見学及び実習>

砺波市小島公民館から新藤家に歩いて移動しながら、歩測によっておよその距離を測定する方法や、散村の家々の様子を観察した。新藤宅では、アズマダチの家の内部や周囲の屋敷林の様子を観察し、木のおよその高さを調べるやり方を学んだ。

## <散村の屋敷やその周囲の観察>

散村の屋敷の内外を詳しく観察し絵地図に表すグループと散村の村の様子を観察してその様子を絵地図に表すグループとに分かれて活動した。散村の屋敷の絵地図グループは、新藤宅の家の間取りや庭の屋敷林の様子を絵地図にまとめ、散村の村の絵地図グループは、新藤宅の周辺を歩き回りながら、周辺の様子を絵地図にまとめた。

## <絵地図の制作・発表>

小島公民館において一人一人が自分の調べたことを4つ切りの画用紙にマジックで絵地図に表した。発表は、絵地図を実物投影機で拡大投影したものを指しながら行ったこともありとても分かりやすいものとなった。

## 成果と課題

- ・児童にとって絵地図づくりが楽しい活動であったようで、どの子ども熱心に作業に取り組んだ。
- ・指導者の人数が十分であり、一人一人に対して手厚い指導ができた。また、昨年の作品の例示は、絵地図制作に対する興味関心を高める上で役立った。
- ・何について発表すればいいか、発表の観点がよく分からない児童が見られた。事前に観察や発表の観点を分かりやすく示しておいた方が発表や質疑応答の質を高めることにつながると思われる。



2 中学生の部	テーマ = 散村の暮らし ~ 屋敷林を守る ~ =
期 日	8月18日(水)
参加者	
中学生	10名(庄西7、出町1、般若2)
小学生	1名(砺波南部小)
保護者	1名
学芸員実習生	1名
講師及びスタッフ	金田章裕人間文化研究機構長ほか スタッフ 8名
日 程	

<オリエンテーション>

小島第1常会にある家の屋敷林の樹種、本数、高さ等について調査する。開講式の後、新藤家の屋敷林を教材として調査の進め方等について和田研究員より指導を受けた。

<調 査>

小島第1常会の30軒程の家を4つに分け、4グループがそれぞれ1区域を担当した。調査内容は、「東西南北にどんな種類の高木～小低木が何本あるか」「平成17年に植えた苗木の生育状況」「屋敷林の特徴」等である。

<調査のまとめ・発表>

調査票のデータのとりまとめと、デジカメで撮影してきたものを整理した。発表では、口頭発表やパソコン操作などを役割分担しながら行った。

<調査及び発表の講評>

和田健研究員が生徒の調査活動やその発表内容に関する講評を行う。屋敷の南や西側に高木が多いことなどを指摘し、砺波の散村における屋敷林の特徴について整理した。

成果と課題

- ・実際に散村の家々を訪問し屋敷林を見て回る活動をしたことによって、散村の屋敷林の木の本数の多さや樹種の豊富さ等とともに、屋敷林の内部の涼しさや快適さなどを実感することができた。
- ・屋敷林の様子をデジカメで記録するという手法を取り入れた。また、発表に際しても、より分かりやすいプレゼンテーションになるように、パソコンや実物投影機などの機器の導入を図った。そのことにより、生徒は興味を持って発表準備を行い、発表も映像を交えた分かりやすいものとなった。
- ・時間の割に調査する家の数が多く、丁寧に詳しく調査する余裕がなかった。調査する家を、2～3軒に絞るべきであった。また、調査内容にしても、高木～小低木の仕分けが難しく、中学生には抵抗が大きすぎて手間がかかりすぎたように感じられた。





# 平成21年度活動記録

## 1 調査研究

- 1) 散村景観の保全と屋敷林についての調査研究
- 2) 砺波平野とその周辺地域の水環境の変化に関する調査研究
- 3) 散村の農業と農村の変容に関する調査研究
- 4) 散村地域の人口動態に関する調査研究
- 5) 地域総合研究「野尻野の散村 - 南砺市飛騨屋集落」 3年次(最終年度)
- 6) その他

<南砺市飛騨屋集落調査に関する事項>

- 9.8 井波自然観察友の会と飛騨屋調査に関する協議 平成14年調査と関連づけの在り方
- 10.2 飛騨屋調査下見 所長・事務局長・杉森孝一
- 10.5 飛騨屋屋敷林調査 井波自然観察友の会との合同 参加人数15名
- 10.5 屋敷林に対する意識を探る座談会(所長・事務局長・杉森氏・飛騨屋地区青壮年8名)

平成23年

- 1.18 井波自然観察友の会の米倉さんと例会での発表について打合せ
- 2.19 第57回例会発表  
「飛騨屋集落の屋敷林調査」 井波自然観察友の会事務局長 米倉春子

## 2 例会・見学会等

### 1 例会

- 第56回砺波散村地域研究所・富山地学会合同例会 3本の発表と講演  
(期日)平成22年11月20日(土) (場所) 砺波地域職業訓練センター (参加者) 60名  
(発表)・「景観保全と生活権」 富山大学准教授 鈴木晃志郎  
・「新用水の謎に挑む」 砺波散村地域研究所 佐伯 安一  
・「屋敷林の樹木構成パターンとその変容過程にみる保全の実態」  
筑波大学大学院博士特別研究員 不破 正仁  
(講演) 「現代人の暮らしと砺波平野の景観」

- 金沢大学地域創造学類地域プランニングコース 教授 神谷浩夫  
第57回砺波散村地域研究所例会 4本の発表と講演  
(期日)平成23年2月19日(土) (場所) 砺波地域職業訓練センター  
(発表)・「真宗の説教者たち」 砺波郷土資料館 安カ川恵子  
・「近世真宗寺院の由緒整備」 富山民俗の会 松山 充宏  
・「飛騨屋集落の屋敷林調査」 井波自然観察友の会 米倉 春子  
・「鷹栖村御藪」～史料からみた江戸末期の屋敷林～  
砺波散村地域研究所 新藤正夫  
(講演)「砺波地方の一向一揆」 富山県公文書館調査員 金龍教英

### 2 見学会

- ・庄川上流地域見学会 平成22年7月31日(土)  
参加者 56名 案内者 7名

大変人気があり参加者多数のため、バス1台を増発し2台で対応する。高齢者の割合が高いのはこれまで通りの傾向であったが、今回は、中学生や高校生という若年層の参加も目立った。盛りだくさんな内容であったが、参加者の高い関心や熱意が感じられる見学会となった。

コース 松川除・庄川合口ダム・小牧発電所・羽馬家・流刑小屋・岩瀬家・行徳寺・荻町城山展望台・帰雲城跡・御母衣地下発電所・荘川桜・魚帰滝・山中山橋・旧遠山家民俗館・白川荻町合掌集落

### 3 砺波散村地域学習講座

#### 小学生の部

テーマ 「体験・発見 散村の家」

実施日 8月17日(火)

参加者 児童8名(砺波北部、庄南、出町、砺波南部、井波)保護者1名、実習生1名

指導者 8名(金田人間文化研究機構長、所員、学芸員)

内容 講義「絵地図の種類と作り方」金田章裕人間文化研究機構長  
新藤宅見学、班別行動 新藤家絵地図作成 集落内地図作成 まとめと発表

#### 中学生の部

テーマ 「散村の暮らし - 屋敷林を守る - 」

実施日 8月18日(水)

参加者 生徒11名(庄西、出町、般若)保護者1名、実習生1名

指導者 9名(金田人間文化研究機構長、和田、柏樹、所員、学芸員)

内容 講義「砺波平野の散村の特長」金田章裕人間文化研究機構長  
新藤宅の屋敷林でサンプル調査、小島の屋敷林の実地調査、まとめと発表

#### 高校生の部

テーマ 「庄川扇状地の自然的特性 - 治水と利水 - 」

実施日 8月19日(木)

参加者 生徒14名(高岡南、砺波、高岡、福光)実習生1名

指導者 5人(金田人間文化研究機構長、所員、学芸員)

内容 講義「庄川の治水と利水」金田章裕人間文化研究機構長  
巡検 テーマ「庄川の治水と利水」、個別レポート作成、まとめと発表

### 4 大学等の研究機関ならびに生涯学習団体の活動に対する協力・支援

京都大学・筑波大学大学院・富山大学・富山地学会・東京大学

### 5 散村地域に関する資料の収集 地域に関する出版物 統計資料の収集

### 6 研究成果の刊行 『砺波散村地域研究所研究紀要』28号

### 7 郷土資料館

春・秋の特別展への協力

### 8 出版物の改訂

「砺波平野の散村」が初版から10年が経過し、資料的、内容的にも手を入れる必要が生じたことから改訂に着手した。この改訂を機に、小中学生が気軽に手にとって読めるよう文章をできるだけ平易で分かりやすいものにするとともに、ふりがなも多くふった。また、市内の学校には数冊ずつ無料配布した。